

平成28年度

あまがさきの介護

**尼崎市健康福祉局福祉部
介護保険事業担当**

『あまがさきの介護』 目次

I	一般状況	1
1	市勢	3
(1)	尼崎市の沿革	3
(2)	尼崎市の位置及び面積	3
2	高齢者の状況	4
(1)	高齢者人口の推移(住民基本台帳人口)	4
(2)	年代別高齢者人口と高齢化率	5
3	介護保険制度のあゆみ	6
4	組織図と事務分掌(平成29年4月1日現在)	7
5	介護サービス利用手順	8
II	被保険者	9
1	第1号被保険者数の年度別推移	11
2	第1号被保険者数の月別推移	12
III	保険料	13
1	年度別保険料(年額)の推移	15
2	保険料収納状況	20
(1)	現年度分	20
(2)	所得段階別 現年度分	21
(3)	滞納繰越分	22
(4)	所得段階別 滞納繰越分	22
(5)	口座振替加入率	23
(6)	減免状況	23
IV	認定審査	25
1	介護認定審査会	27
2	月別要支援・要介護認定申請状況	27
3	年度別要支援・要介護認定申請状況	28
4	月別要介護度別認定者状況	29
5	年度末別要介護度別認定者状況(12年度末～17年度末)	31
6	年度末別要介護度別認定者状況(18年度末～28年度末)	32
7	年度末別認定率	34
8	行政区別 要介護度別認定者状況	35

V	保険給付等	37
1	月別介護サービス利用者状況	39
(1)	居宅(介護予防)サービス利用者数	39
(2)	地域密着型(介護予防)サービス利用者数	40
(3)	施設別介護サービス利用者数	41
(4)	要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合	42
2	年度別介護サービス利用者状況	43
(1)	居宅介護(介護予防)サービス利用者数	43
(2)	地域密着型(介護予防)サービス利用者数	43
(3)	施設別介護サービス利用者数	43
3	保険給付費審査年度別・月別支給額	44
(1)	平成12～17年度 年度別支給額	44
(2)	平成28年度月別支給額及び平成18～27年度支給額	45
4	負担割合証交付状況	52
5	減免認定状況	52
(1)	食費・居住費に係る負担額限度額認定	52
(2)	利用者負担減額・免除認定	52
(3)	介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定	52
6	高額介護(予防)サービス費支給状況	53
7	高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況	53
8	居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率	54
9	一般施策	56
(1)	社会福祉法人による生活困窮者に対する介護保険 サービスに係る利用者負担額軽減措置事業	56
(2)	障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業	56
VI	地域支援事業 1	57
1	任意事業	59
(1)	住宅改修支援事業	59
(2)	介護相談員派遣事業	59
(3)	介護給付適正化事業	59

VII	地域支援事業 2	61
1	介護予防事業	63
2	包括的支援事業	65
(1)	地域包括支援センターの設置状況	65
(2)	総合相談支援、権利擁護業務	66
(3)	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	66
(4)	生活支援サービス体制整備	68
(5)	医療・介護連携推進	68
(6)	認知症総合支援事業	68
3	任意事業	70
(1)	家族介護慰労事業	70
(2)	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	70
(3)	徘徊高齢者家族支援サービス事業	70
(4)	高齢者向けグループハウス運営事業	71
(5)	高齢者自立支援型食事サービス事業	71
(6)	住宅改造相談事業	71
(7)	家族介護用品支給事業	71
(8)	介護マーク普及事業	71
(9)	成年後見制度利用支援事業	72
(10)	高齢者緊急一時保護事業	72
(11)	権利擁護推進事業	72
VIII	その他	73
1	広報活動	75
(1)	パンフレットの作成・配布	75
(2)	保険料のしおり	75
(3)	介護保険だよりの発行	75
(4)	市報あまがさきへの掲載	75
(5)	市民への説明(市政出前講座)等	75
(6)	ホームページへの掲載	75
2	苦情相談件数	75
3	相談・苦情への対応	76
(1)	要介護認定、保険料徴収について	76
(2)	サービスの利用について	76
4	尼崎市内 介護保険事業所・施設数	77
(1)	介護保険事業所・施設数	77
(2)	市内の介護保険施設	78
(3)	市内の地域密着型サービス事業所	79

5	尼崎市地域包括支援センター運営部会	80
(1)	設置年月日	80
(2)	設置目的	80
(3)	組織	80
(4)	所掌事項	80
(5)	平成28年度開催回数	80
(6)	地域包括支援センターについて	80
6	尼崎市地域密着型サービス運営部会	81
(1)	設置年月日	81
(2)	設置目的	81
(3)	組織	81
(4)	所掌事項	81
(5)	平成28年度開催回数	81
7	尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会	82
(1)	設置年月日	82
(2)	設置目的	82
(3)	組織	82
(4)	所掌事項	82
(5)	平成28年度開催回数	82
8	在宅医療・介護連携推進部会	83
(1)	設置年月日	83
(2)	設置目的	83
(3)	組織	83
(4)	所掌事項	83
(5)	平成28年度開催回数	83
9	尼崎居宅介護支援事業連絡会	84
(1)	設立	84
(2)	目的	84
(3)	会員数	84
(4)	主な活動内容	84
IX	財政・条例等	85
1	財 政	87
(1)	平成28年度介護保険事業費歳入歳出決算(見込)	87
(2)	平成29年度介護保険事業費歳入歳出予算(当初)	88
(3)	介護保険事業に係る基金の状況	89
2	条例等	90
(1)	尼崎市介護保険条例	90
(2)	尼崎市介護保険規則	104
(3)	尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	109

I 一般狀況

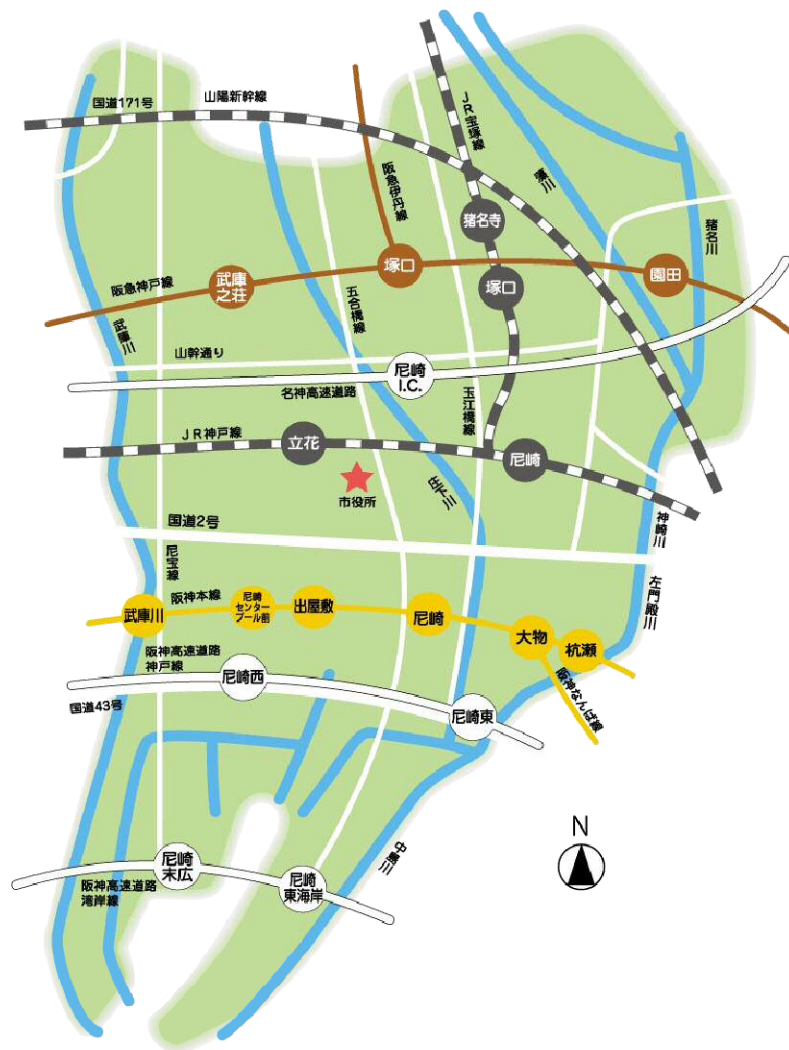
1 市勢

(1) 尼崎市の沿革

1916年	(大正5年)	市制の施行
1936年	(昭和11年)	小田村と解消合併
1942年	(昭和17年)	立花村・大庄村・武庫村を合併
1947年	(昭和22年)	園田村を合併し、ほぼ現在の市域となる

(2) 尼崎市の位置及び面積

阪神広域圏に属し、大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、総面積50.72平方キロメートルである。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。



2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移(住民基本台帳人口) ※平成24年以前は外国籍を含まない。

(単位:人)

区 分	平成12年3月末		平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	466,380	100.0%	464,170	100.0%	463,256	100.0%	462,386	100.0%
40歳以上	238,442	51.1%	238,562	51.4%	239,428	51.7%	240,432	52.0%
65歳以上	74,659	16.0%	77,817	16.8%	80,596	17.4%	83,499	18.1%
75歳以上	28,088	6.0%	29,492	6.4%	30,969	6.7%	32,219	7.0%

区 分	平成16年3月末		平成17年3月末		平成18年3月末		平成19年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	462,082	100.0%	460,263	100.0%	459,568	100.0%	458,958	100.0%
40歳以上	241,651	52.3%	243,389	52.9%	245,027	53.3%	246,524	53.7%
65歳以上	85,686	18.5%	88,147	19.2%	91,182	19.8%	95,052	20.7%
75歳以上	33,938	7.3%	35,505	7.7%	37,119	8.1%	38,971	8.5%

区 分	平成20年3月末		平成21年3月末		平成22年3月末		平成23年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	458,603	100.0%	459,933	100.0%	460,245	100.0%	458,754	100.0%
40歳以上	249,161	54.3%	252,580	54.9%	255,924	55.6%	258,730	56.4%
65歳以上	97,962	21.4%	101,276	22.0%	103,862	22.6%	104,695	22.8%
75歳以上	40,854	8.9%	42,603	9.3%	44,780	9.7%	47,163	10.3%

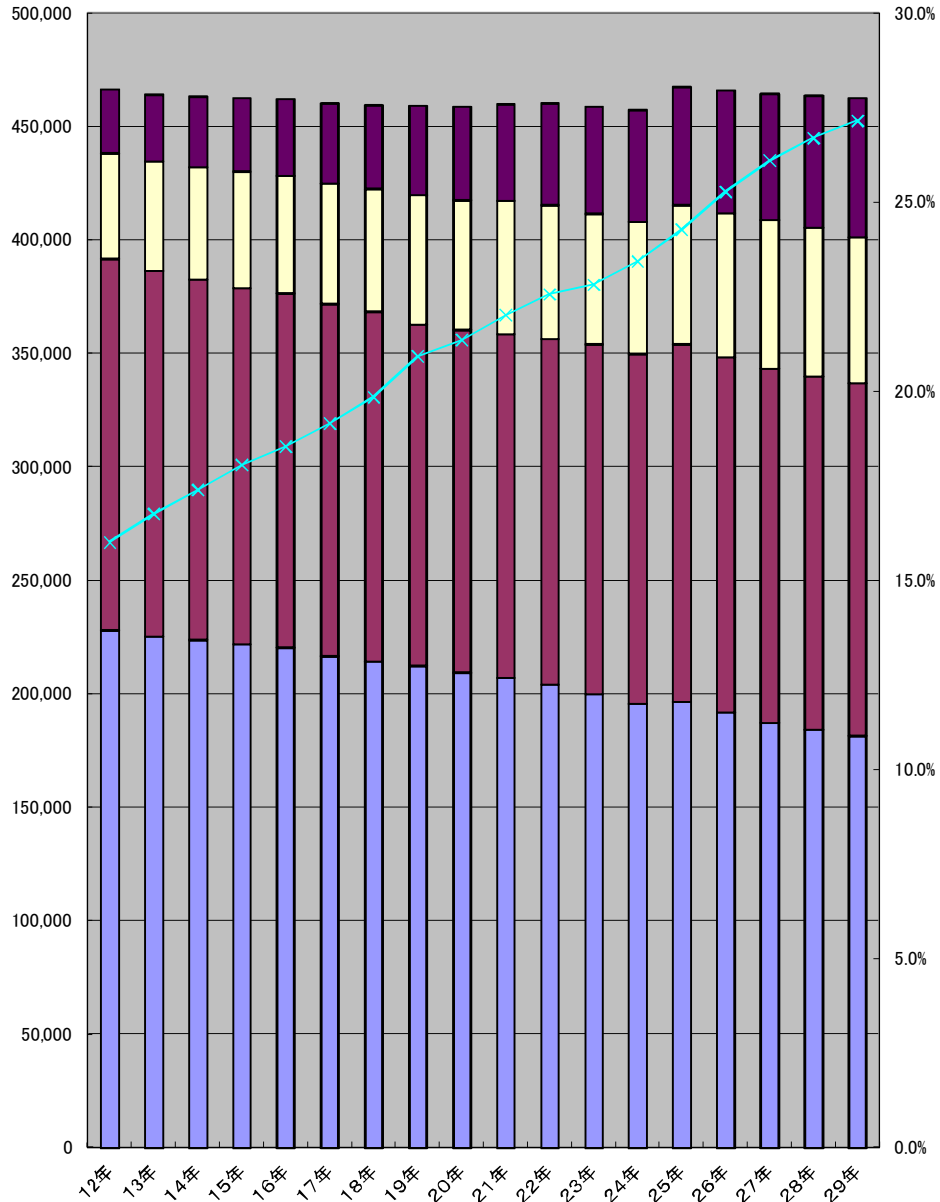
区 分	平成24年3月末		平成25年3月末		平成26年3月末		平成27年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	457,216	100.0%	467,673	100.0%	466,034	100.0%	464,562	100.0%
40歳以上	261,433	57.2%	271,099	58.0%	274,120	58.8%	277,010	59.6%
65歳以上	107,140	23.4%	113,539	24.3%	117,778	25.3%	121,277	26.1%
75歳以上	49,111	10.7%	52,240	11.2%	53,954	11.6%	55,804	12.0%

区 分	平成28年3月末A		平成29年3月末B		前年度末比 B/A
	人数	割合	人数	割合	
総人口	463,662	100.0%	462,520	100.0%	99.8%
40歳以上	279,352	60.2%	280,934	60.7%	100.6%
65歳以上	123,772	26.7%	125,574	27.1%	101.5%
75歳以上	58,228	12.6%	61,137	13.2%	105.0%

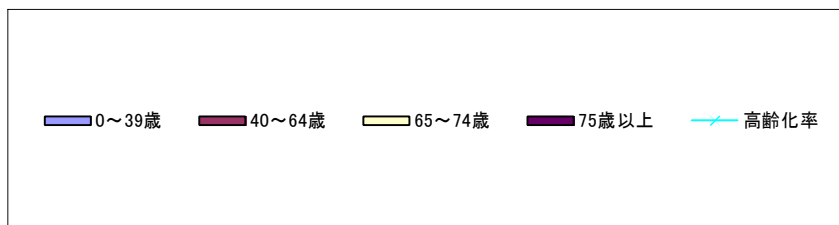
単位:人

高齢化率

(2)年代別高齢者人口と高齢化率



※各年3月末時点



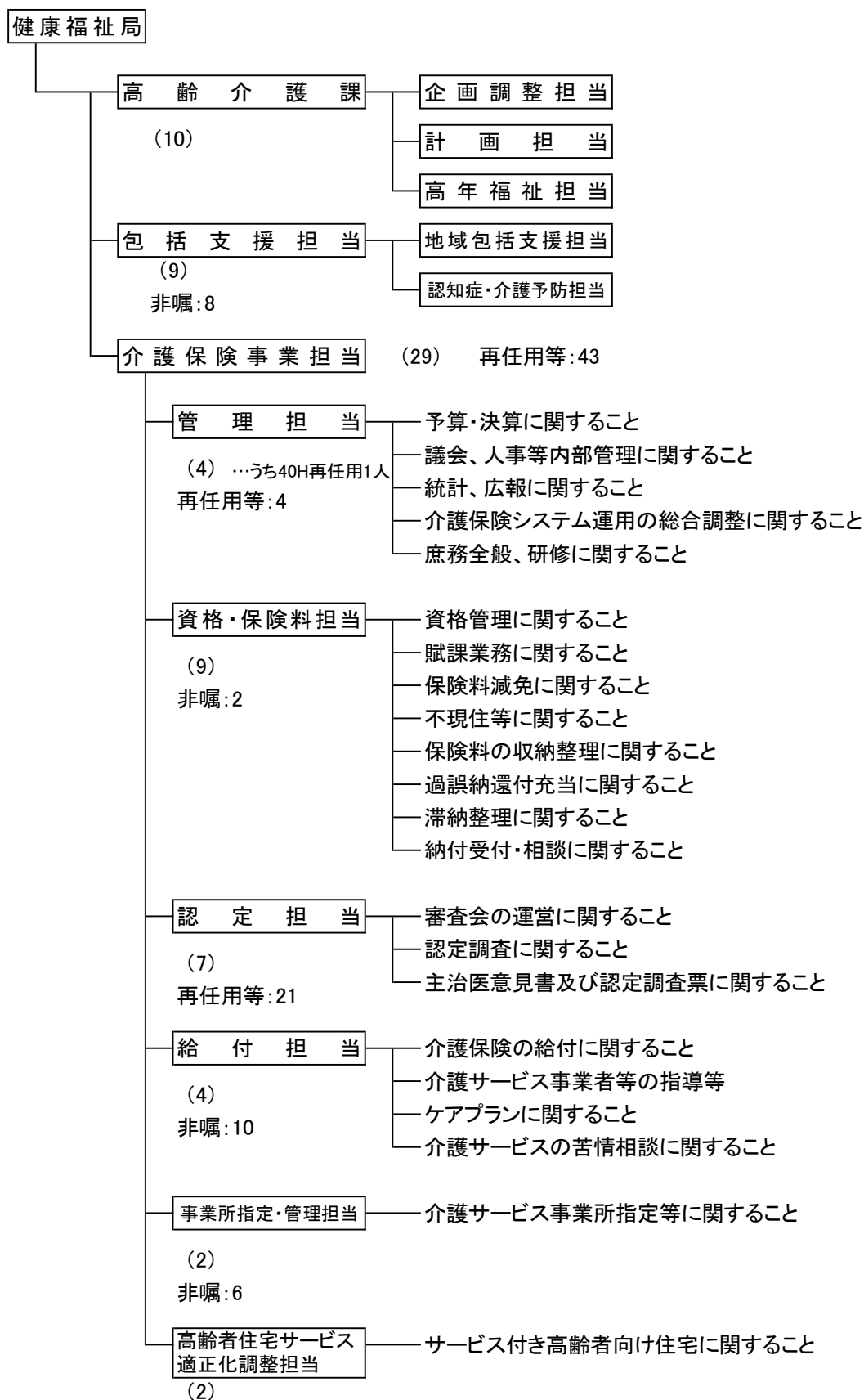
3 介護保険制度のあゆみ

	国	市
H 9 . 12 . 17	介護保険法(法律第123号)公布	
H 10 . 4 . 1		介護保険準備室設置
H 10 . 4 . 10	介護支援専門員に関する省令	
H 10 . 8 . 1		高齢者等に関する実態調査実施
H 10 . 8 . 24		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会発足
H 11 . 4 . 1		介護保険課設置
H 11 . 8 . 26		尼崎市介護認定審査会委員委嘱(90名)
H 11 . 9 . 13		要支援・要介護認定申請受付開始
H 11 . 10 . 1		準備要支援・要介護認定審査開始
H 12 . 2 . 3		尼崎居宅介護支援事業連絡会発足
H 12 . 2 . 10	厚生省告示第19号他(介護報酬) 厚生省告示第37号(短期入所サービス区分の利用枠拡大)	
H 12 . 2 . 21	平成11年度介護保険円滑導入臨時特例交付金について(通知)	
H 12 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
H 12 . 3 . 24	厚生省告示第92号(短期入所サービスの振替措置)	
H 12 . 4 . 1	介護保険法施行	尼崎市介護保険条例施行
H 12 . 9 . 11		平成12年度介護保険料決定通知発送
H 12 . 10 . 1		保険料徴収開始(半額徴収) いきいき健康づくり事業(保健福祉事業)開始
H 14 . 8 . 1		介護相談員派遣事業実施
H 15 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 15 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正
H 16 . 6 . 1		いきいき100万歩運動実施
H 17 . 10 . 1	介護保険法改正(施設給付見直し)	
H 18 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 18 . 4 . 1	介護保険法改正(新予防給付、地域密着型サービス、地域包括支援センター設置等)	改正尼崎市介護保険条例施行
H 21 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 21 . 4 . 1	介護保険法改正(介護報酬3%引上げ)	尼崎市介護保険条例改正、尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定
H 24 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 24 . 4 . 1	介護保険法改正(指定居宅サービス事業等の人員基準等の条例委任、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス新設)	尼崎市介護保険条例改正
H 25 . 4 . 1		尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行
H 26 . 4 . 1	介護保険法改正(地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業等の人員基準等の条例委任)	
H 27 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 27 . 4 . 1	介護保険法改正(新総合事業の実施、地域支援事業の充実、利用者負担等の見直し、保険料軽減措置の実施等)	尼崎市介護保険条例改正、 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例改正
H 29 . 4 . 1		介護予防・日常生活支援総合事業開始

4 組織図と事務分掌

組織図(平成29年4月1日現在)

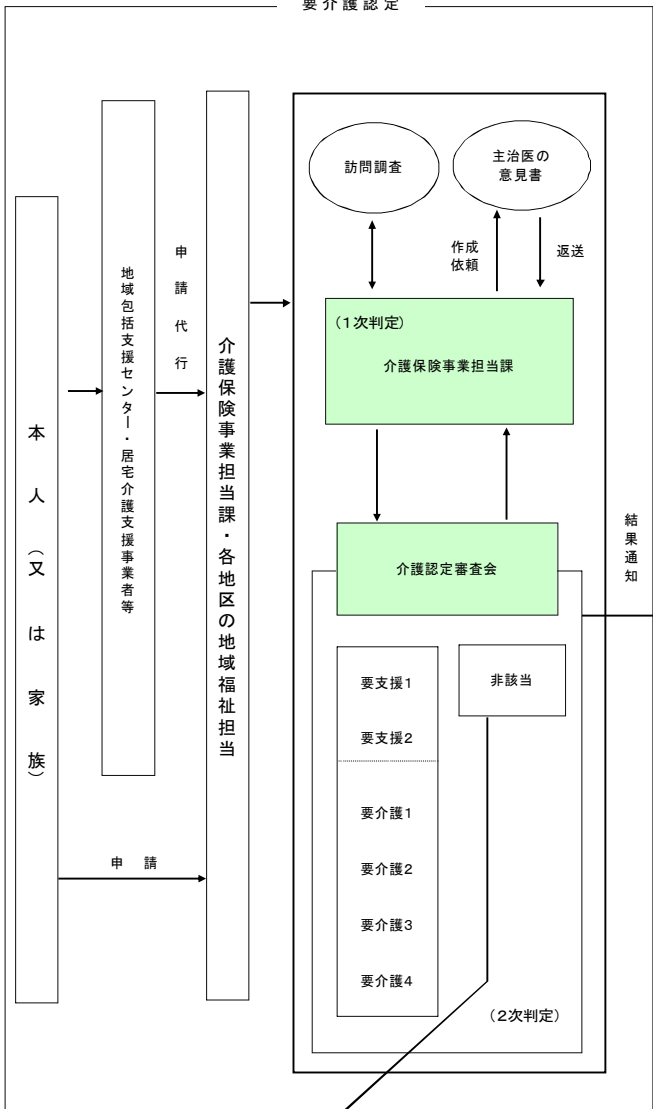
※ ()内は職員数



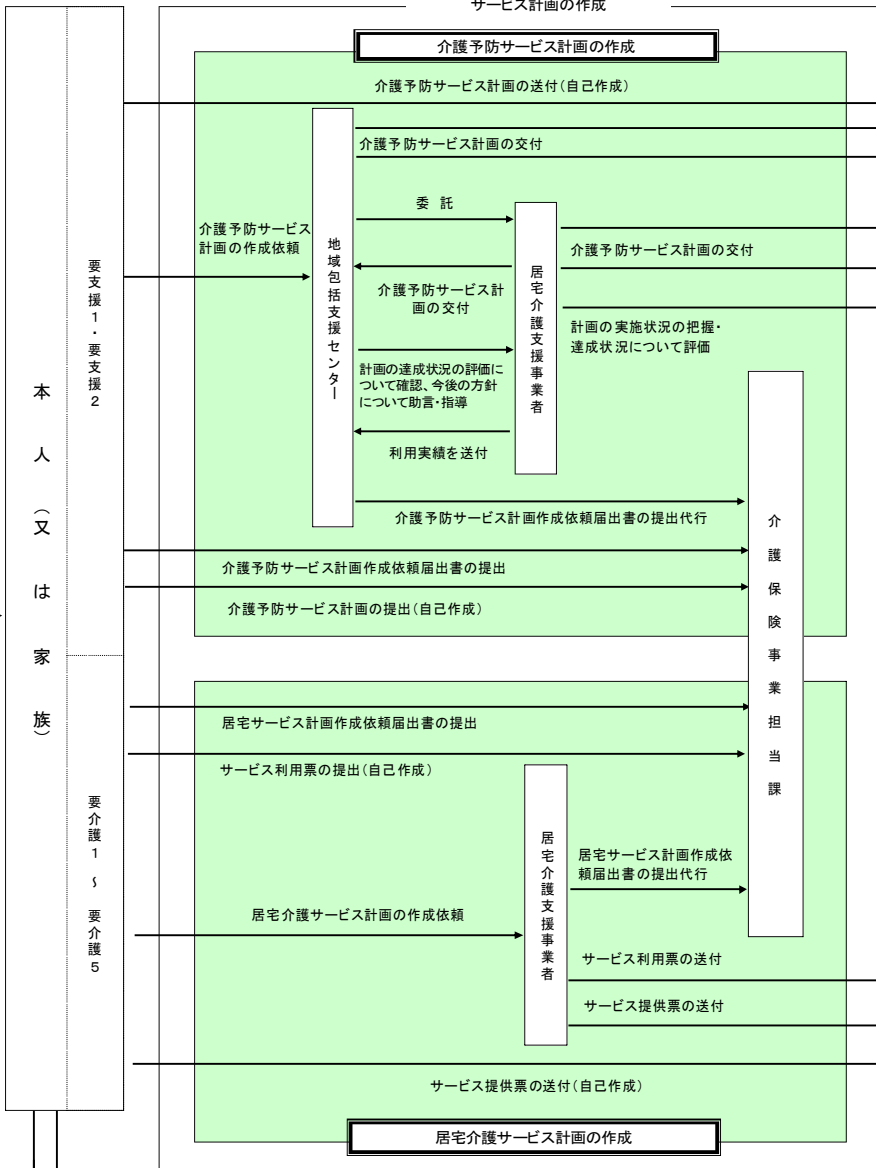
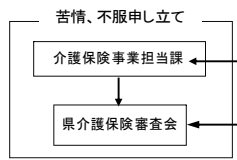
※ 健康増進課、生活支援相談課において地域支援事業の一部を実施している。

5 介護サービス利用手順

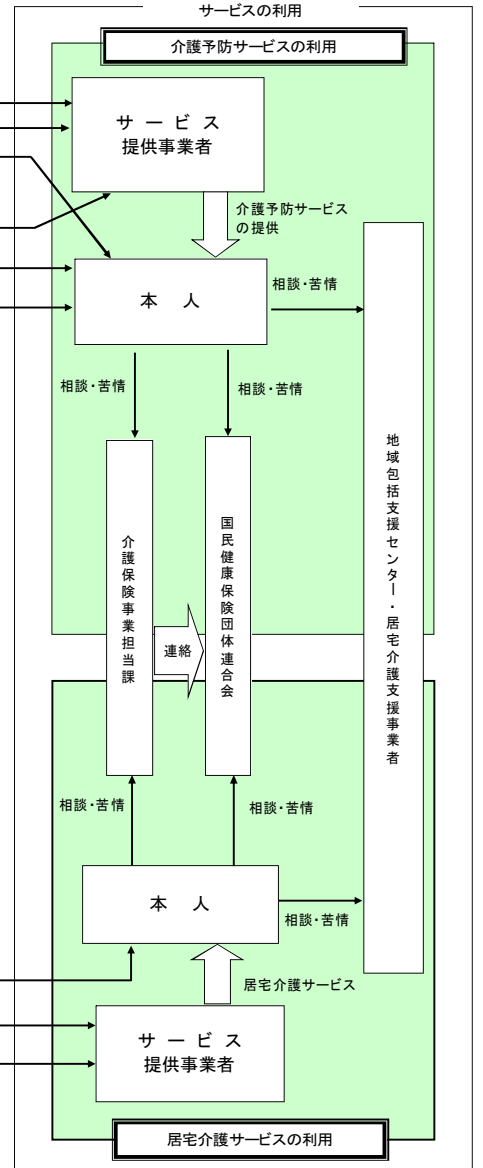
要介護認定



介護予防事業へ



入所
介護保険施設
施設サービス計画の作成・施設サービス提供



Ⅲ 被保險者

1 第1号被保険者数の年度別推移

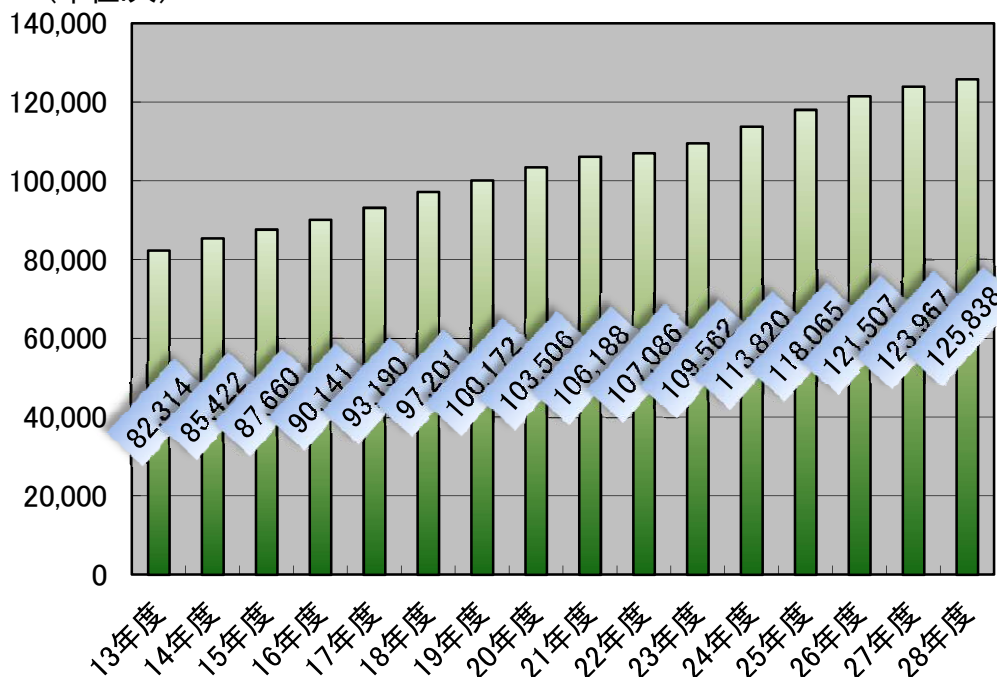
(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他
11年度	76,272	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12年度	79,456	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13年度	82,314	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14年度	85,422	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15年度	87,660	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16年度	90,141	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17年度	93,190	699	6,746	1	25	1,051	36	3,325	6	4
18年度	97,201	734	7,567	3	77	910	100	3,343	10	7
19年度	100,172	739	6,756	1	45	858	106	3,587	8	11
20年度	103,506	851	6,973	3	24	872	42	3,572	13	18
21年度	106,188	885	6,195	1	59	858	42	3,544	4	10
22年度	107,086	810	4,890	5	31	877	15	3,926	6	14
23年度	109,562	810	6,684	0	13	946	71	3,990	8	16
24年度	113,820	862	8,458	4	48	941	92	4,055	11	15
25年度	118,065	817	8,401	3	74	952	37	4,027	12	22
26年度	121,507	995	7,730	0	79	974	85	4,277	8	18
27年度A	123,967	877	6,775	4	81	994	39	4,217	13	14
28年度B	125,838	927	6,187	0	75	871	32	4,402	4	9
前年度比 B/A	101.5%	105.7%	91.3%	0.0%	92.6%	87.6%	82.1%	104.4%	30.8%	64.3%

注) 被保険者数は年度末現在の人数

第1号被保険者数の年度別推移

(単位:人)



2 第1号被保険者数の月別推移

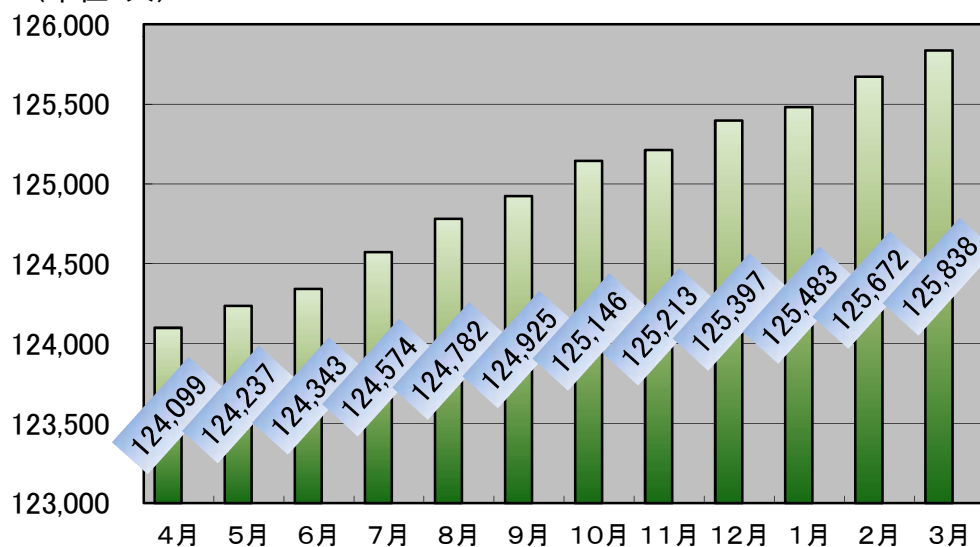
(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外 非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他
4月	124,099	128	458	0	4	94	10	353	1	0
5月	124,237	79	481	0	3	65	1	359	0	0
6月	124,343	88	410	0	6	66	2	330	0	0
7月	124,574	65	532	0	4	66	0	304	0	0
8月	124,782	83	522	0	6	69	1	330	0	3
9月	124,925	61	486	0	2	82	0	323	1	0
10月	125,146	73	516	0	6	73	1	298	0	2
11月	125,213	80	483	0	7	81	3	418	0	1
12月	125,397	59	527	0	7	68	1	339	0	1
1月	125,483	52	608	0	10	69	3	511	0	1
2月	125,672	70	590	0	8	59	7	412	1	0
3月	125,838	89	574	0	12	79	3	425	1	1
合計	-	927	6,187	0	75	871	32	4,402	4	9

注) 被保険者数は月末現在の人数

(単位:人)

第1号被保険者数の月別推移



Ⅲ 保險料

1 年度別保険料(年額)の推移

平成27年度の保険料等(平成27年度～平成29年度(予定))

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	48,679
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	53,298
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	71,064
第6段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	85,277
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1.250	88,830
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.300	92,383
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	106,596
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.700	120,809
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	129,692
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	138,575
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	147,458
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.200	156,341

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人	0.500	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.750	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.150	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.250	80,119
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	H24: 1.333	85,458
		H25: 1.417	90,804
		H26: 1.500	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	1.500	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.750	112,167

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

公費による低所得者の保険料軽減強化 平成27年度から、公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。軽減後の**第1段階**の保険料は次のとおりです。

軽減前			軽減後		
年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
35,532円	2,961円	0.5	31,979円	2,665円	0.45

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	35,532 (31,979)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.75	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.25	80,119
第9段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和措置対象者	H24	1.3333 85,458
		H25	1.4167 90,804
		H26	1.5 96,143
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	1.5	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	112,167

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	98,926

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※平成21年度の保険料(平成21年度～平成23年度)の表中にある第5段階(基準額)の保険料年額欄の()内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	35,532 (31,979)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	98,926

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	28,484
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されて いるが、本人は市民税非課税の人	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円未満の人	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	99,694

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※第5段階(基準額)の保険料年額欄の()内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。

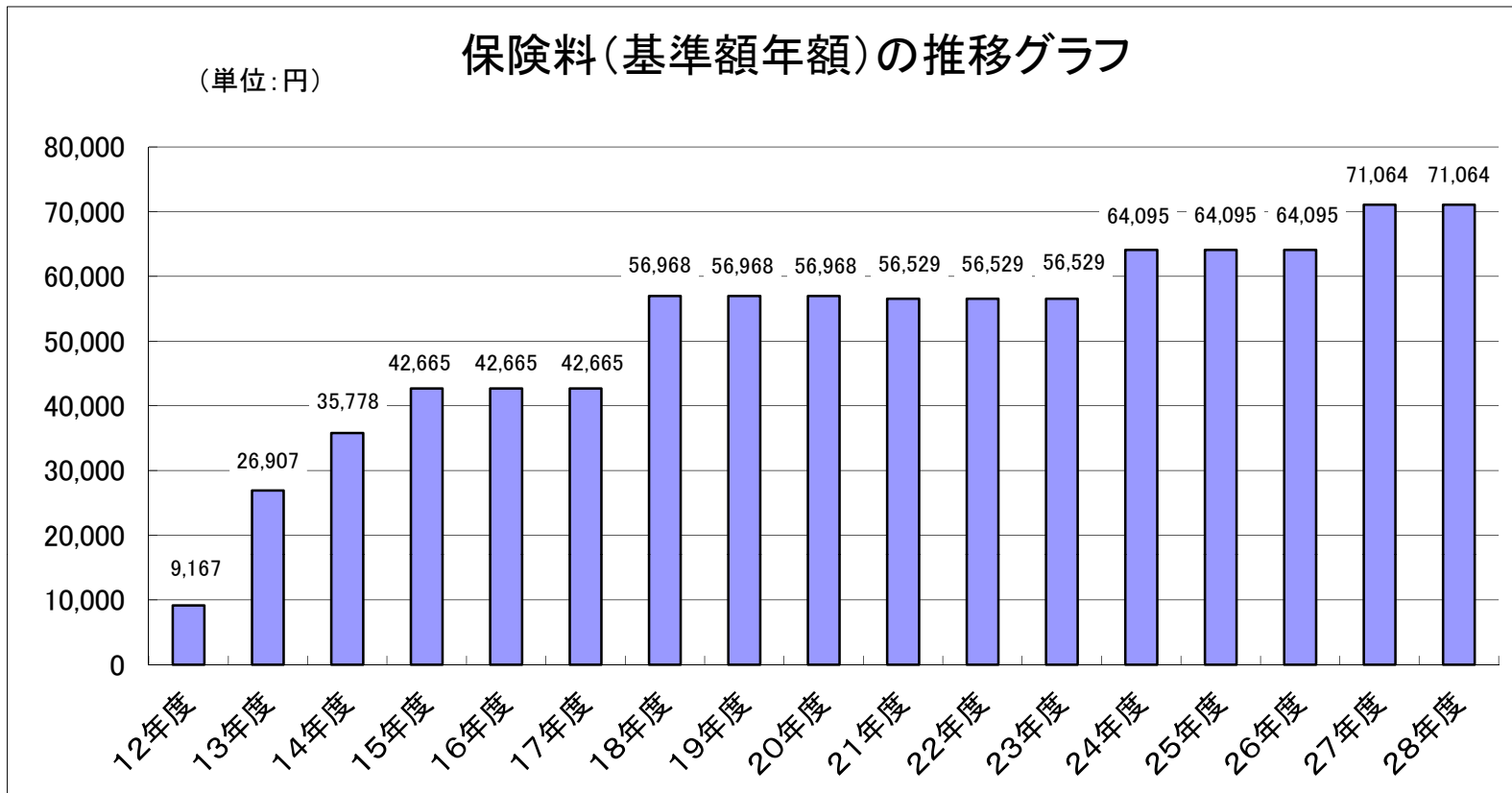
平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の場合	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の場合	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の場合	1.75	99,694

従来 of 段階等

所得段階	対象者	保険料率	年度別の年間保険料(円)			
			12年度	13年度	14年度	15～17年度
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	0.5	4,584	13,454	17,889	21,333
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の場合	0.75	6,876	20,181	26,834	31,999
第3段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	9,167	26,907	35,778	42,665
第4段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合(平成14年度まで250万円未満)	1.25	11,459	33,634	44,723	53,332
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の場合(平成14年度まで250万円以上)	1.5	13,751	40,361	53,667	63,998

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。



* 保険料は平成12年4月～9月までは国が全額負担、
平成12年10月～平成13年9月までは国が半額負担。

* 平成21～平成23年度の基準額 56,529円は、
介護従事者処遇改善臨時特例交付金による負担軽減後の金額。
軽減前の基準額は、57,347円。

2 保険料収納状況

(1) 現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

年度	内訳 徴収区分	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
12	合 計	81,145	705,274,695	79,312	689,555,846	2,787	15,718,849	97.77
13	合 計	93,160	2,121,025,536	91,060	2,073,766,071	3,347	47,259,465	97.77
14	合 計	95,405	2,887,101,909	93,243	2,821,691,802	3,336	65,410,107	97.73
15	合 計	98,285	3,551,794,939	95,885	3,467,115,774	3,665	84,679,165	97.62
16	合 計	100,251	3,624,156,634	97,849	3,538,475,997	3,575	85,680,637	97.64
17	合 計	103,404	3,719,145,445	100,948	3,631,019,336	3,676	88,126,109	97.63
18	合 計	112,696	5,282,932,952	109,880	5,158,998,136	4,184	123,934,816	97.65
19	合 計	109,987	5,525,843,545	107,428	5,406,622,949	3,721	119,220,596	97.84
20	合 計	112,819	5,690,023,446	110,209	5,563,633,075	3,869	126,390,371	97.78
21	特別徴収	94,073	4,973,529,225	94,073	4,973,529,225	0	0	100.00
	普通徴収	21,887	768,123,337	19,290	643,165,330	3,821	124,958,007	83.73
	合 計	115,960	5,741,652,562	113,363	5,616,694,555	3,821	124,958,007	97.82
22	特別徴収	96,079	5,075,152,572	96,079	5,075,152,572	0	0	100.00
	普通徴収	20,310	715,692,857	17,946	599,510,518	3,506	116,182,339	83.77
	合 計	116,389	5,790,845,429	114,025	5,674,663,090	3,506	116,182,339	97.99
23	特別徴収	97,058	5,122,275,644	97,058	5,122,275,644	0	0	100.00
	普通徴収	20,899	709,017,502	18,489	595,883,204	3,520	113,134,298	84.04
	合 計	117,957	5,831,293,146	115,547	5,718,158,848	3,520	113,134,298	98.06
24	特別徴収	100,231	5,888,502,235	100,231	5,888,502,235	0	0	100.00
	普通徴収	23,857	907,624,337	21,230	770,361,152	3,867	137,263,185	84.88
	合 計	124,088	6,796,126,572	121,461	6,658,863,387	3,867	137,263,185	97.98
25	特別徴収	104,138	6,118,814,654	104,138	6,118,814,654	0	0	100.00
	普通徴収	24,509	935,766,233	21,839	794,442,520	3,881	141,323,713	84.90
	合 計	128,647	7,054,580,887	125,977	6,913,257,174	3,881	141,323,713	98.00
26	特別徴収	107,979	6,339,091,448	107,979	6,339,091,448	0	0	100.00
	普通徴収	24,803	947,637,188	22,162	804,743,408	3,911	142,893,780	84.92
	合 計	132,782	7,286,728,636	130,141	7,143,834,856	3,911	142,893,780	98.04
27	特別徴収	110,620	7,129,762,604	110,620	7,129,762,604	0	0	100.00
	普通徴収	23,550	980,111,475	21,035	834,326,060	3,638	145,785,415	85.13
	合 計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20
28	特別徴収	112,946	7,317,654,749	112,946	7,317,654,749	0	0	100.00
	普通徴収	22,876	965,463,889	20,467	825,598,048	3,457	139,865,841	85.51
	合 計	135,822	8,283,118,638	133,413	8,143,252,797	3,457	139,865,841	98.31

※各年度分とも翌年度5月末現在

(2)所得段階別 現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

段階	内訳	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1	特徴	24,502	744,917,862	24,502	744,917,862	0	0	100.00
	普徴	10,663	296,579,574	9,585	260,785,385	1,568	35,794,189	87.93
	計	35,165	1,041,497,436	34,087	1,005,703,247	1,568	35,794,189	96.56
2	特徴	10,912	511,586,350	10,912	511,586,350	0	0	100.00
	普徴	670	20,205,887	582	16,501,799	119	3,704,088	81.67
	計	11,582	531,792,237	11,494	528,088,149	119	3,704,088	99.30
3	特徴	10,658	545,795,749	10,658	545,795,749	0	0	100.00
	普徴	769	25,220,207	666	19,916,034	141	5,304,173	78.97
	計	11,427	571,015,956	11,324	565,711,783	141	5,304,173	99.07
4	特徴	14,069	851,297,477	14,069	851,297,477	0	0	100.00
	普徴	3,323	149,431,985	2,945	124,220,504	517	25,211,481	83.13
	計	17,392	1,000,729,462	17,014	975,517,981	517	25,211,481	97.48
5	特徴	11,729	813,682,725	11,729	813,682,725	0	0	100.00
	普徴	561	22,951,559	501	19,147,813	83	3,803,746	83.43
	計	12,290	836,634,284	12,230	832,830,538	83	3,803,746	99.55
6	特徴	13,418	1,088,715,052	13,418	1,088,715,052	0	0	100.00
	普徴	2,151	120,347,626	1,831	92,700,241	458	27,647,385	77.03
	計	15,569	1,209,062,678	15,249	1,181,415,293	458	27,647,385	97.71
7	特徴	1,079	91,809,778	1,079	91,809,778	0	0	100.00
	普徴	123	7,250,841	100	5,332,457	31	1,918,384	73.54
	計	1,202	99,060,619	1,179	97,142,235	31	1,918,384	98.06
8	特徴	12,611	1,113,158,659	12,611	1,113,158,659	0	0	100.00
	普徴	1,532	87,018,453	1,352	71,112,366	257	15,906,087	81.72
	計	14,143	1,200,177,112	13,963	1,184,271,025	257	15,906,087	98.67
9	特徴	7,333	733,079,715	7,333	733,079,715	0	0	100.00
	普徴	1,506	97,232,959	1,384	84,490,046	188	12,742,913	86.89
	計	8,839	830,312,674	8,717	817,569,761	188	12,742,913	98.47
10	特徴	2,864	324,231,025	2,864	324,231,025	0	0	100.00
	普徴	637	47,149,738	606	43,285,078	49	3,864,660	91.80
	計	3,501	371,380,763	3,470	367,516,103	49	3,864,660	98.96
11	特徴	1,718	208,840,243	1,718	208,840,243	0	0	100.00
	普徴	419	36,379,135	405	34,529,238	24	1,849,897	94.91
	計	2,137	245,219,378	2,123	243,369,481	24	1,849,897	99.25
12	特徴	655	85,833,250	655	85,833,250	0	0	100.00
	普徴	154	14,428,713	151	13,917,805	8	510,908	96.46
	計	809	100,261,963	806	99,751,055	8	510,908	99.49
13	特徴	387	54,173,401	387	54,173,401	0	0	100.00
	普徴	94	10,307,470	91	9,841,543	5	465,927	95.48
	計	481	64,480,871	478	64,014,944	5	465,927	99.28
14	特徴	1,011	150,533,463	1,011	150,533,463	0	0	100.00
	普徴	274	30,959,742	268	29,817,739	9	1,142,003	96.31
	計	1,285	181,493,205	1,279	180,351,202	9	1,142,003	99.37

※各翌年度5月末現在

(3)滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 年度	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成13年度	2,787	15,144,322	2,373	3,523,958	0	0	1,778	11,620,364	23.27
平成14年度	3,677	58,572,638	1,299	11,164,981	1,366	6,787,284	2,463	40,620,373	19.06
平成15年度	4,083	105,953,699	1,331	16,641,254	1,945	28,603,812	2,610	60,708,633	15.71
平成16年度	4,322	145,113,671	1,421	22,216,926	2,131	46,716,495	2,812	76,180,250	15.31
平成17年度	4,459	161,731,447	1,381	22,856,173	2,369	59,197,711	2,882	79,677,563	14.13
平成18年度	4,496	167,217,918	1,246	19,474,509	2,499	63,768,941	3,014	83,974,468	11.65
平成19年度	4,974	207,683,452	1,339	24,562,501	2,606	67,177,643	3,453	115,943,308	11.83
平成20年度	5,038	234,886,736	1,213	23,562,169	2,964	92,849,825	3,419	118,474,742	10.03
平成21年度	5,069	244,602,673	1,241	25,774,477	2,996	95,745,284	3,372	123,082,912	10.54
平成22年度	4,908	246,477,713	1,321	28,321,484	2,895	97,035,259	3,333	121,120,970	11.49
平成23年度	4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76
平成24年度	4,571	227,383,481	1,081	23,455,129	2,765	93,136,266	3,120	110,792,086	10.32
平成25年度	5,869	247,903,918	1,185	28,433,142	2,651	87,978,192	3,393	131,492,584	11.47
平成26年度	5,035	272,582,742	1,313	30,629,234	2,839	103,876,542	3,469	138,076,966	11.24
平成27年度	5,059	280,714,854	1,327	31,536,449	2,987	109,515,891	3,402	139,662,514	11.23
平成28年度	4,763	284,798,463	1,233	30,720,029	2,886	109,979,264	3,243	144,099,170	10.79

※3月末現在

※保険料の徴収が平成12年度より開始のため、滞納繰越分は平成13年度から記載。

(4)所得段階別 滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 段階	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1段階	2,038	40,947,357	362	4,353,019	331	3,221,864	1,468	33,372,474	10.63
2段階	2,237	47,361,236	246	3,601,158	1,905	35,171,633	1,036	8,588,445	7.60
3段階	353	9,921,243	64	1,185,357	168	3,126,813	214	5,609,073	11.95
4段階	776	30,936,799	162	3,511,994	208	4,134,352	526	23,290,453	11.35
5段階	933	28,230,671	130	2,839,428	752	18,983,538	438	6,407,705	10.06
6段階	595	32,749,059	129	3,801,972	105	2,919,264	438	26,027,823	11.61
7段階	795	28,763,015	119	2,885,810	662	20,895,032	362	4,982,173	10.03
8段階	610	29,020,789	121	3,089,684	301	10,020,100	351	15,911,005	10.65
9段階	482	25,114,302	126	3,327,504	229	9,343,660	271	12,443,138	13.25
10段階	79	5,486,445	22	901,687	21	966,067	50	3,618,691	16.43
11段階	56	4,235,149	15	588,483	19	1,196,941	34	2,449,725	13.90
12段階	13	720,093	3	64,495	0	0	10	655,598	8.96
13段階	3	291,458	2	207,458	0	0	2	84,000	71.18
14段階	13	1,020,847	9	361,980	0	0	6	658,867	35.46
合 計	8,983	284,798,463	1,510	30,720,029	4,701	109,979,264	5,206	144,099,170	10.79

※3月末現在

※収納人数については、一部でも収納した人をカウントしているため、収納と未納の計上と調定人数は一致しない。

(5)口座振替加入率

年度	口座振替加入率(%)
平成24年度	20.90
平成25年度	20.40
平成26年度	20.51
平成27年度	20.97
平成28年度	21.45

(6)減免状況

内訳		年度	26年度	27年度	28年度
被災	件数		13件	12件	6件
	金額		174,854	527,797	244,755
所得激減	件数		259件	228件	224件
	金額		3,335,658	3,445,220	3,238,471
生活困窮	件数		1337件	255件	260件
	金額		11,433,524	3,348,777	3,422,505
制度的	件数		49件	0件	0件
	金額		368,551	0	0
その他	件数		49件	47件	38件
	金額		800,168	899,200	658,909
合計	件数		1707件	542件	528件
	金額		16,112,755	8,220,994	7,564,640

IV 認定審査

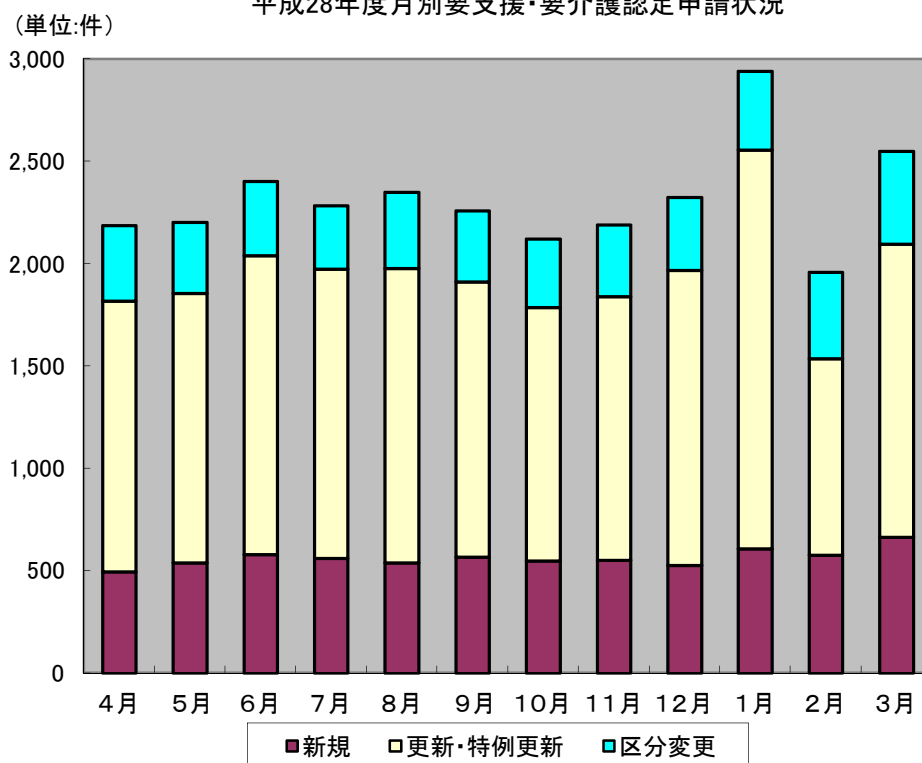
1 介護認定審査会

項目	内容
合議体数	20合議体
委員数及び内訳	164人（医療 111人・保健 23人・福祉 30人）（平成29年3月31日現在）
1回の審査件数	原則1回 55件
開催日時	月曜～金曜 2開催 午後1時～
審査会開催数	計 473回（H27年度476回）
認定処理件数	計27,208件（介護扶助にかかる審査判定289件を除く H27年度26,731件）

2 月別要支援・要介護認定申請状況

	申請 件数	申請区分		
		新規	更新・特例更新	区分変更
4月	2,185	496	1,320	369
5月	2,203	540	1,316	347
6月	2,403	578	1,462	363
7月	2,283	559	1,415	309
8月	2,350	539	1,437	374
9月	2,259	566	1,346	347
10月	2,120	549	1,236	335
11月	2,189	551	1,287	351
12月	2,324	527	1,441	356
1月	2,939	608	1,949	382
2月	1,958	576	961	421
3月	2,548	664	1,433	451
合計	27,761	6,753	16,603	4,405

平成28年度月別要支援・要介護認定申請状況

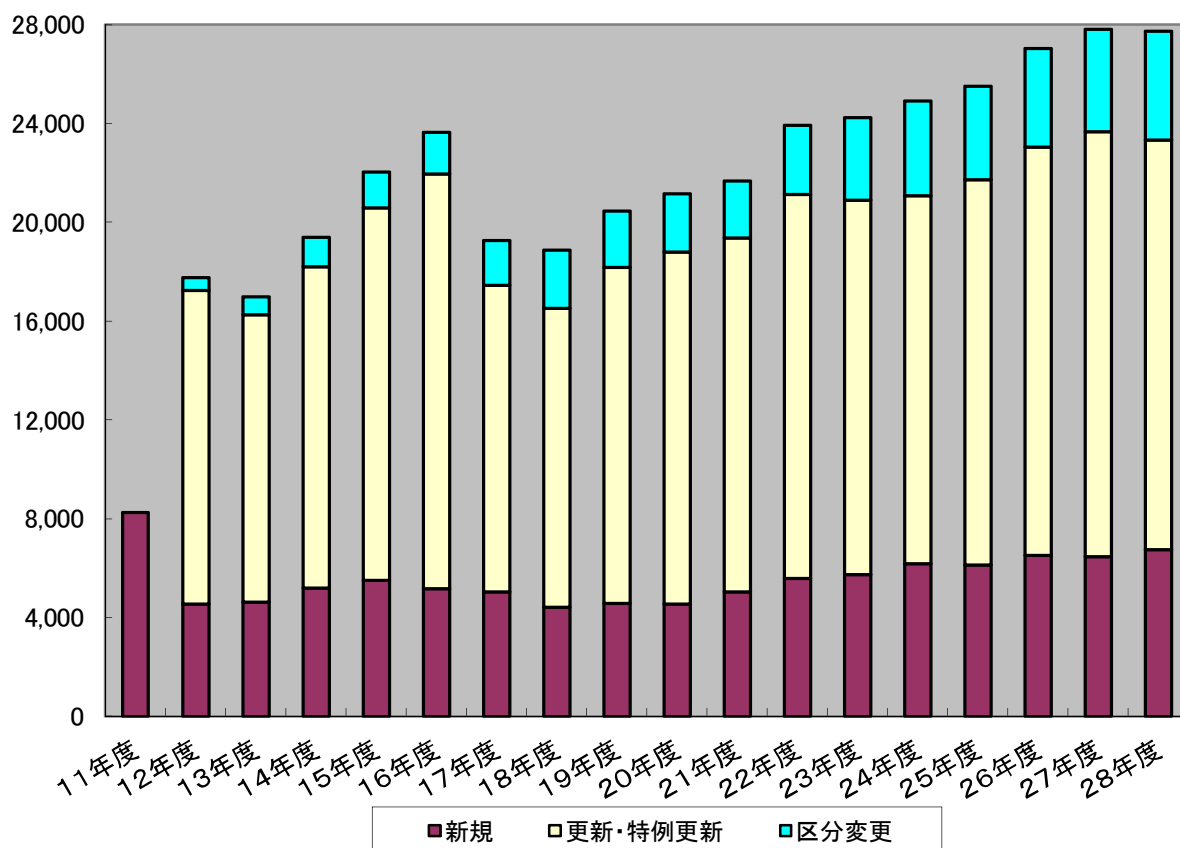


3 年度別要支援・要介護認定申請状況

	申請件数	申請区分					
		新規		更新・特例更新		区分変更	
		申請件数	割合	申請件数	割合	申請件数	割合
11年度	8,250	8,250	100.00%	0	0%	0	0%
12年度	17,760	4,558	25.67%	12,688	71.44%	514	2.89%
13年度	16,989	4,641	27.32%	11,617	68.38%	731	4.30%
14年度	19,414	5,202	26.80%	13,021	67.07%	1,191	6.13%
15年度	22,053	5,516	25.01%	15,084	68.40%	1,453	6.59%
16年度	23,642	5,176	21.90%	16,796	71.04%	1,670	7.06%
17年度	19,279	5,052	26.21%	12,397	64.30%	1,830	9.49%
18年度	18,888	4,417	23.39%	12,119	64.16%	2,352	12.45%
19年度	20,477	4,591	22.42%	13,582	66.33%	2,304	11.25%
20年度	21,161	4,559	21.55%	14,246	67.32%	2,356	11.13%
21年度	21,678	5,038	23.24%	14,328	66.09%	2,312	10.67%
22年度	23,939	5,601	23.39%	15,533	64.89%	2,805	11.72%
23年度	24,247	5,741	23.67%	15,161	62.53%	3,345	13.80%
24年度	24,918	6,175	24.78%	14,903	59.81%	3,840	15.41%
25年度	25,525	6,139	24.05%	15,609	61.15%	3,777	14.80%
26年度	27,059	6,529	24.13%	16,528	61.08%	4,002	14.79%
27年度	27,828	6,465	23.23%	17,226	61.90%	4,137	14.87%
28年度	27,761	6,753	24.32%	16,603	59.81%	4,405	15.87%

(単位:件)

年度別 要支援・要介護認定申請状況



4 月別要介護度別認定者状況

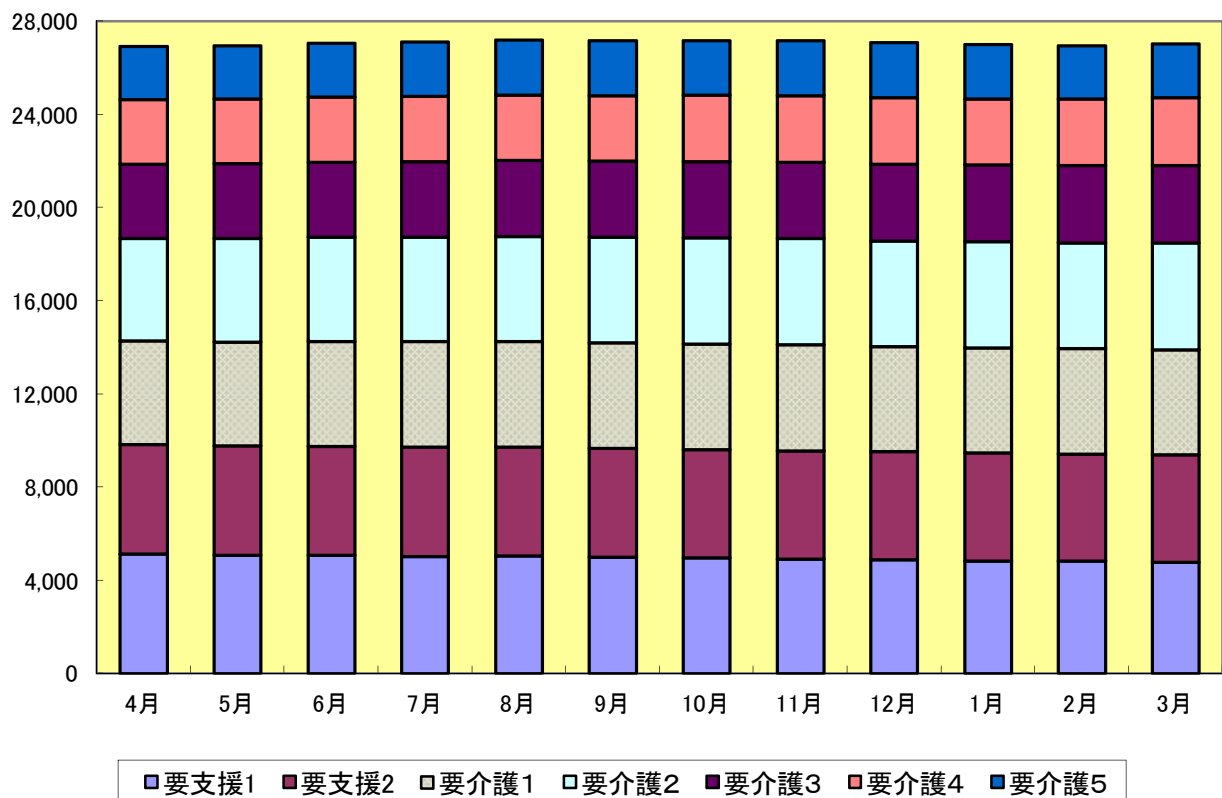
(単位:人)

		要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月末	第1号	5,082	4,576	9,658	4,390	4,282	3,091	2,714	2,212	26,347
	65歳～74歳	864	891	1,755	577	765	463	366	302	4,228
	75歳以上	4,218	3,685	7,903	3,813	3,517	2,628	2,348	1,910	22,119
	第2号	56	114	170	60	130	83	60	82	585
	小計	5,138	4,690	9,828	4,450	4,412	3,174	2,774	2,294	26,932
5月末	第1号	5,011	4,583	9,594	4,408	4,329	3,121	2,717	2,206	26,375
	65歳～74歳	853	881	1,734	583	771	462	359	299	4,208
	75歳以上	4,158	3,702	7,860	3,825	3,558	2,659	2,358	1,907	22,167
	第2号	56	113	169	63	128	78	58	84	580
	小計	5,067	4,696	9,763	4,471	4,457	3,199	2,775	2,290	26,955
6月末	第1号	5,009	4,583	9,592	4,454	4,330	3,160	2,738	2,228	26,502
	65歳～74歳	849	901	1,750	586	745	467	367	300	4,215
	75歳以上	4,160	3,682	7,842	3,868	3,585	2,693	2,371	1,928	22,287
	第2号	52	106	158	62	124	78	58	88	568
	小計	5,061	4,689	9,750	4,516	4,454	3,238	2,796	2,316	27,070
7月末	第1号	4,974	4,584	9,558	4,474	4,349	3,162	2,745	2,255	26,543
	65歳～74歳	836	902	1,738	594	760	454	366	299	4,211
	75歳以上	4,138	3,682	7,820	3,880	3,589	2,708	2,379	1,956	22,332
	第2号	50	105	155	64	125	76	61	86	567
	小計	5,024	4,689	9,713	4,538	4,474	3,238	2,806	2,341	27,110
8月末	第1号	4,985	4,567	9,552	4,491	4,384	3,186	2,752	2,261	26,626
	65歳～74歳	837	903	1,740	607	750	460	368	297	4,222
	75歳以上	4,148	3,664	7,812	3,884	3,634	2,726	2,384	1,964	22,404
	第2号	49	107	156	62	126	77	58	86	565
	小計	5,034	4,674	9,708	4,553	4,510	3,263	2,810	2,347	27,191
9月末	第1号	4,952	4,548	9,500	4,491	4,408	3,176	2,753	2,288	26,616
	65歳～74歳	814	881	1,695	605	755	459	360	302	4,176
	75歳以上	4,138	3,667	7,805	3,886	3,653	2,717	2,393	1,986	22,440
	第2号	50	107	157	59	127	78	60	83	564
	小計	5,002	4,655	9,657	4,550	4,535	3,254	2,813	2,371	27,180
10月	第1号	4,923	4,538	9,461	4,483	4,415	3,210	2,777	2,274	26,620
	65歳～74歳	796	876	1,672	598	757	461	362	308	4,158
	75歳以上	4,127	3,662	7,789	3,885	3,658	2,749	2,415	1,966	22,462
	第2号	45	107	152	55	131	81	59	83	561
	小計	4,968	4,645	9,613	4,538	4,546	3,291	2,836	2,357	27,181
11月	第1号	4,880	4,540	9,420	4,480	4,437	3,198	2,804	2,274	26,613
	65歳～74歳	781	878	1,659	592	766	446	373	311	4,147
	75歳以上	4,099	3,662	7,761	3,888	3,671	2,752	2,431	1,963	22,466
	第2号	38	108	146	60	129	82	57	81	555
	小計	4,918	4,648	9,566	4,540	4,566	3,280	2,861	2,355	27,168
12月	第1号	4,855	4,530	9,385	4,443	4,415	3,218	2,795	2,276	26,532
	65歳～74歳	779	868	1,647	582	749	442	362	311	4,093
	75歳以上	4,076	3,662	7,738	3,861	3,666	2,776	2,433	1,965	22,439
	第2号	39	104	143	61	125	83	56	77	545
	小計	4,894	4,634	9,528	4,504	4,540	3,301	2,851	2,353	27,077

		要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
1月末	第1号	4,799	4,543	9,342	4,450	4,429	3,215	2,774	2,254	26,464
	65歳～74歳	767	864	1,631	576	730	439	355	316	4,047
	75歳以上	4,032	3,679	7,711	3,874	3,699	2,776	2,419	1,938	22,417
	第2号	41	100	141	59	120	83	62	69	534
	小計	4,840	4,643	9,483	4,509	4,549	3,298	2,836	2,323	26,998
2月末	第1号	4,782	4,503	9,285	4,461	4,418	3,238	2,794	2,219	26,415
	65歳～74歳	755	844	1,599	589	713	437	364	308	4,010
	75歳以上	4,027	3,659	7,686	3,872	3,705	2,801	2,430	1,911	22,405
	第2号	39	104	143	57	124	84	60	71	539
	小計	4,821	4,607	9,428	4,518	4,542	3,322	2,854	2,290	26,954
3月末	第1号	4,741	4,507	9,248	4,450	4,456	3,250	2,855	2,236	26,495
	65歳～74歳	743	832	1,575	588	699	427	373	314	3,976
	75歳以上	3,998	3,675	7,673	3,862	3,757	2,823	2,482	1,922	22,519
	第2号	42	102	144	61	120	75	62	68	530
	小計	4,783	4,609	9,392	4,511	4,576	3,325	2,917	2,304	27,025

平成28年度 月別要介護度別認定者状況

(単位:人)

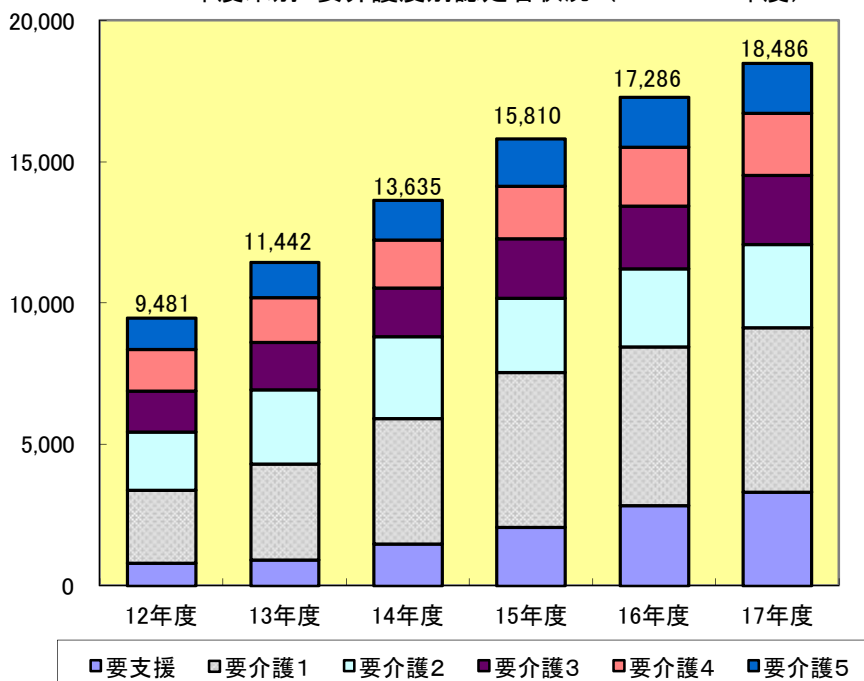


5 年度末別要介護度別認定者状況(12年度末～17年度末)

(単位:人)

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
12年度末	第1号	788	2,498	1,974	1,380	1,398	1,056	9,094
	65歳～74歳	191	577	427	263	254	231	1,943
	75歳以上	597	1,921	1,547	1,117	1,144	825	7,151
	第2号	7	83	97	70	64	66	387
	小計	795	2,581	2,071	1,450	1,462	1,122	9,481
13年度末	第1号	919	3,303	2,497	1,584	1,503	1,180	10,986
	65歳～74歳	234	762	558	320	286	230	2,390
	75歳以上	685	2,541	1,939	1,264	1,217	950	8,596
	第2号	5	86	140	83	75	67	456
	小計	924	3,389	2,637	1,667	1,578	1,247	11,442
14年度末	第1号	1,465	4,320	2,759	1,630	1,620	1,322	13,116
	65歳～74歳	381	1,007	611	317	303	271	2,890
	75歳以上	1,084	3,313	2,148	1,313	1,317	1,051	10,226
	第2号	18	122	141	85	76	77	519
	小計	1,483	4,442	2,900	1,715	1,696	1,399	13,635
15年度末	第1号	2,031	5,312	2,527	1,992	1,776	1,576	15,214
	65歳～74歳	553	1,232	581	377	361	299	3,403
	75歳以上	1,478	4,080	1,946	1,615	1,415	1,277	11,811
	第2号	33	167	120	107	84	85	596
	小計	2,064	5,479	2,647	2,099	1,860	1,661	15,810
16年度末	第1号	2,782	5,450	2,636	2,122	1,987	1,668	16,645
	65歳～74歳	738	1,211	556	385	369	313	3,572
	75歳以上	2,044	4,239	2,080	1,737	1,618	1,355	13,073
	第2号	55	179	116	112	89	90	641
	小計	2,837	5,629	2,752	2,234	2,076	1,758	17,286
17年度末	第1号	3,255	5,649	2,813	2,338	2,084	1,675	17,814
	65歳～74歳	829	1,231	577	427	353	318	3,735
	75歳以上	2,426	4,418	2,236	1,911	1,731	1,357	14,079
	第2号	58	176	130	120	94	94	672
	小計	3,313	5,825	2,943	2,458	2,178	1,769	18,486

(単位:人) 年度末別 要介護度別認定者状況 (H12～H17年度)



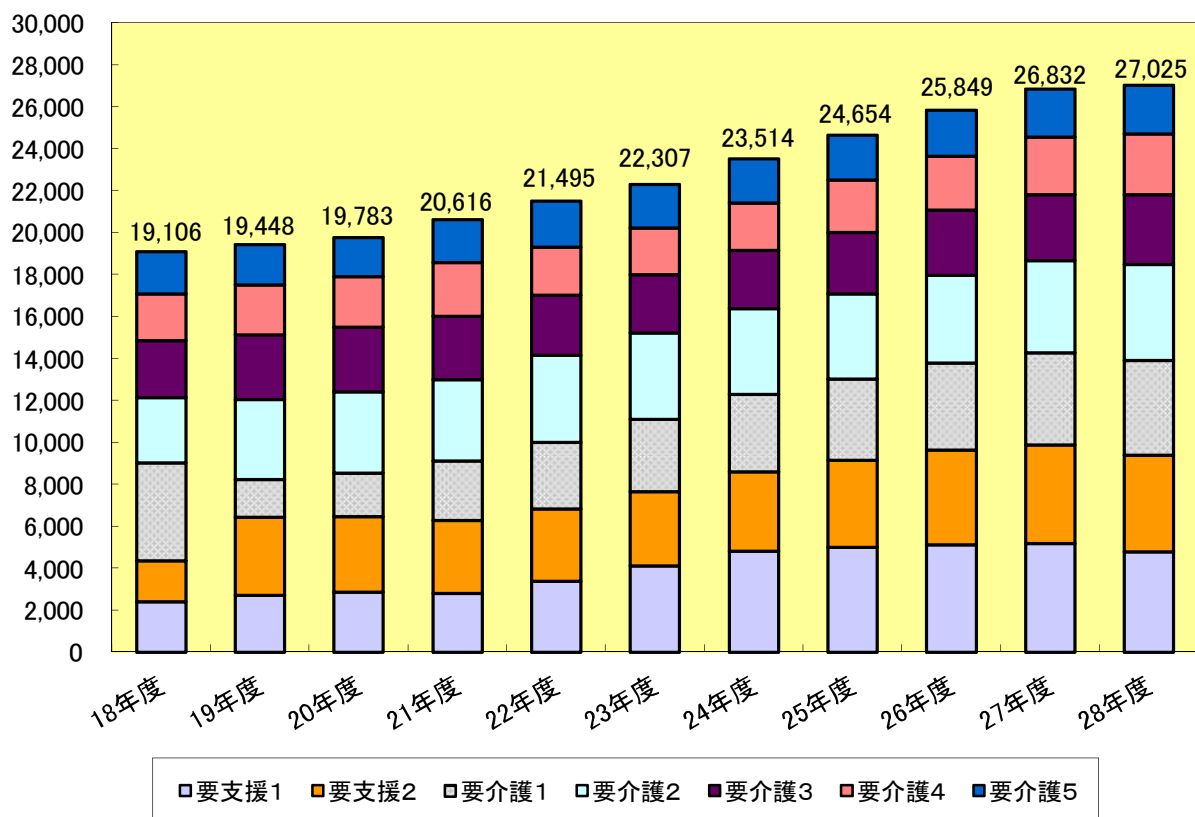
6 年度末別要介護度別認定者状況(18年度末～28年度末)

(単位:人)

		要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
18 年度末	第1号	2,388	1,889	4,277	4,534	2,977	2,580	2,127	1,934	18,429
	65歳～74歳	583	459	1,042	905	672	512	344	353	3,828
	75歳以上	1,805	1,430	3,235	3,629	2,305	2,068	1,783	1,581	14,601
	第2号	25	69	94	131	132	122	100	98	677
	小計	2,413	1,958	4,371	4,665	3,109	2,702	2,227	2,032	19,106
19 年度末	第1号	2,673	3,627	6,300	1,754	3,647	2,968	2,301	1,822	18,792
	65歳～74歳	590	776	1,366	285	757	581	363	310	3,662
	75歳以上	2,083	2,851	4,934	1,469	2,890	2,387	1,938	1,512	15,130
	第2号	30	109	139	38	158	126	92	103	656
	小計	2,703	3,736	6,439	1,792	3,805	3,094	2,393	1,925	19,448
20 年度末	第1号	2,846	3,490	6,336	2,052	3,702	2,959	2,310	1,795	19,154
	65歳～74歳	598	691	1,289	351	752	581	355	300	3,628
	75歳以上	2,248	2,799	5,047	1,701	2,950	2,378	1,955	1,495	15,526
	第2号	30	101	131	37	169	109	94	89	629
	小計	2,876	3,591	6,467	2,089	3,871	3,068	2,404	1,884	19,783
21 年度末	第1号	2,758	3,388	6,146	2,785	3,715	2,893	2,481	1,943	19,963
	65歳～74歳	553	658	1,211	477	754	529	361	311	3,643
	75歳以上	2,205	2,730	4,935	2,308	2,961	2,364	2,120	1,632	16,320
	第2号	43	97	140	48	166	114	86	99	653
	小計	2,801	3,485	6,286	2,833	3,881	3,007	2,567	2,042	20,616
22 年度末	第1号	3,339	3,339	6,678	3,119	3,990	2,760	2,213	2,074	20,834
	65歳～74歳	639	684	1,323	474	779	425	310	318	3,629
	75歳以上	2,700	2,655	5,355	2,645	3,211	2,335	1,903	1,756	17,205
	第2号	50	110	160	49	167	109	71	105	661
	小計	3,389	3,449	6,838	3,168	4,157	2,869	2,284	2,179	21,495
23 年度末	第1号	4,047	3,406	7,453	3,390	3,970	2,671	2,149	1,990	21,623
	65歳～74歳	720	730	1,450	491	728	372	308	310	3,659
	75歳以上	3,327	2,676	6,003	2,899	3,242	2,299	1,841	1,680	17,964
	第2号	70	128	198	54	173	96	66	97	684
	小計	4,117	3,534	7,651	3,444	4,143	2,767	2,215	2,087	22,307
24 年度末	第1号	4,751	3,655	8,406	3,626	3,921	2,696	2,196	1,996	22,841
	65歳～74歳	863	748	1,611	480	702	410	297	332	3,832
	75歳以上	3,888	2,907	6,795	3,146	3,219	2,286	1,899	1,664	19,009
	第2号	78	126	204	62	156	80	73	98	673
	小計	4,829	3,781	8,610	3,688	4,077	2,776	2,269	2,094	23,514
25 年度末	第1号	4,956	3,994	8,950	3,821	3,926	2,854	2,436	2,040	24,027
	65歳～74歳	903	818	1,721	515	692	425	355	345	4,053
	75歳以上	4,053	3,176	7,229	3,306	3,234	2,429	2,081	1,695	19,974
	第2号	57	132	189	64	137	71	67	99	627
	小計	5,013	4,126	9,139	3,885	4,063	2,925	2,503	2,139	24,654
26 年度末	第1号	5,062	4,423	9,485	4,074	4,045	3,022	2,509	2,114	25,249
	65歳～74歳	891	885	1,776	547	709	442	372	314	4,160
	75歳以上	4,171	3,538	7,709	3,527	3,336	2,580	2,137	1,800	21,089
	第2号	58	110	168	71	123	89	59	90	600
	小計	5,120	4,533	9,653	4,145	4,168	3,111	2,568	2,204	25,849

		要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
27 年度 末 A	第1号	5,126	4,586	9,712	4,338	4,269	3,065	2,687	2,180	26,251
	65歳～74歳	861	899	1,760	571	755	466	378	298	4,228
	75歳以上	4,265	3,687	7,952	3,767	3,514	2,599	2,309	1,882	22,023
	第2号	53	111	164	61	134	83	58	81	581
	小計	5,179	4,697	9,876	4,399	4,403	3,148	2,745	2,261	26,832
28 年度 末 B	第1号	4,741	4,507	9,248	4,450	4,456	3,250	2,855	2,236	26,495
	65歳～74歳	743	832	1,575	588	699	427	373	314	3,976
	75歳以上	3,998	3,675	7,673	3,862	3,757	2,823	2,482	1,922	22,519
	第2号	42	102	144	61	120	75	62	68	530
	小計	4,783	4,609	9,392	4,511	4,576	3,325	2,917	2,304	27,025
前 年度 比 B/A	第1号	92.5%	98.3%	95.2%	102.6%	104.4%	106.0%	106.3%	102.6%	100.9%
	65歳～74歳	86.3%	92.5%	89.5%	103.0%	92.6%	91.6%	98.7%	105.4%	94.0%
	75歳以上	93.7%	99.7%	96.5%	102.5%	106.9%	108.6%	107.5%	102.1%	102.3%
	第2号	79.2%	91.9%	87.8%	100.0%	89.6%	90.4%	106.9%	84.0%	91.2%
	小計	92.4%	98.1%	95.1%	102.5%	103.9%	105.6%	106.3%	101.9%	100.7%

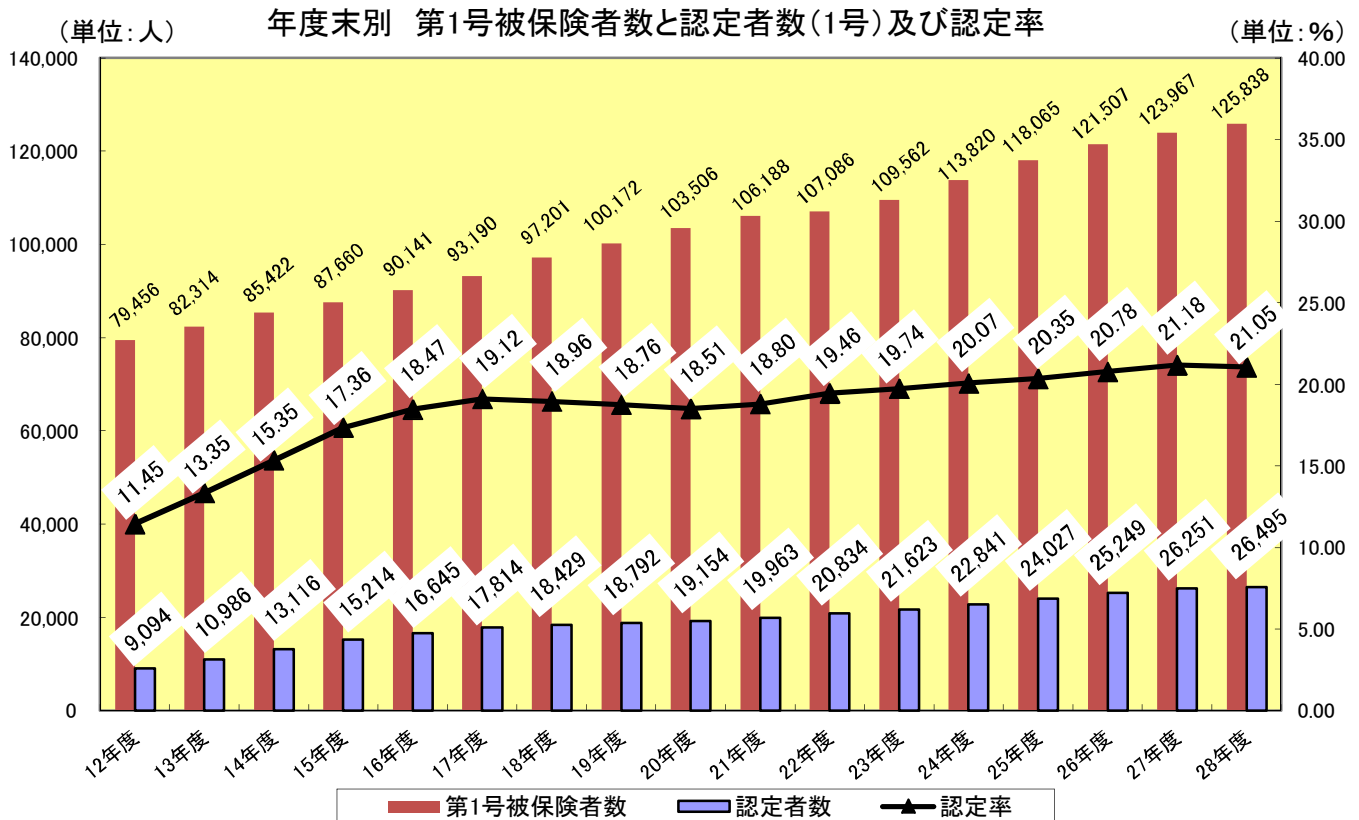
年度末別 要介護度別認定者状況 (H18年度～)



7 年度末別認定率

(単位:人)

各年度末時点	第1号 被保険者数 A	第1号 認定者数 B	第2号 認定者数 C	総認定者数 D=B+C	認定率 B/A(%)	認定率 (2号含む) D/A(%)
12年度	79,456	9,094	387	9,481	11.45	11.93
13年度	82,314	10,986	456	11,442	13.35	13.90
14年度	85,422	13,116	519	13,635	15.35	15.96
15年度	87,660	15,214	596	15,810	17.36	18.04
16年度	90,141	16,645	641	17,286	18.47	19.18
17年度	93,190	17,814	672	18,486	19.12	19.84
18年度	97,201	18,429	677	19,106	18.96	19.66
19年度	100,172	18,792	656	19,448	18.76	19.41
20年度	103,506	19,154	629	19,783	18.51	19.11
21年度	106,188	19,963	653	20,616	18.80	19.41
22年度	107,086	20,834	661	21,495	19.46	20.07
23年度	109,562	21,623	684	22,307	19.74	20.36
24年度	113,820	22,841	673	23,514	20.07	20.66
25年度	118,065	24,027	627	24,654	20.35	20.88
26年度	121,507	25,249	600	25,849	20.78	21.27
27年度	123,967	26,251	581	26,832	21.18	21.64
28年度	125,838	26,495	530	27,025	21.05	21.48



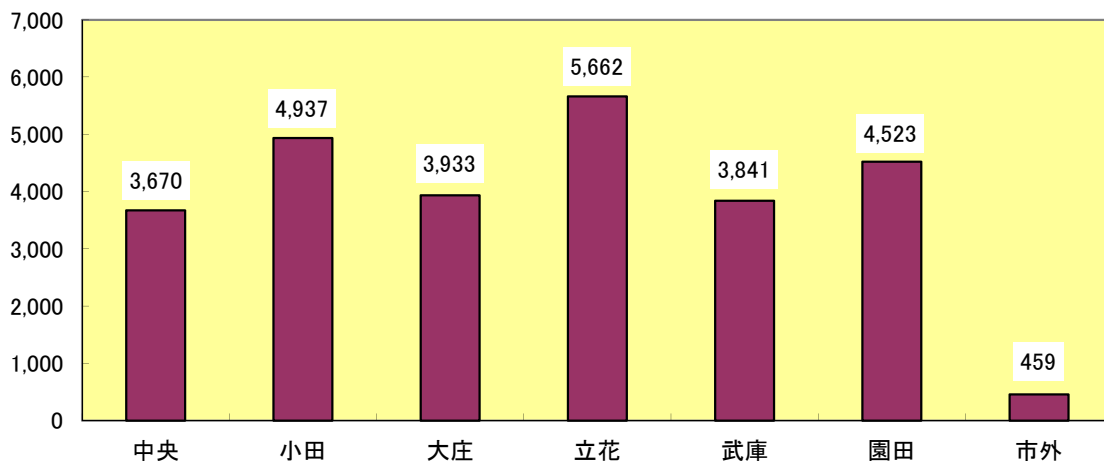
8 行政区別 要介護度別認定者状況(平成29年3月31日現在)

(単位:人)

要介護度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
地区									
中 央	第1号	612	646	569	592	470	411	306	3,606
	65歳～74歳	97	124	74	103	63	50	50	561
	75歳以上	515	522	495	489	407	361	256	3,045
	第2号	7	12	6	15	10	10	4	64
	小計	619	658	575	607	480	421	310	3,670
小 田	第1号	816	783	830	823	616	564	395	4,827
	65歳～74歳	131	158	104	103	85	81	45	707
	75歳以上	685	625	726	720	531	483	350	4,120
	第2号	7	23	15	26	14	10	15	110
	小計	823	806	845	849	630	574	410	4,937
大 庄	第1号	655	680	644	657	481	418	321	3,856
	65歳～74歳	86	131	113	116	70	52	39	607
	75歳以上	569	549	531	541	411	366	282	3,249
	第2号	5	12	11	17	9	11	12	77
	小計	660	692	655	674	490	429	333	3,933
立 花	第1号	1,016	994	977	904	684	532	459	5,566
	65歳～74歳	174	144	116	133	98	69	70	804
	75歳以上	842	850	861	771	586	463	389	4,762
	第2号	10	19	11	18	13	14	11	96
	小計	1,026	1,013	988	922	697	546	470	5,662
武 庫	第1号	694	616	659	639	432	402	321	3,763
	65歳～74歳	94	117	79	101	55	51	49	546
	75歳以上	600	499	580	538	377	351	272	3,217
	第2号	5	13	9	17	13	7	14	78
	小計	699	629	668	656	445	409	335	3,841
園 田	第1号	903	761	706	767	497	428	360	4,422
	65歳～74歳	158	157	96	131	47	59	56	704
	75歳以上	745	604	610	636	450	369	304	3,718
	第2号	8	22	9	25	15	10	12	101
	小計	911	783	715	792	512	438	372	4,523
市 外	第1号	45	27	65	74	70	100	74	455
	65歳～74歳	3	1	6	12	9	11	5	47
	75歳以上	42	26	59	62	61	89	69	408
	第2号		1		2	1			4
	小計	45	28	65	76	71	100	74	459
総 数	第1号	4,741	4,507	4,450	4,456	3,250	2,855	2,236	26,495
	65歳～74歳	743	832	588	699	427	373	314	3,976
	75歳以上	3,998	3,675	3,862	3,757	2,823	2,482	1,922	22,519
	第2号	42	102	61	120	75	62	68	530
	合計	4,783	4,609	4,511	4,576	3,325	2,917	2,304	27,025

(単位:人)

行政区別認定者数



V 保險給付等

1 月別介護サービス利用者状況

(1) 居宅(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号	2,690	3,459	6,149	3,445	3,557	2,043	1,585	1,083	17,862
	第2号	25	84	109	43	108	61	41	49	411
	小計	2,715	3,543	6,258	3,488	3,665	2,104	1,626	1,132	18,273
5月	第1号	2,667	3,453	6,120	3,488	3,588	2,062	1,571	1,100	17,929
	第2号	23	82	105	42	114	64	41	47	413
	小計	2,690	3,535	6,225	3,530	3,702	2,126	1,612	1,147	18,342
6月	第1号	2,655	3,457	6,112	3,512	3,614	2,083	1,554	1,094	17,969
	第2号	22	86	108	42	113	63	40	48	414
	小計	2,677	3,543	6,220	3,554	3,727	2,146	1,594	1,142	18,383
7月	第1号	2,689	3,490	6,179	3,552	3,645	2,109	1,575	1,109	18,169
	第2号	24	82	106	42	112	64	41	51	416
	小計	2,713	3,572	6,285	3,594	3,757	2,173	1,616	1,160	18,585
8月	第1号	2,706	3,506	6,212	3,583	3,681	2,104	1,584	1,124	18,288
	第2号	22	76	98	46	111	62	40	49	406
	小計	2,728	3,582	6,310	3,629	3,792	2,166	1,624	1,173	18,694
9月	第1号	2,711	3,493	6,204	3,596	3,690	2,135	1,580	1,103	18,308
	第2号	22	80	102	47	112	63	41	47	412
	小計	2,733	3,573	6,306	3,643	3,802	2,198	1,621	1,150	18,720
10月	第1号	2,725	3,500	6,225	3,580	3,725	2,120	1,581	1,157	18,388
	第2号	26	79	105	43	115	67	40	43	413
	小計	2,751	3,579	6,330	3,623	3,840	2,187	1,621	1,200	18,801
11月	第1号	2,756	3,489	6,245	3,598	3,757	2,181	1,627	1,144	18,552
	第2号	25	81	106	43	115	67	37	41	409
	小計	2,781	3,570	6,351	3,641	3,872	2,248	1,664	1,185	18,961
12月	第1号	2,815	3,526	6,341	3,606	3,790	2,192	1,625	1,139	18,693
	第2号	22	82	104	45	113	65	39	43	409
	小計	2,837	3,608	6,445	3,651	3,903	2,257	1,664	1,182	19,102
1月	第1号	2,795	3,514	6,309	3,585	3,754	2,168	1,599	1,136	18,551
	第2号	23	82	105	44	106	65	40	43	403
	小計	2,818	3,596	6,414	3,629	3,860	2,233	1,639	1,179	18,954
2月	第1号	2,783	3,520	6,303	3,533	3,755	2,155	1,564	1,119	18,429
	第2号	22	80	102	43	103	67	44	43	402
	小計	2,805	3,600	6,405	3,576	3,858	2,222	1,608	1,162	18,831
3月	第1号	2,783	3,461	6,244	3,539	3,732	2,162	1,589	1,120	18,386
	第2号	21	79	100	41	107	66	43	42	399
	小計	2,804	3,540	6,344	3,580	3,839	2,228	1,632	1,162	18,785
累計	第1号	32,775	41,868	74,643	42,617	44,288	25,514	19,034	13,428	219,524
	第2号	277	973	1,250	521	1,329	774	487	546	4,907
	合計	33,052	42,841	75,893	43,138	45,617	26,288	19,521	13,974	224,431

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号	5	6	11	167	228	255	200	157	1,018
	第2号	0	0	0	3	1	4	2	4	14
	小計	5	6	11	170	229	259	202	161	1,032
5月	第1号	5	7	12	770	764	527	361	245	2,679
	第2号	0	0	0	10	26	12	7	7	62
	小計	5	7	12	780	790	539	368	252	2,741
6月	第1号	5	8	13	790	796	544	355	248	2,746
	第2号	0	0	0	12	24	15	8	7	66
	小計	5	8	13	802	820	559	363	255	2,812
7月	第1号	4	10	14	782	811	550	354	256	2,767
	第2号	0	0	0	11	25	16	7	6	65
	小計	4	10	14	793	836	566	361	262	2,832
8月	第1号	4	12	16	794	809	556	370	261	2,806
	第2号	0	0	0	12	24	15	7	5	63
	小計	4	12	16	806	833	571	377	266	2,869
9月	第1号	4	13	17	791	816	555	359	256	2,794
	第2号	0	0	0	13	22	15	7	5	62
	小計	4	13	17	804	838	570	366	261	2,856
10月	第1号	4	12	16	788	821	557	353	252	2,787
	第2号	0	0	0	11	23	18	5	6	63
	小計	4	12	16	799	844	575	358	258	2,850
11月	第1号	3	14	17	820	821	586	366	263	2,873
	第2号	0	0	0	8	23	19	6	6	62
	小計	3	14	17	828	844	605	372	269	2,935
12月	第1号	6	11	17	827	821	577	368	267	2,877
	第2号	0	0	0	10	21	17	6	7	61
	小計	6	11	17	837	842	594	374	274	2,938
1月	第1号	5	9	14	824	814	581	367	265	2,865
	第2号	0	0	0	10	22	13	7	7	59
	小計	5	9	14	834	836	594	374	272	2,924
2月	第1号	8	11	19	826	807	571	362	252	2,837
	第2号	0	0	0	8	20	13	6	6	53
	小計	8	11	19	834	827	584	368	258	2,890
3月	第1号	8	9	17	818	816	583	381	246	2,861
	第2号	0	0	0	7	21	13	7	6	54
	小計	8	9	17	825	837	596	388	252	2,915
累計	第1号	61	122	183	8,997	9,124	6,442	4,196	2,968	31,910
	第2号	0	0	0	115	252	170	75	72	684
	合計	61	122	183	9,112	9,376	6,612	4,271	3,040	32,594

(3) 施設別介護サービス利用者数

- * 利用月ベースで決算との対応はしない
- * 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している
- * 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

利用月	被保険者種別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計
4月	第1号	1,520	1,028	103	2,651
	第2号	11	16	2	29
	小計	1,531	1,044	105	総数 2,665
5月	第1号	1,541	1,003	83	2,627
	第2号	11	14	2	27
	小計	1,552	1,017	85	総数 2,646
6月	第1号	1,556	991	79	2,626
	第2号	12	14	2	28
	小計	1,568	1,005	81	総数 2,643
7月	第1号	1,624	998	85	2,707
	第2号	12	14	2	28
	小計	1,636	1,012	87	総数 2,726
8月	第1号	1,612	1,008	86	2,706
	第2号	12	13	1	26
	小計	1,624	1,021	87	総数 2,727
9月	第1号	1,553	990	88	2,631
	第2号	12	14	1	27
	小計	1,565	1,004	89	総数 2,652
10月	第1号	1,574	1,005	84	2,663
	第2号	12	14	1	27
	小計	1,586	1,019	85	総数 2,679
11月	第1号	1,594	997	87	2,678
	第2号	12	14	1	27
	小計	1,606	1,011	88	総数 2,698
12月	第1号	1,558	989	88	2,635
	第2号	12	17	1	30
	小計	1,570	1,006	89	総数 2,654
1月	第1号	1,576	993	43	2,612
	第2号	12	16	1	29
	小計	1,588	1,009	44	総数 2,624
2月	第1号	1,576	999	43	2,618
	第2号	12	15	1	28
	小計	1,588	1,014	44	総数 2,639
3月	第1号	1,582	981	43	2,606
	第2号	12	13	1	26
	小計	1,594	994	44	総数 2,625
累計	第1号	18,866	11,982	912	31,760
	第2号	142	174	16	332
	合計	19,008	12,156	928	総数 31,978

(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合

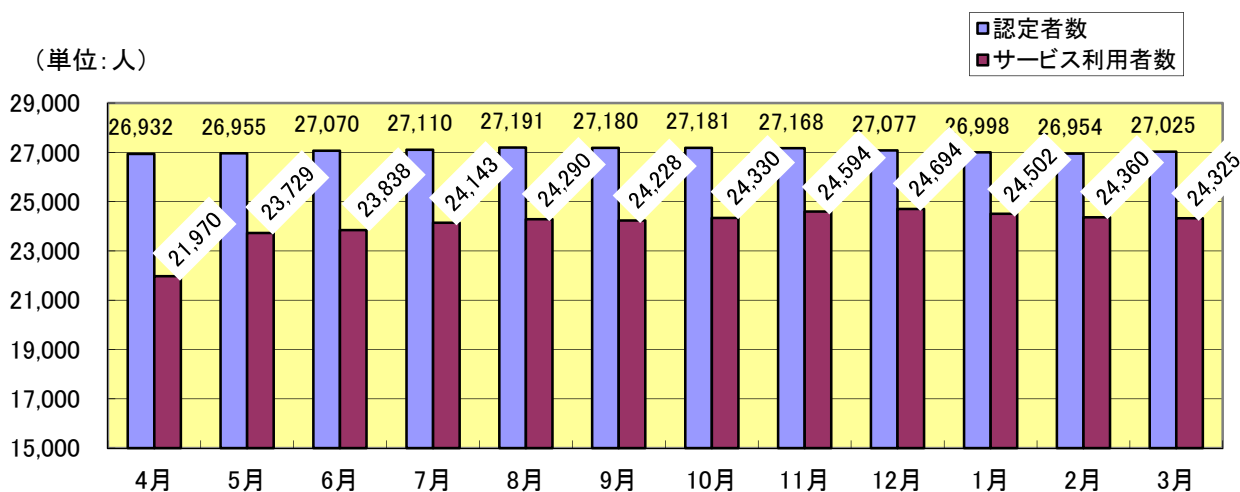
* 利用月ベースで決算との対応はしない

* 同一月に複数のサービスを受けた場合、それぞれ受給者数を1人として計上している

(単位:人)

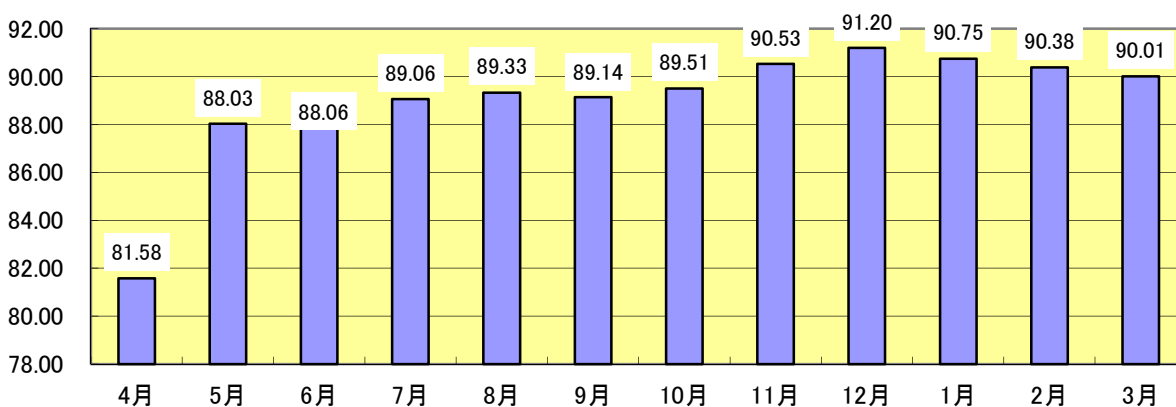
対象月	認定者数	居宅サービス利用者		地域密着型サービス利用者		施設サービス利用者		合 計	
		人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)
4月	26,932	18,273	67.85	1,032	3.83	2,665	9.90	21,970	81.58
5月	26,955	18,342	68.05	2,741	10.17	2,646	9.82	23,729	88.03
6月	27,070	18,383	67.91	2,812	10.39	2,643	9.76	23,838	88.06
7月	27,110	18,585	68.55	2,832	10.45	2,726	10.06	24,143	89.06
8月	27,191	18,694	68.75	2,869	10.55	2,727	10.03	24,290	89.33
9月	27,180	18,720	68.87	2,856	10.51	2,652	9.76	24,228	89.14
10月	27,181	18,801	69.17	2,850	10.49	2,679	9.86	24,330	89.51
11月	27,168	18,961	69.79	2,935	10.80	2,698	9.93	24,594	90.53
12月	27,077	19,102	70.55	2,938	10.85	2,654	9.80	24,694	91.20
1月	26,998	18,954	70.21	2,924	10.83	2,624	9.72	24,502	90.75
2月	26,954	18,831	69.86	2,890	10.72	2,639	9.79	24,360	90.38
3月	27,025	18,785	69.51	2,915	10.79	2,625	9.71	24,325	90.01
年平均	—	—	69.09	—	10.03	—	9.84	—	88.97

(単位:人)



(単位:%)

認定者に占めるサービス利用者の割合



2 年度別介護サービス利用者状況

(1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
23年度	23,650	29,795	11	30,540	39,901	22,622	14,182	12,122	172,823
24年度	28,600	31,799	-	33,047	39,688	22,085	14,676	11,716	181,611
25年度	31,648	35,710	-	36,221	40,142	23,285	16,205	12,729	195,940
26年度	31,575	39,179	-	37,857	41,397	24,442	17,234	13,179	204,863
27年度A	31,868	41,874	-	40,935	43,099	25,141	18,456	13,568	214,941
28年度B	33,052	42,841	-	43,138	45,617	26,288	19,521	13,974	224,431
前年度比B/A	103.7%	102.3%	-	105.4%	105.8%	104.6%	105.8%	103.0%	104.4%

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
23年度	0	27	0	1,072	1,896	2,544	1,678	1,340	8,557
24年度	8	24	0	1,418	1,885	2,553	1,633	1,239	8,760
25年度	28	20	0	1,578	1,859	2,462	1,640	1,257	8,844
26年度	67	62	0	1,958	2,668	2,928	2,373	1,873	11,929
27年度A	67	62	0	1,958	2,668	2,928	2,373	1,873	11,929
28年度B	61	122	0	9,112	9,376	6,612	4,271	3,040	32,594
前年度比B/A	91.0%	196.8%	-	465.4%	351.4%	225.8%	180.0%	162.3%	273.2%

(3) 施設別介護サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

* 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している

* 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

利用者数 累計	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	合計
23年度	15,206	12,823	1,664	総数 29,540
24年度	16,019	12,565	1,552	総数 30,014
25年度	18,110	12,491	1,362	総数 31,856
26年度	18,228	12,076	1,174	総数 31,368
27年度A	18,228	12,076	1,174	総数 31,368
28年度B	19,008	12,156	928	総数 31,978
前年度比B/A	104.3%	100.7%	79.0%	101.9%

3 保険給付費審査年度別・月別支給額

(1) 平成12～17年度 年度別支給額

* 決算に合致

(単位:円)

サービス種類	平成17年度合計		平成16年度合計		平成15年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	92,468	4,671,131,593	81,210	4,212,877,749	68,105	3,753,178,266
訪問入浴介護	3,382	176,834,687	3,524	182,544,717	3,628	173,508,698
訪問看護	18,491	765,246,074	17,075	714,128,702	16,199	675,072,828
訪問リハビリテーション	2,532	44,102,448	2,239	38,270,574	2,217	35,888,174
通所介護	42,153	2,720,952,335	37,663	2,372,812,373	30,698	1,819,821,244
通所リハビリテーション	16,776	1,186,731,964	15,953	1,143,349,829	15,272	1,072,038,630
福祉用具貸与	68,127	816,536,122	58,549	717,619,272	46,665	578,588,841
訪問通所計	243,929	10,381,535,223	216,213	9,381,603,216	182,784	8,108,096,681
短期入所生活介護	6,624	522,271,198	6,415	552,113,923	6,189	548,463,290
短期入所療養介護	2,631	197,316,148	2,268	182,128,819	1,801	139,857,368
短期入所計	9,255	719,587,346	8,683	734,242,742	7,990	688,320,658
居宅療養管理指導	19,924	162,772,860	16,970	136,236,065	16,433	127,653,450
認知症対応型	2,518	610,996,205	2,173	519,086,123	1,493	351,592,755
特定施設	2,490	421,299,231	1,772	299,564,751	1,078	183,437,683
居宅サービス計画費	131,809	1,192,573,935	119,350	1,078,959,464	103,069	917,452,260
その他単品計	156,741	2,387,642,231	140,265	2,033,846,403	122,073	1,580,136,148
福祉用具購入費	2,158	59,847,885	1,994	53,578,605	2,098	52,767,518
住宅改修費	1,690	165,145,945	1,649	169,309,778	1,754	187,213,746
施設サービス費	30,419	8,758,379,827	29,342	9,004,314,543	28,382	8,685,720,672
介護老人福祉施設	14,631	3,947,389,517	14,665	4,243,877,122	14,633	4,230,452,396
介護老人保健施設	11,338	3,097,642,612	10,020	2,894,803,608	8,781	2,471,383,625
介護療養型医療施設	4,450	1,713,347,698	4,657	1,865,633,813	4,968	1,983,884,651
うち食費(再掲)	17,625	792,962,520	29,186	1,316,317,320	28,228	1,270,605,040
介護老人福祉施設	8,401	388,982,850	14,570	659,087,800	14,523	681,990,470
介護老人保健施設	6,588	278,274,600	10,019	432,267,340	8,779	355,046,120
介護療養型医療施設	2,636	125,705,070	4,597	224,962,180	4,926	233,568,450
特定入所者サービス費	10,448	285,440,864	-	-	-	-
審査支払手数料	435,483	39,084,590	390,064	37,056,080	336,550	31,972,250
高額介護サービス費	32,145	247,885,347	22,924	165,718,133	21,547	152,268,941
合計	922,268	23,044,549,258	811,134	21,579,669,500	703,178	19,486,496,614

サービス種類	平成14年度合計		平成13年度合計		平成12年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	54,588	2,950,024,515	41,627	2,206,105,355	27,301	1,278,591,898
訪問入浴介護	3,436	153,379,946	3,629	149,126,557	3,156	113,380,401
訪問看護	14,831	641,194,153	13,732	584,390,407	12,172	501,956,938
訪問リハビリテーション	1,823	29,879,160	1,435	23,084,913	1,069	18,336,769
通所介護	21,938	1,228,367,011	15,610	788,515,327	10,620	455,075,303
通所リハビリテーション	14,948	1,060,265,845	14,671	1,014,435,142	12,547	842,177,123
福祉用具貸与	33,560	437,800,908	19,903	248,910,606	6,701	80,035,914
訪問通所計	145,124	6,500,911,538	110,607	5,014,568,307	73,566	3,289,554,346
短期入所生活介護	6,037	562,673,609	5,366	435,605,032	3,799	257,531,445
短期入所療養介護	1,380	111,449,951	1,196	89,955,624	765	52,213,924
短期入所計	7,417	674,123,560	6,562	525,560,656	4,564	309,745,369
居宅療養管理指導	13,019	97,421,670	13,084	94,224,650	11,954	82,062,529
認知症対応型	977	222,742,738	629	143,203,067	212	46,093,034
特定施設	596	99,982,419	483	78,579,352	233	34,875,703
居宅サービス計画費	84,143	631,396,140	66,812	503,282,200	47,236	357,670,580
その他単品計	98,735	1,051,542,967	81,008	819,289,269	59,635	520,701,846
福祉用具購入費	1,881	49,120,655	1,396	37,260,109	1,029	27,293,181
住宅改修費	1,446	154,730,337	1,144	117,060,389	717	67,625,453
施設サービス費	27,419	8,641,711,896	26,882	8,184,419,841	22,439	7,001,640,360
介護老人福祉施設	14,615	4,405,601,410	14,755	4,293,810,249	11,336	3,380,009,742
介護老人保健施設	8,087	2,368,011,302	7,464	2,123,835,656	6,557	1,884,362,572
介護療養型医療施設	4,717	1,868,099,184	4,663	1,766,773,936	4,546	1,737,268,046
うち食費(再掲)	27,299	1,222,503,240	26,735	1,146,107,770	22,304	964,523,179
介護老人福祉施設	14,545	684,063,260	14,624	648,950,770	11,239	514,622,160
介護老人保健施設	8,035	323,677,630	7,462	289,403,770	6,550	248,892,814
介護療養型医療施設	4,669	214,762,350	4,649	207,753,230	4,515	201,008,205
特定入所者サービス費	-	-	-	-	-	-
審査支払手数料	274,042	32,117,714	218,514	25,609,831	154,525	15,412,315
高額介護サービス費	19,618	133,795,069	14,529	106,609,619	8,737	66,955,256
合計	575,682	17,238,053,736	460,642	14,830,378,021	325,212	11,298,928,126

(2)平成28年度月別支給額及び平成18～27年度支給額

*決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	42,491	1,722,969,511	40,929	1,575,818,259	41,230	1,601,208,091	41,528	1,611,317,155
（介護給付）	32,773	1,531,726,786	31,146	1,385,549,199	31,390	1,409,330,350	31,670	1,418,895,900
（予防給付）	9,718	191,242,725	9,783	190,269,060	9,840	191,877,741	9,858	192,421,255
訪問通所サービス	34,795	1,454,720,824	33,711	1,317,913,207	33,345	1,331,460,327	33,689	1,348,527,159
（介護給付）	25,578	1,273,208,634	23,932	1,137,647,173	24,030	1,149,491,332	24,355	1,165,817,289
（予防給付）	9,217	181,512,190	9,239	180,266,034	9,315	181,968,995	9,334	182,709,870
訪問介護	10,097	564,870,777	10,094	555,166,849	10,132	568,093,777	10,150	563,000,271
（介護給付）	6,735	498,015,390	6,758	489,758,252	6,770	501,654,970	6,805	496,931,559
（予防給付）	3,362	66,855,387	3,336	65,408,597	3,362	66,438,807	3,345	66,068,712
訪問入浴介護	284	16,844,569	287	16,344,660	289	16,447,585	287	16,409,854
（介護給付）	281	16,784,429	285	16,284,153	286	16,372,749	284	16,333,939
（予防給付）	3	60,140	2	60,507	3	74,836	3	75,915
訪問看護	2,731	105,367,610	2,712	100,864,454	2,684	98,273,271	2,767	106,103,909
（介護給付）	2,351	93,787,174	2,346	90,284,257	2,307	87,537,809	2,404	95,028,026
（予防給付）	380	11,580,436	366	10,580,197	377	10,735,462	363	11,075,883
訪問リハビリテーション	779	25,847,693	784	24,862,198	836	25,571,006	867	29,393,313
（介護給付）	659	22,164,296	660	21,457,970	697	21,789,948	716	24,632,129
（予防給付）	120	3,683,397	124	3,404,228	139	3,781,060	151	4,761,184
通所介護	9,098	516,564,164	7,350	393,020,959	7,292	393,032,758	7,413	399,637,110
（介護給付）	6,466	442,951,748	4,671	317,951,804	4,635	318,812,270	4,753	325,441,266
（予防給付）	2,632	73,612,416	2,679	75,069,155	2,657	74,220,488	2,660	74,195,844
通所リハビリテーション	1,684	111,890,064	1,701	112,477,046	1,750	113,282,323	1,762	116,156,526
（介護給付）	1,309	99,495,574	1,325	99,968,669	1,351	99,934,106	1,369	103,140,696
（予防給付）	375	12,394,490	376	12,508,377	399	13,348,217	393	13,015,830
福祉用具貸与	10,122	113,335,947	10,243	115,177,041	10,362	116,759,607	10,443	117,826,176
（介護給付）	7,777	100,010,023	7,887	101,942,068	7,984	103,389,482	8,024	104,309,674
（予防給付）	2,345	13,325,924	2,356	13,234,973	2,378	13,370,125	2,419	13,516,502
短期入所サービス(小計)	1,327	129,654,812	1,336	123,786,081	1,359	128,124,931	1,308	124,084,987
（介護給付）	1,307	129,043,107	1,309	122,977,545	1,337	127,470,034	1,292	123,628,039
（予防給付）	20	611,705	27	808,536	22	654,897	16	456,948
短期入所生活介護	1,203	118,124,101	1,224	114,380,389	1,241	118,777,877	1,200	114,823,955
（介護給付）	1,186	117,581,736	1,198	113,614,702	1,221	118,173,765	1,185	114,399,237
（予防給付）	17	542,365	26	765,687	20	604,112	15	424,718
短期入所療養介護	124	11,530,711	112	9,405,692	118	9,347,054	108	9,261,032
（介護給付-老健）	121	11,461,371	111	9,362,843	116	9,296,269	107	9,228,802
（介護給付-病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
（予防給付-老健）	3	69,340	1	42,849	2	50,785	1	32,230
（予防給付-病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	5,823	45,292,533	5,895	45,246,093	5,977	44,735,887	5,981	45,617,294
（介護給付）	5,428	42,358,418	5,459	41,982,428	5,553	41,622,740	5,556	42,405,879
（予防給付）	395	2,934,115	436	3,263,665	424	3,113,147	425	3,211,415
特定施設入居者生活介護	546	93,301,342	527	88,872,878	549	96,886,946	550	93,087,715
（介護給付）	460	87,116,627	446	82,942,053	470	90,746,244	467	87,044,693
（予防給付）	86	6,184,715	81	5,930,825	79	6,140,702	83	6,043,022
福祉用具購入	210	6,736,362	160	4,987,161	163	4,951,086	201	5,876,432
（介護給付）	148	4,906,265	116	3,752,319	112	3,555,448	142	4,381,804
（予防給付）	62	1,830,097	44	1,234,842	51	1,395,638	59	1,494,628
住宅改修費	176	13,854,801	135	11,590,197	141	12,600,910	172	13,765,847
（介護給付）	88	7,140,844	66	5,844,646	85	7,288,878	106	8,832,967
（予防給付）	88	6,713,957	69	5,745,551	56	5,312,032	66	4,932,980
介護予防支援・居宅介護支援	17,399	195,482,451	17,379	191,892,085	17,267	190,710,773	17,600	194,820,449
（居宅介護支援）	11,198	166,197,878	11,252	163,047,650	11,108	161,738,201	11,388	165,516,855
（介護予防支援）	6,201	29,284,573	6,127	28,844,435	6,159	28,972,572	6,212	29,303,794
地域密着型（介護予防）サービス	1,050	206,162,125	2,873	319,765,213	3,055	333,109,255	3,020	331,561,549
（介護給付）	1,039	205,399,953	2,861	318,959,497	3,042	332,193,297	3,003	330,484,981
（予防給付）	11	762,172	12	805,716	13	915,958	17	1,076,568
定期巡回・随時対応訪問看護	80	12,257,203	91	14,292,435	91	14,575,091	89	13,749,877
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	251	27,200,848	245	27,760,144	244	26,639,627	238	26,312,438
（介護給付）	249	27,168,946	243	27,701,998	242	26,585,991	237	26,290,515
（予防給付）	2	31,902	2	58,146	2	53,636	1	21,923
小規模多機能型居宅介護	185	34,712,383	180	34,166,679	185	34,943,316	194	36,698,639
（介護給付）	177	34,227,780	171	33,647,979	175	34,317,491	179	35,872,864
（予防給付）	8	484,603	9	518,700	10	625,825	15	825,775
認知症対応型共同生活介護	412	103,540,798	409	99,901,400	407	102,769,759	406	100,479,373
（介護給付）	411	103,295,131	408	99,672,530	406	102,533,262	405	100,250,503
（予防給付）	1	245,667	1	228,870	1	236,497	1	228,870
地域密着型特定施設	43	8,177,520	43	8,136,956	42	8,096,054	38	7,501,642
地域密着型介護老人福祉施設	71	18,747,409	70	18,412,782	72	19,328,653	72	19,482,182
複合型サービス	8	1,525,964	9	1,605,607	7	1,576,565	7	1,882,372
地域密着型通所介護	0	0	1,826	115,489,210	2,007	125,180,190	1,976	125,455,026
施設サービス	2,641	690,623,470	2,675	682,266,305	2,682	704,904,884	2,710	691,427,212
介護老人福祉施設	1,536	382,648,247	1,560	377,636,909	1,582	393,611,485	1,588	383,252,167
介護老人保健施設	1,021	275,263,690	1,030	272,444,052	1,018	278,316,616	1,032	274,721,034
介護療養型医療施設	84	32,711,533	85	32,185,344	82	32,976,783	90	33,454,011
特定入所者介護(予防)サービス費	2,573	94,137,592	2,609	90,977,417	2,617	94,624,641	2,998	92,502,704
（介護給付）	2,566	94,085,782	2,601	90,925,967	2,612	94,593,671	2,989	92,444,834
（予防給付）	7	51,810	8	51,450	5	30,970	9	57,870
計	66,540	2,929,966,312	66,760	2,877,296,637	67,155	2,942,109,640	68,229	2,941,271,348
（介護給付）	50,453	2,700,080,978	50,717	2,650,345,583	51,031	2,713,604,729	52,008	2,711,984,253
（予防給付）	16,087	229,885,334	16,043	226,951,054	16,124	228,504,911	16,221	229,287,095
高額介護(予防)サービス費	6,628	70,366,251	6,322	64,048,692	6,616	72,684,007	6,828	69,370,936
高額医療合算介護(予防)サービス費	980	31,058,802	1,079	34,132,324	1,116	3,509,870	69	1,720,962
審査支払手数料	63,274	2,847,330	63,558	2,860,110	63,918	2,876,310	64,542	2,904,390
合計	137,422	3,034,238,695	137,719	2,978,337,763	137,805	3,021,179,827	139,668	3,015,267,636

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
住宅サービス	41,857	1,632,343,688	41,327	1,628,786,966	42,110	1,624,485,915	42,547	1,657,745,701
(介護給付)	31,928	1,439,387,636	31,515	1,437,648,296	32,155	1,430,476,360	32,519	1,462,514,826
(予防給付)	9,929	192,956,052	9,812	191,138,670	9,955	194,009,555	10,028	195,230,875
訪問通所サービス	33,793	1,359,095,161	33,380	1,358,120,764	34,111	1,358,662,839	34,385	1,381,562,890
(介護給付)	24,402	1,175,997,545	24,076	1,176,708,857	24,657	1,174,548,422	24,902	1,196,643,150
(予防給付)	9,391	183,097,616	9,304	181,411,907	9,454	184,114,417	9,483	184,919,740
訪問介護	10,136	574,217,523	9,957	565,098,340	10,219	565,035,356	10,276	582,953,509
(介護給付)	6,776	507,586,567	6,659	500,066,766	6,873	499,043,830	6,927	516,147,144
(予防給付)	3,360	66,630,956	3,298	65,031,574	3,346	65,991,526	3,349	66,806,365
訪問入浴介護	294	17,067,421	277	17,123,151	301	17,815,788	287	16,355,317
(介護給付)	293	17,026,504	274	17,021,123	298	17,731,617	283	16,245,852
(予防給付)	1	40,917	3	102,028	3	84,171	4	109,465
訪問看護	2,785	102,464,129	2,749	106,458,892	2,841	106,237,179	2,857	106,215,232
(介護給付)	2,409	91,817,534	2,379	95,408,003	2,460	95,047,448	2,478	95,263,503
(予防給付)	376	10,646,595	370	11,050,889	381	11,189,731	379	10,951,729
訪問リハビリテーション	870	28,230,384	839	27,195,709	894	29,433,982	888	28,747,910
(介護給付)	728	23,959,761	699	22,999,073	749	25,227,922	744	24,557,074
(予防給付)	142	4,270,603	140	4,196,636	145	4,206,060	144	4,190,836
通所介護	7,417	403,094,255	7,335	406,539,413	7,425	403,357,022	7,519	405,757,705
(介護給付)	4,726	328,075,466	4,683	332,606,761	4,732	328,477,458	4,809	330,799,898
(予防給付)	2,691	75,018,789	2,652	73,932,652	2,693	74,879,564	2,710	74,957,807
通所リハビリテーション	1,783	116,007,625	1,805	118,779,315	1,853	117,696,544	1,873	121,398,849
(介護給付)	1,391	103,176,720	1,396	105,410,433	1,435	103,927,079	1,449	107,448,237
(予防給付)	392	12,830,905	409	13,368,882	418	13,769,465	424	13,950,612
福祉用具貸与	10,508	118,013,824	10,418	116,925,944	10,578	119,086,968	10,685	120,134,368
(介護給付)	8,079	104,454,973	7,986	103,196,698	8,110	105,093,068	8,212	106,181,442
(予防給付)	2,429	13,558,851	2,432	13,729,246	2,468	13,993,900	2,473	13,952,926
短期入所サービス(小計)	1,375	131,297,741	1,385	128,596,130	1,319	124,410,007	1,400	129,453,251
(介護給付)	1,351	130,560,899	1,361	127,823,982	1,303	123,847,405	1,381	128,924,708
(予防給付)	24	736,842	24	772,148	16	562,602	19	528,543
短期入所生活介護	1,256	121,248,878	1,267	118,666,272	1,201	114,530,899	1,281	120,736,011
(介護給付)	1,234	120,573,613	1,244	117,933,972	1,186	113,992,909	1,263	120,230,302
(予防給付)	22	675,265	23	732,300	15	537,990	18	505,709
短期入所療養介護	119	10,048,863	118	9,929,858	118	9,879,108	119	8,717,240
(介護給付・老健)	117	9,987,286	117	9,890,010	117	9,854,496	118	8,694,406
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	2	61,577	1	39,848	1	24,612	1	22,834
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
在宅療養管理指導	6,140	46,116,696	6,002	45,896,389	6,111	46,985,063	6,190	46,927,849
(介護給付)	5,710	43,036,105	5,599	42,860,874	5,716	43,939,864	5,751	43,650,587
(予防給付)	430	3,080,591	403	3,035,515	395	3,045,199	439	3,277,262
特定施設入居者生活介護	549	95,834,090	560	96,173,683	569	94,428,006	572	99,801,711
(介護給付)	465	89,793,087	479	90,254,583	479	88,140,669	485	93,296,381
(予防給付)	84	6,041,003	81	5,919,100	90	6,287,337	87	6,505,330
福祉用具購入	158	4,779,631	199	5,178,969	166	4,822,760	182	4,851,446
(介護給付)	111	3,736,111	133	3,684,947	119	3,512,360	124	3,312,079
(予防給付)	47	1,043,520	66	1,494,022	47	1,310,400	58	1,539,367
住宅改修費	169	13,970,269	153	12,180,262	140	12,112,661	162	12,984,623
(介護給付)	99	7,817,378	93	6,723,347	74	6,408,084	109	8,417,994
(予防給付)	70	6,152,891	60	5,456,915	66	5,704,577	53	4,566,629
介護予防支援・居宅介護支援	17,856	196,133,740	17,555	193,546,471	17,658	196,124,053	17,772	198,835,740
(居宅介護支援)	11,651	166,968,494	11,368	164,456,413	11,423	166,855,966	11,517	169,350,593
(介護予防支援)	6,205	29,165,246	6,187	29,092,058	6,235	29,268,087	6,255	29,485,147
地域密着型(介護予防)サービス	3,040	337,254,839	3,051	334,100,426	3,044	334,066,200	3,141	349,191,122
(介護給付)	3,020	335,911,850	3,034	332,827,621	3,029	333,105,426	3,120	347,770,827
(予防給付)	20	1,342,989	17	1,272,805	15	960,774	21	1,420,295
定期巡回・随時対応訪問介護看護	86	13,297,891	80	12,758,682	70	10,922,360	72	10,919,503
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	247	27,121,623	236	25,993,708	243	26,202,948	249	27,735,415
(介護給付)	245	27,092,456	235	25,966,306	242	26,181,025	248	27,713,492
(予防給付)	2	29,167	1	27,402	1	21,923	1	21,923
小規模多機能型居宅介護	201	36,895,627	204	37,245,754	212	40,354,716	221	41,877,730
(介護給付)	184	35,818,302	189	36,236,848	198	39,415,865	201	40,479,358
(予防給付)	17	1,077,325	15	1,008,906	14	938,851	20	1,398,372
認知症対応型共同生活介護	416	104,866,868	402	101,662,388	414	100,810,047	418	105,952,173
(介護給付)	415	104,630,371	401	101,425,891	414	100,810,047	418	105,952,173
(予防給付)	1	236,497	1	236,497	0	0	0	0
地域密着型特定施設	38	7,705,153	38	7,668,881	40	7,949,146	40	7,989,542
地域密着型介護老人福祉施設	71	19,985,621	71	19,321,885	72	18,544,107	71	19,069,105
複合型サービス	12	2,591,501	18	4,113,054	16	4,219,401	17	4,023,167
地域密着型通所介護	1,969	124,790,555	2,002	125,336,074	1,977	125,063,475	2,053	131,624,487
施設サービス	2,723	717,843,994	2,659	701,786,520	2,727	700,639,881	2,679	706,073,891
介護老人福祉施設	1,583	398,146,584	1,551	387,287,066	1,589	390,147,500	1,563	394,652,955
介護老人保健施設	1,051	285,184,802	1,017	279,788,249	1,050	277,224,336	1,027	279,006,508
介護療養型医療施設	89	34,512,518	91	34,711,205	88	33,268,045	89	32,414,428
特定入所者介護(予防)サービス費	2,674	96,533,330	2,566	80,734,358	2,667	81,514,466	2,637	82,762,106
(介護給付)	2,666	96,472,990	2,558	80,669,148	2,660	81,467,856	2,628	82,712,856
(予防給付)	8	60,340	8	65,210	7	46,610	9	49,250
計	68,477	2,998,859,401	67,510	2,956,315,972	68,512	2,953,765,936	69,120	3,012,444,629
(介護給付)	52,198	2,768,138,363	51,360	2,727,796,292	52,187	2,722,465,933	52,696	2,780,153,066
(予防給付)	16,279	230,721,038	16,150	228,519,680	16,325	231,300,003	16,424	232,291,563
高額介護(予防)サービス費	6,818	73,828,251	6,748	71,338,413	7,038	73,426,119	6,661	72,802,072
高額医療合算介護(予防)サービス費	53	1,486,396	43	1,495,129	34	898,790	7	109,117
審査支払手数料	65,151	2,931,795	64,279	2,892,555	65,199	2,933,955	65,794	2,960,730
合計	140,499	3,077,105,843	138,580	3,032,042,069	140,783	3,031,024,885	141,582	3,088,316,548

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	42,854	1,627,914,481	42,834	1,657,601,081	42,530	1,576,577,068	42,190	1,532,583,432
(介護給付)	32,651	1,430,958,685	32,704	1,461,074,654	32,322	1,380,879,332	32,189	1,341,850,084
(予防給付)	10,203	196,955,796	10,130	196,526,427	10,208	195,697,734	10,001	190,733,348
訪問通所サービス	34,612	1,365,657,130	34,721	1,387,669,198	34,299	1,309,542,855	34,012	1,283,042,547
(介護給付)	24,965	1,178,755,488	25,128	1,202,104,830	24,675	1,125,120,004	24,579	1,102,545,770
(予防給付)	9,647	186,901,642	9,593	185,564,368	9,624	184,422,851	9,433	180,496,777
訪問介護	10,360	571,473,142	10,400	587,172,465	10,178	560,168,930	10,169	541,427,280
(介護給付)	6,965	504,299,935	7,031	521,158,158	6,800	493,194,649	6,884	476,639,590
(予防給付)	3,395	67,173,207	3,369	66,014,307	3,378	66,974,281	3,285	64,787,690
訪問入浴介護	275	15,812,268	288	17,390,910	290	15,411,472	292	15,467,877
(介護給付)	270	15,695,196	282	17,272,875	286	15,301,651	286	15,100,246
(予防給付)	5	117,072	6	118,035	4	109,821	6	367,631
訪問看護	2,865	104,298,292	2,858	105,267,151	2,855	102,115,026	2,835	99,732,223
(介護給付)	2,471	92,647,144	2,465	93,850,814	2,465	91,154,901	2,446	88,893,315
(予防給付)	394	11,651,148	393	11,416,337	390	10,960,125	389	10,838,908
訪問リハビリテーション	902	29,243,142	918	29,588,044	924	27,946,241	897	28,173,547
(介護給付)	755	24,924,390	775	25,336,962	787	24,166,262	765	24,300,594
(予防給付)	147	4,318,752	143	4,251,082	137	3,779,979	132	3,872,953
通所介護	7,592	404,522,649	7,488	402,296,651	7,329	368,105,805	7,250	366,037,751
(介護給付)	4,842	328,927,634	4,800	327,751,777	4,673	295,072,848	4,633	294,240,522
(予防給付)	2,750	75,595,015	2,688	74,544,874	2,656	73,032,957	2,617	71,797,229
通所リハビリテーション	1,869	120,250,455	1,939	124,568,928	1,935	115,409,213	1,884	112,334,252
(介護給付)	1,449	106,402,812	1,501	109,965,225	1,484	100,321,908	1,447	97,886,143
(予防給付)	420	13,847,643	438	14,603,703	451	15,087,305	437	14,448,109
福祉用具貸与	10,749	120,057,182	10,830	121,385,051	10,788	120,386,168	10,685	119,869,617
(介護給付)	8,213	105,858,377	8,274	106,768,899	8,180	105,907,785	8,118	105,485,360
(予防給付)	2,536	14,198,805	2,556	14,616,152	2,608	14,478,383	2,567	14,384,257
短期入所サービス(小計)	1,330	121,207,622	1,326	123,277,324	1,298	122,306,795	1,252	113,397,999
(介護給付)	1,310	120,709,377	1,306	122,556,430	1,275	121,577,545	1,233	112,884,319
(予防給付)	20	498,245	20	720,894	23	729,250	19	513,680
短期入所生活介護	1,217	112,463,146	1,204	113,383,624	1,181	111,920,753	1,151	105,041,029
(介護給付)	1,200	112,064,352	1,185	112,704,788	1,158	111,191,503	1,133	104,568,627
(予防給付)	17	398,794	19	678,836	23	729,250	18	472,402
短期入所療養介護	113	8,744,476	122	9,893,700	117	10,386,042	101	8,356,970
(介護給付・老健)	110	8,645,025	121	9,851,642	117	10,386,042	100	8,315,692
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	3	99,451	1	42,058	0	0	1	41,278
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	6,354	47,956,557	6,207	47,470,581	6,364	47,493,475	6,342	47,566,536
(介護給付)	5,905	44,658,344	5,783	44,197,954	5,898	44,005,307	5,893	44,193,865
(予防給付)	449	3,298,213	424	3,272,627	466	3,488,168	449	3,372,671
特定施設入居者生活介護	558	93,093,172	580	99,183,978	569	97,233,941	584	88,576,350
(介護給付)	471	86,835,476	487	92,215,440	474	90,176,476	484	82,226,130
(予防給付)	87	6,257,696	93	6,968,538	95	7,057,465	100	6,350,220
福祉用具購入	168	4,548,067	168	4,763,887	124	3,889,483	131	4,202,069
(介護給付)	106	2,936,104	117	3,301,895	87	2,858,160	91	3,187,746
(予防給付)	62	1,611,963	51	1,461,992	37	1,031,323	40	1,014,323
住宅改修費	168	14,226,847	156	12,459,222	112	8,341,176	121	9,996,027
(介護給付)	93	7,911,723	95	7,274,256	61	4,553,818	73	6,262,327
(予防給付)	75	6,315,124	61	5,184,966	51	3,787,358	48	3,733,700
介護予防支援・居宅介護支援	17,923	203,158,689	17,927	199,185,008	17,767	196,628,236	17,640	195,242,668
(居宅介護支援)	11,580	173,143,189	11,606	169,482,836	11,434	166,874,212	11,391	165,932,655
(介護予防支援)	6,343	30,015,500	6,321	29,702,172	6,333	29,754,024	6,249	29,310,013
地域密着型(介護予防)サービス	3,130	335,280,744	3,108	341,374,282	3,071	332,128,567	3,099	326,328,141
(介護給付)	3,107	334,001,608	3,101	340,998,598	3,046	330,743,607	3,081	325,366,961
(予防給付)	23	1,279,136	7	375,684	25	1,384,960	18	961,180
定期巡回・随時対応訪問介護看護	69	10,535,705	65	9,564,164	65	10,249,214	66	10,427,298
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	236	25,651,403	237	25,128,786	224	23,739,897	230	23,229,313
(介護給付)	235	25,624,001	236	25,106,863	221	23,678,970	228	23,182,628
(予防給付)	1	27,402	1	21,923	3	60,927	2	46,685
小規模多機能型居宅介護	222	40,024,145	215	42,344,720	228	42,162,729	237	44,003,977
(介護給付)	200	38,772,411	209	41,990,959	206	40,838,696	221	43,089,482
(予防給付)	22	1,251,734	6	353,761	22	1,324,033	16	914,495
認知症対応型共同生活介護	415	101,066,531	423	106,358,841	422	105,953,033	431	99,160,181
(介護給付)	415	101,066,531	423	106,358,841	422	105,953,033	431	99,160,181
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	42	7,693,144	43	8,444,986	40	7,925,706	48	8,560,545
地域密着型介護老人福祉施設	70	18,621,418	72	19,361,737	70	18,734,281	69	17,255,576
複合型サービス	17	3,828,214	22	4,086,100	26	5,742,269	27	5,986,682
地域密着型通所介護	2,059	127,860,184	2,031	126,084,948	1,996	117,621,438	1,991	117,704,569
施設サービス	2,705	688,772,377	2,652	691,546,436	2,676	695,061,502	2,629	628,035,303
介護老人福祉施設	1,583	385,129,333	1,583	397,520,112	1,599	400,204,158	1,579	361,550,799
介護老人保健施設	1,026	268,603,539	1,025	277,568,257	1,033	278,365,288	1,006	251,689,674
介護療養型医療施設	96	35,039,505	44	16,458,067	44	16,492,056	44	14,794,830
特定入所者介護(予防)サービス費	2,610	80,187,236	2,598	80,937,869	2,614	81,675,334	2,526	73,844,922
(介護給付)	2,604	80,170,116	2,588	80,875,209	2,604	81,598,514	2,521	73,805,962
(予防給付)	6	17,120	10	62,660	10	76,820	5	38,960
計	69,558	2,954,088,441	69,443	2,987,867,785	68,894	2,894,301,364	68,336	2,770,232,562
(介護給付)	52,846	2,717,893,802	52,863	2,754,553,884	52,230	2,662,569,145	51,975	2,544,441,038
(予防給付)	16,712	236,194,639	16,580	233,313,901	16,664	231,732,219	16,361	225,791,524
高額介護(予防)サービス費	6,785	73,093,173	6,807	76,201,596	6,572	70,213,386	6,058	70,697,180
高額医療合算介護(予防)サービス費	11	285,324	8	64,737	3	76,429	7	137,024
審査支払手数料	66,272	2,982,240	66,173	2,977,785	65,694	2,956,230	65,217	2,934,765
合 計	142,626	3,030,449,178	142,431	3,067,111,903	141,163	2,967,547,409	139,618	2,844,001,531

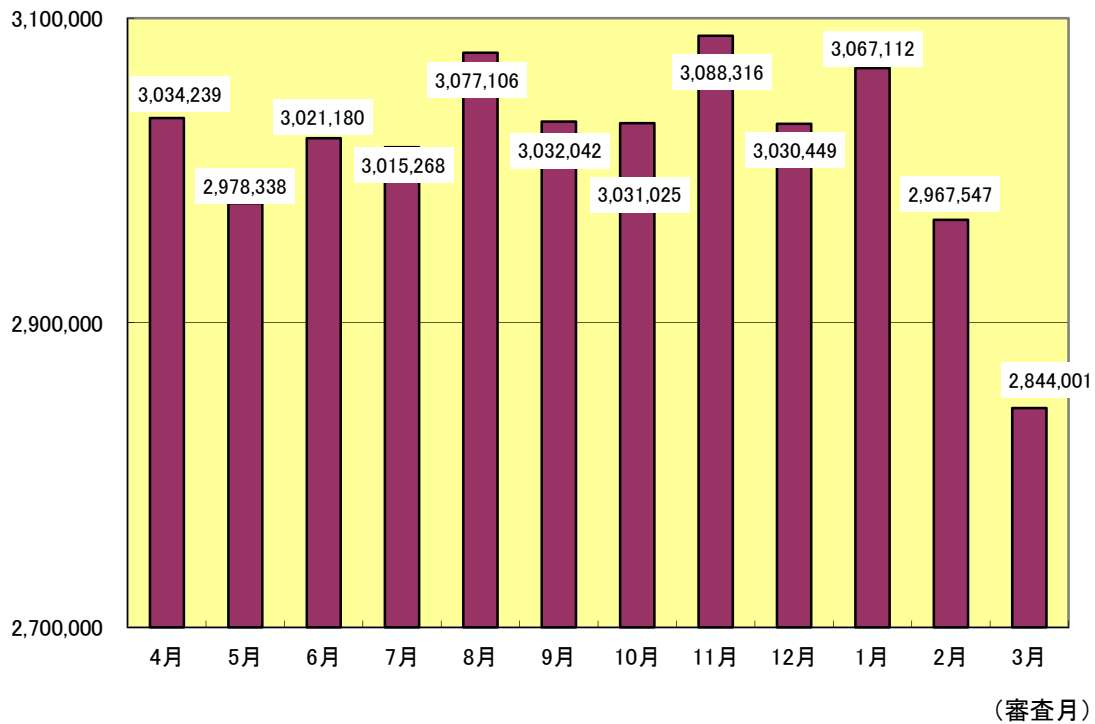
	平成28年度合計 A		平成27年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	504,427	19,449,351,346	497,446	19,976,682,827	101.4%	97.4%
〔介護給付〕	384,962	17,130,292,108	383,896	17,716,954,862	100.3%	96.7%
〔予防給付〕	119,465	2,319,059,238	113,550	2,259,727,965	105.2%	102.6%
訪問通所サービス	408,313	16,255,974,901	406,778	16,833,609,226	100.4%	96.6%
〔介護給付〕	295,279	14,058,588,494	299,139	14,687,684,748	98.7%	95.7%
〔予防給付〕	113,034	2,197,386,407	107,639	2,145,924,478	105.0%	102.4%
訪問介護	122,168	6,798,678,219	119,934	6,622,297,518	101.9%	102.7%
〔介護給付〕	81,983	6,004,496,810	79,409	5,811,009,128	103.2%	103.3%
〔予防給付〕	40,185	794,181,409	40,525	811,288,390	99.2%	97.9%
訪問入浴介護	3,451	198,490,872	3,465	196,945,509	99.6%	100.8%
〔介護給付〕	3,408	197,170,334	3,438	196,010,327	99.1%	100.6%
〔予防給付〕	43	1,320,538	27	935,182	159.3%	141.2%
訪問看護	33,539	1,243,397,368	31,258	1,170,317,303	107.3%	106.2%
〔介護給付〕	28,981	1,110,719,928	27,024	1,049,468,733	107.2%	105.8%
〔予防給付〕	4,558	132,677,440	4,234	120,848,570	107.7%	109.8%
訪問リハビリテーション	10,398	334,233,169	8,876	270,956,857	117.1%	123.4%
〔介護給付〕	8,734	285,416,419	7,423	228,366,727	117.7%	123.0%
〔予防給付〕	1,664	48,816,750	1,453	42,590,130	114.5%	114.6%
通所介護	90,508	4,861,966,242	105,736	5,921,666,907	85.6%	82.1%
〔介護給付〕	58,423	3,971,109,452	75,000	5,048,505,101	77.9%	78.7%
〔予防給付〕	32,085	890,856,790	30,736	873,161,806	104.4%	102.0%
通所リハビリテーション	21,838	1,400,251,138	20,022	1,315,411,156	109.1%	106.4%
〔介護給付〕	16,906	1,237,077,702	15,672	1,168,243,457	107.9%	105.9%
〔予防給付〕	4,932	163,173,436	4,350	147,167,699	113.4%	110.9%
福祉用具貸与	126,411	1,418,957,893	117,487	1,336,013,976	107.6%	106.2%
〔介護給付〕	96,844	1,252,597,849	91,173	1,186,081,275	106.2%	105.6%
〔予防給付〕	29,567	166,360,044	26,314	149,932,701	112.4%	111.0%
短期入所サービス(小計)	16,015	1,499,597,680	16,236	1,541,352,493	98.6%	97.3%
〔介護給付〕	15,765	1,492,003,390	15,948	1,531,145,622	98.9%	97.4%
〔予防給付〕	250	7,594,290	288	10,206,871	86.8%	74.4%
短期入所生活介護	14,626	1,384,096,934	14,801	1,418,771,093	98.8%	97.6%
〔介護給付〕	14,393	1,377,029,506	14,528	1,409,031,856	99.1%	97.7%
〔予防給付〕	233	7,067,428	273	9,739,237	85.3%	72.6%
短期入所療養介護	1,389	115,500,746	1,435	122,581,400	96.8%	94.2%
〔介護給付-老健〕	1,372	114,973,884	1,420	122,113,766	96.6%	94.2%
〔介護給付-病院等〕	0	0	0	0	-	-
〔予防給付-老健〕	17	526,862	15	467,634	113.3%	112.7%
〔予防給付-病院等〕	0	0	0	0	-	-
居宅療養管理指導	73,386	557,304,953	68,201	518,752,900	107.6%	107.4%
〔介護給付〕	68,251	518,912,365	63,489	483,626,479	107.5%	107.3%
〔予防給付〕	5,135	38,392,588	4,712	35,126,421	109.0%	109.3%
特定施設入居者生活介護	6,713	1,136,473,812	6,231	1,082,968,208	107.7%	104.9%
〔介護給付〕	5,667	1,060,787,859	5,320	1,014,498,013	106.5%	104.6%
〔予防給付〕	1,046	75,685,953	911	68,470,195	114.8%	110.5%
福祉用具購入	2,030	59,587,353	2,020	61,068,960	100.5%	97.6%
〔介護給付〕	1,406	43,125,238	1,374	42,993,396	102.3%	100.3%
〔予防給付〕	624	16,462,115	646	18,075,564	96.6%	91.1%
住宅改修費	1,805	148,082,842	1,825	159,525,920	98.9%	92.8%
〔介護給付〕	1,042	84,476,162	1,056	93,336,547	98.7%	90.5%
〔予防給付〕	763	63,606,680	769	66,189,373	99.2%	96.1%
介護予防支援-居宅介護支援	211,743	2,351,762,363	203,000	2,278,238,331	104.3%	103.2%
〔居宅介護支援〕	136,916	1,999,564,742	130,492	1,937,327,477	104.9%	103.2%
〔介護予防支援〕	74,827	352,197,621	72,508	340,910,854	103.2%	103.3%
地域密着型(介護予防)サービス	34,681	3,880,322,463	11,969	2,334,848,786	289.8%	166.2%
〔介護給付〕	34,485	3,867,764,226	11,835	2,327,966,446	291.4%	166.1%
〔予防給付〕	196	12,558,237	134	6,882,340	146.3%	182.5%
定期巡回・随時対応訪問介護看護	924	143,549,423	880	141,668,449	105.0%	101.3%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	2,881	312,716,150	3,017	312,187,348	95.5%	100.2%
〔介護給付〕	2,862	312,293,191	3,003	311,747,924	95.3%	100.2%
〔予防給付〕	19	422,959	14	439,424	-	-
小規模多機能型居宅介護	2,486	465,430,415	1,825	339,736,047	136.2%	137.0%
〔介護給付〕	2,312	454,708,035	1,706	333,308,874	135.5%	136.4%
〔予防給付〕	174	10,722,380	119	6,427,173	146.2%	166.8%
認知症対応型共同生活介護	4,975	1,232,521,392	4,974	1,244,663,771	100.0%	99.0%
〔介護給付〕	4,969	1,231,108,494	4,973	1,244,648,028	99.9%	98.9%
〔予防給付〕	6	1,412,898	1	15,743	-	-
地域密着型特定施設	495	95,849,275	456	86,573,162	108.6%	110.7%
地域密着型介護老人福祉施設	851	226,864,756	791	204,962,329	107.6%	110.7%
複合型サービス	186	41,180,896	26	5,057,680	-	-
地域密着型通所介護	21,886	1,362,210,156	-	-	-	-
施設サービス	32,158	8,298,981,685	31,602	8,209,255,868	101.8%	101.1%
介護老人福祉施設	18,896	4,651,787,315	18,259	4,557,556,698	103.5%	102.1%
介護老人保健施設	12,336	3,298,176,045	12,283	3,255,934,282	100.4%	101.3%
介護療養型医療施設	926	349,018,325	1,060	395,764,888	87.4%	88.2%
特定入所者介護(予防)サービス費	31,689	1,030,431,975	32,972	1,113,049,066	96.1%	92.6%
〔介護給付〕	31,597	1,029,822,905	32,815	1,111,740,191	96.3%	92.6%
〔予防給付〕	92	609,070	157	1,308,875	58.6%	46.5%
計	818,533	35,218,520,027	780,834	34,132,669,758	104.8%	103.2%
〔介護給付〕	622,566	32,454,027,066	593,070	31,439,574,787	105.0%	103.2%
〔予防給付〕	195,967	2,764,492,961	187,764	2,693,094,971	104.4%	102.7%
高額介護(予防)サービス費	79,881	858,070,076	72,635	754,236,060	110.0%	113.8%
高額医療合算介護(予防)サービス費	2,411	74,974,904	3,916	123,166,985	61.6%	60.9%
審査支払手数料	779,071	35,058,195	740,126	33,305,670	105.3%	105.3%
合計	1,679,896	36,186,623,202	1,597,511	35,043,378,473	105.2%	103.3%

	平成26年度合計		平成25年度合計		平成24年度合計		平成23年度合計		平成22年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	466,019	19,254,077.139	440,980	18,157,466.265	407,929	16,845,052.262	380,516	15,828,764.552	350,568	14,831,072.572
(介護給付)	358,702	16,864,776.002	341,397	15,945,019.685	320,112	14,894,898.485	305,966	14,161,361.698	287,511	13,389,254.590
(予防給付)	107,317	2,389,301.137	99,583	2,212,446.580	87,817	1,950,153.777	74,550	1,667,402.854	63,058	1,441,817.982
訪問通所サービス	385,137	16,270,247.289	364,517	15,389,103.444	338,820	14,344,521.493	319,051	13,463,010.029	295,811	12,571,505.776
(介護給付)	283,645	14,021,999.693	270,505	13,315,160.577	255,786	12,513,529.044	248,264	11,901,564.059	236,148	11,238,776.338
(予防給付)	101,492	2,248,247.596	94,012	2,073,942.867	83,034	1,830,992.449	70,787	1,561,445.970	59,663	1,332,729.438
訪問介護	117,536	6,321,857.829	115,315	6,076,621.329	110,995	5,740,592.448	107,339	5,441,127.737	102,876	5,174,632.696
(介護給付)	76,850	5,476,881.666	75,069	5,240,007.744	72,572	4,949,179.849	72,074	4,743,419.314	70,503	4,534,433.343
(予防給付)	40,686	844,976.163	40,246	836,613.585	38,423	791,412.599	35,265	697,708.423	32,373	640,199.353
訪問入浴介護	3,668	203,340.332	3,751	204,501.924	3,857	212,861.492	3,896	212,418.655	3,604	193,519.284
(介護給付)	3,638	202,170.729	3,723	203,359.460	3,838	212,010.311	3,882	211,966.114	3,600	193,371.254
(予防給付)	30	1,169.603	28	1,142.464	19	851.181	14	452.541	4	148.030
訪問看護	29,614	1,127,628.053	28,544	1,090,579.258	26,184	1,006,911.413	24,750	927,810.468	23,467	876,901.239
(介護給付)	25,925	1,020,807.474	25,200	995,524.085	23,286	928,549.683	22,028	855,568.719	21,293	811,173.426
(予防給付)	3,689	106,820.579	3,344	95,055.173	2,898	78,361.730	2,722	72,241.749	2,174	57,341.133
訪問リハビリテーション	8,663	258,318.596	8,148	234,926.057	7,125	195,329.529	7,129	189,358.942	6,483	169,656.594
(介護給付)	7,219	217,277.341	6,936	202,089.193	6,097	169,220.540	6,288	168,841.026	5,806	153,651.667
(予防給付)	1,444	41,041.255	1,212	32,836.864	1,028	26,098.989	841	20,517.916	677	16,004.927
通所介護	97,152	5,729,652.558	88,592	5,286,043.251	79,316	4,786,956.951	72,219	4,394,230.170	63,993	3,972,402.910
(介護給付)	69,051	4,784,121.628	63,745	4,459,932.246	58,528	4,090,799.203	55,598	3,816,620.224	50,677	3,496,787.045
(予防給付)	28,101	945,530.930	24,847	826,111.005	20,788	696,157.748	16,621	577,609.946	13,316	475,615.865
通所リハビリテーション	19,857	1,367,171.604	18,791	1,312,433.482	17,945	1,297,218.776	17,151	1,282,138.282	15,991	1,227,364.967
(介護給付)	15,798	1,196,131.789	15,076	1,156,683.001	14,889	1,165,449.384	14,533	1,150,116.082	14,027	1,141,925.233
(予防給付)	4,059	171,039.815	3,715	155,750.481	3,056	131,769.392	2,618	112,022.200	1,964	85,439.734
福祉用具貸与	108,647	1,262,278.317	101,376	1,183,998.143	93,398	1,104,650.884	86,567	1,035,925.775	79,397	957,028.086
(介護給付)	85,164	1,124,609.066	80,756	1,057,564.848	76,576	998,310.074	73,861	955,032.580	70,242	899,047.690
(予防給付)	23,483	137,669.251	20,620	126,433.295	16,822	106,340.810	12,706	80,893.195	9,155	57,980.396
短期入所サービス(小計)	15,663	1,463,803.755	15,285	1,329,042.055	13,979	1,120,750.569	13,744	1,042,374.656	13,066	999,156.929
(介護給付)	15,333	1,451,549.358	14,979	1,317,907.240	13,785	1,115,003.102	13,528	1,036,044.894	12,859	992,935.628
(予防給付)	330	122,254.397	306	111,134.815	194	57,747.467	216	6,329.762	207	6,221.301
短期入所生活介護	14,258	1,352,981.124	13,739	1,208,729.660	11,905	973,721.750	11,684	904,307.270	11,022	866,192.859
(介護給付)	13,942	1,341,161.318	13,444	1,197,941.615	11,738	969,000.019	11,528	900,276.527	10,867	861,953.110
(予防給付)	316	111,819.806	295	108,788.045	167	4,721.731	156	4,030.743	155	4,239.749
短期入所療養介護	1,405	110,822.631	1,546	120,312.395	2,074	147,028.819	2,060	138,067.386	2,044	132,964.070
(介護給付・老健)	1,391	110,388.040	1,535	119,965.625	2,047	146,003.083	2,000	135,768.367	1,992	130,982.518
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	14	434.591	11	346.770	27	1,025.736	60	2,299.019	52	1,981.552
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	59,173	454,519.851	55,273	428,301.762	49,433	387,909.178	42,142	343,996.035	36,136	301,168.205
(介護給付)	54,718	421,663.218	51,111	397,205.126	45,795	360,181.880	39,389	321,542.215	33,768	281,699.545
(予防給付)	4,455	32,856.633	4,162	31,096.636	3,638	27,727.298	2,753	22,452.820	2,368	19,468.660
特定施設入居者生活介護	6,046	1,065,506.244	5,905	1,011,019.004	5,697	991,871.022	5,579	979,383.832	5,556	959,241.662
(介護給付)	5,006	869,563.733	4,802	914,746.742	4,746	906,184.459	4,785	902,209.530	4,736	875,843.079
(予防給付)	1,040	95,942.511	1,103	96,272.262	951	85,686.563	794	77,174.302	820	83,398.583
福祉用具購入	2,105	61,441.859	2,210	66,414.035	2,129	65,049.487	2,227	68,596.006	2,231	67,991.389
(介護給付)	1,411	44,557.973	1,510	47,581.646	1,504	47,987.456	1,610	52,506.666	1,681	53,350.020
(予防給付)	694	16,883.886	700	18,832.389	625	17,062.031	617	16,089.340	550	14,641.369
住宅改修費	1,833	159,066.166	1,795	167,510.213	1,858	167,499.233	1,742	163,952.571	1,552	144,330.967
(介護給付)	1,063	90,526.865	997	90,307.990	1,074	92,995.587	1,089	99,817.198	1,066	98,608.664
(予防給付)	770	68,539.301	798	77,202.223	784	74,503.646	653	64,035.373	486	45,722.303
介護予防支援・居宅介護支援	192,901	2,161,761.693	183,016	2,039,846.887	168,430	1,919,743.527	162,886	1,852,306.237	153,050	1,747,975.481
(居宅介護支援)	123,591	1,847,286.613	117,589	1,743,765.365	109,743	1,653,402.653	110,965	1,616,736.157	107,512	1,541,319.730
(介護予防支援)	69,310	314,475.080	65,427	296,081.522	58,687	266,340.874	51,921	235,570.080	45,538	206,655.751
地域密着型(介護予防)サービス	9,576	1,938,241.934	8,928	1,789,658.656	8,960	1,763,903.007	8,688	1,661,508.682	8,793	1,595,329.822
(介護給付)	9,507	1,934,371.541	8,877	1,785,130.714	8,921	1,761,837.055	8,659	1,659,598.081	8,745	1,592,462.238
(予防給付)	69	3,870.393	51	4,527.942	39	2,065.952	29	1,908.601	48	2,867.584
定期巡回・随時対応訪問介護看護	343	52,196.007	32	3,280.974	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,668	283,387.195	2,729	286,377.390	2,886	296,212.614	3,035	296,567.997	3,095	305,639.815
(介護給付)	2,668	283,387.195	2,724	286,249.373	2,870	295,649.170	3,029	296,447.368	3,076	305,073.896
(予防給付)	0	0	5	128.017	16	563.444	6	120.629	19	565.919
小規模多機能型居宅介護	1,021	203,482.325	839	163,500.055	812	161,366.175	859	174,785.559	787	154,799.650
(介護給付)	953	199,767.622	803	161,456.186	789	159,863.667	836	172,997.587	758	152,497.985
(予防給付)	68	3,714.703	36	2,043.869	23	1,502.508	23	1,787.972	29	2,301.665
認知症対応型共同生活介護	4,661	1,189,104.095	4,460	1,132,488.319	4,392	1,102,604.296	3,927	985,786.083	4,063	936,475.590
(介護給付)	4,660	1,188,948.405	4,450	1,130,132.263	4,392	1,102,604.296	3,927	985,786.083	4,063	936,475.590
(予防給付)	1	155.690	10	2,356.056	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	349	70,476.807	344	70,159.104	342	69,405.343	341	67,351.243	306	58,029.403
地域密着型介護老人福祉施設	534	139,595.505	524	133,852.814	528	134,314.579	526	137,015.800	542	140,385.364
複合型サービス										
地域密着型通所介護										
施設サービス	31,712	8,381,195.164	31,438	8,235,978.040	30,467	8,005,546.642	30,019	7,903,593.365	30,813	8,155,016.345
介護老人福祉施設	17,955	4,555,574.984	17,241	4,339,331.045	16,016	4,017,184.500	15,231	3,805,889.300	15,568	3,895,035.105
介護老人保健施設	12,529	3,355,527.540	12,799	3,366,712.372	12,850	3,394,480.116	13,088	3,466,765.990	13,320	3,543,412.731
介護療養型医療施設	1,228	470,092.640	1,398	529,934.623	1,601	593,882.026	1,700	630,938.085	1,925	716,568.509
特定入所者介護(予防)サービス費	34,527	1,114,273.174	33,852	1,055,867.801	31,359	960,682.474	30,641	898,521.815	30,121	904,414.593
(介護給付)	34,307	1,112,047.874	33,665	1,053,993.896	31,266	960,083.274	30,509	897,918.235	29,998	903,652.353
(予防給付)	220	2,225.300	187	1,873.905	93	599.200	132	603.580	123	762.240
計	738,673	33,070,057.129	702,219	31,512,741.697	651,132	29,727,476.632	616,719	28,377,241.228	577,129	27,446,131.169
(介護給付)	560,293	30,274,762.032	535,473	28,901,777.336	503,087	27,416,751.152	488,817	26,391,631.374	467,326	25,733,663.940
(予防給付)	178,380	2,795,295.097	166,746	2,610,964.361	148,045	2,310,725.480	127,902	1,985,609.854	109,803	1,712,467.229
高額介護(予防)サービス費	66,818	675,357.502	63,525	635,758.585	58,351	591,057.589	55,489	558,767.405	53,083	544,740.741
高額医療合算介護(予防)サービス費	3,188	102,383.626	3,032	95,149.332	4,206	129,768.212	2,624	75,466.851	2,467	98,055.412
審査支払手数料	696,032	31,321.440	660,389	29,717.505	614,925	30,746.250	578,782	31,833.010	497,919	37,794.330
合計	1,504,711	33,879,119.697	1,429,165	32,273,367.119	1,328,614	30,479,048.683	1,253,614	29,043,308.494	1,130,598	28,126,721.652

	平成21年度合計		平成20年度合計		平成19年度合計		平成18年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	323,460	13,721,418.325	306,356	12,712,199.940	296,431	12,537,293.413	287,979	11,978,571.466
(介護給付)	263,080	12,307,772.616	247,674	11,322,978.556	254,615	11,579,606.445	268,578	11,571,435.840
(予防給付)	60,380	1,413,645.709	58,682	1,389,221.384	41,816	957,686.968	19,301	407,135.626
訪問通所サービス	274,673	11,602,550.597	261,827	10,809,713.342	256,449	10,775,774.869	251,362	10,472,516.459
(介護給付)	217,878	10,319,339.822	206,749	9,559,552.914	216,757	9,903,067.367	232,712	10,088,901.711
(予防給付)	56,795	1,283,210.775	55,078	1,250,160.428	39,692	872,707.502	18,650	383,614.748
訪問介護	98,491	4,857,508.907	97,442	4,581,722.562	100,495	4,835,864.196	98,412	4,824,462.398
(介護給付)	66,566	4,229,109.890	65,324	3,948,954.224	75,107	4,347,239.132	86,392	4,599,143.873
(予防給付)	31,925	628,399.017	32,118	632,768.338	25,388	488,625.064	12,020	225,318.525
訪問入浴介護	3,335	182,670.096	3,470	181,033.676	3,582	188,864.943	3,530	188,249.081
(介護給付)	3,332	182,620.755	3,469	181,025.530	3,581	188,848.651	3,528	188,189.456
(予防給付)	3	49.341	1	8.146	1	16.292	2	59.625
訪問看護	21,865	809,036.698	20,697	767,819.108	20,432	793,721.446	19,286	795,286.472
(介護給付)	19,636	752,081.788	18,610	714,810.860	19,238	764,985.720	18,757	781,806.430
(予防給付)	2,229	56,954.910	2,087	53,008.248	1,194	28,735.726	529	13,480.042
訪問リハビリテーション	5,570	132,942.681	4,461	93,301.066	3,792	78,511.760	2,789	51,483.681
(介護給付)	5,099	122,774.643	4,100	86,352.761	3,549	79,469.146	2,708	50,000.723
(予防給付)	471	10,168.038	361	6,948.305	243	5,042.614	81	1,482.958
通所介護	57,522	3,549,737.565	52,036	3,242,878.142	48,704	3,048,413.102	44,965	2,756,580.124
(介護給付)	44,965	3,100,093.836	40,582	2,823,659.148	41,319	2,786,054.142	42,019	2,660,393.973
(予防給付)	12,557	449,643.729	11,454	419,218.994	7,385	262,358.960	2,946	96,186.151
通所リハビリテーション	15,812	1,188,222.764	15,708	1,118,818.681	15,322	1,074,309.045	15,799	1,075,626.139
(介護給付)	13,796	1,098,640.638	13,492	1,023,438.605	13,830	1,012,370.917	15,148	1,050,736.769
(予防給付)	2,016	89,582.126	2,216	95,380.076	1,492	61,938.128	651	24,889.370
福祉用具貸与	72,078	882,431.886	68,013	824,140.107	64,122	756,090.377	66,581	780,828.564
(介護給付)	64,484	834,018.272	61,172	781,311.786	60,133	730,099.659	64,160	758,630.487
(予防給付)	7,594	48,413.614	6,841	42,828.321	3,989	25,990.718	2,421	22,198.077
短期入所サービス(小計)	12,278	932,438.085	11,248	802,129.168	10,846	775,028.938	10,223	734,012.174
(介護給付)	12,062	925,365.333	10,965	793,750.710	10,710	771,002.290	10,172	732,672.897
(予防給付)	216	7,072.752	283	8,378.458	136	4,026.648	51	1,339.277
短期入所生活介護	10,245	792,025.153	9,119	663,528.051	8,357	600,841.374	7,568	548,561.530
(介護給付)	10,084	787,069.383	8,900	657,299.188	8,269	598,164.958	7,527	547,526.791
(予防給付)	161	4,955.770	219	6,228.863	88	2,676.416	41	1,034.739
短期入所療養介護	2,033	140,412.932	2,129	138,601.117	2,489	174,187.564	2,655	185,450.644
(介護給付・老健)	1,978	138,295.950	2,065	136,451.522	2,438	172,531.565	2,635	184,145.979
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	3	305.767	10	1,000.127
(予防給付・老健)	55	2,116.982	64	2,149.595	48	1,350.232	10	304.530
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	31,076	263,007.435	27,972	217,755.940	24,371	189,217.700	22,827	176,558.039
(介護給付)	28,730	244,192.065	25,713	200,058.990	23,082	178,829.540	22,425	173,619.539
(予防給付)	2,346	18,815.370	2,259	17,696.950	1,289	10,388.160	402	2,938.500
特定施設入居者生活介護	5,433	923,422.208	5,309	882,601.490	4,765	797,271.906	3,467	595,484.794
(介護給付)	4,410	818,875.396	4,247	769,615.942	4,066	726,707.248	3,269	576,241.693
(予防給付)	1,023	104,546.812	1,062	112,985.548	699	70,564.658	198	19,243.101
福祉用具購入	2,157	65,521.217	2,091	60,580.839	2,083	58,059.816	1,890	51,569.040
(介護給付)	1,588	50,401.731	1,586	47,565.060	1,663	47,311.511	1,696	46,152.891
(予防給付)	569	15,119.486	505	13,015.779	420	10,748.305	194	5,416.149
住宅改修費	1,582	149,808.517	1,518	137,478.021	1,387	128,205.500	1,521	142,620.481
(介護給付)	1,044	97,388.871	1,008	90,558.000	1,014	91,526.167	1,283	116,837.194
(予防給付)	538	52,419.646	510	46,920.021	373	36,679.333	238	25,783.287
介護予防支援・居宅介護支援	143,201	1,570,561.421	135,441	1,315,901.256	134,070	1,348,129.394	135,037	1,404,350.047
(居宅介護支援)	99,312	1,373,281.775	93,998	1,135,984.973	103,133	1,211,580.135	120,236	1,327,198.738
(介護予防支援)	43,889	197,279.646	41,443	179,916.283	30,937	136,549.259	14,801	77,151.309
地域密着型(介護予防)サービス	7,702	1,400,140.643	7,005	1,212,835.267	6,071	982,287.414	5,340	890,673.226
(介護給付)	7,671	1,398,534.314	6,946	1,210,703.843	6,016	980,955.935	5,324	890,314.505
(予防給付)	31	1,606.329	59	2,131.424	55	1,331.479	16	358.721
定期巡回・随時対応訪問介護看護	0	0	3	64.701	4	94.176	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	3	64.701	4	94.176	0	0
認知症対応型通所介護	3,220	316,952.879	3,385	344,478.173	3,312	316,726.567	2,720	246,490.945
(介護給付)	3,193	316,179.009	3,328	342,814.484	3,257	315,395.088	2,704	246,132.224
(予防給付)	27	773.870	57	1,663.689	55	1,331.479	16	358.721
小規模多機能型居宅介護	611	123,008.825	508	100,908.291	262	52,105.908	22	3,779.902
(介護給付)	611	123,008.825	508	100,908.291	262	52,105.908	22	3,779.902
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	3,384	838,223.662	2,766	690,123.258	2,475	610,700.544	2,598	640,402.379
(介護給付)	3,380	837,391.203	2,764	689,655.523	2,475	610,700.544	2,598	640,402.379
(予防給付)	4	832.459	2	467.735	0	0	0	0
地域密着型特定施設	9	1,307.905	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	478	120,647.372	343	77,260.844	18	2,660.219	0	0
複合型サービス	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
施設サービス	31,396	8,364,743.391	32,513	8,455,280.319	31,591	8,355,488.225	31,240	8,021,870.411
介護老人福祉施設	15,944	4,013,153.511	16,223	3,920,757.231	15,227	3,770,692.466	15,418	3,697,786.463
介護老人保健施設	12,946	3,440,815.831	12,727	3,204,228.412	12,297	3,079,089.658	11,815	2,925,692.965
介護療養型医療施設	2,506	910,774.049	3,563	1,330,294.676	4,067	1,505,706.101	4,007	1,398,390.983
特定入所介護(予防)サービス費	28,942	880,887.833	28,146	848,548.751	26,305	775,712.840	25,487	732,404.240
(介護給付)	28,816	880,027.183	27,986	847,460.751	26,236	775,198.870	25,454	732,215.560
(予防給付)	126	860.650	160	1,088.000	69	513.970	33	188.680
計	538,440	26,153,081.347	513,070	24,742,824.393	497,938	24,185,176.602	488,394	23,222,058.911
(介護給付)	432,907	24,472,149.881	411,711	23,110,531.502	424,268	23,041,667.288	453,811	22,706,025.139
(予防給付)	105,533	1,680,931.466	101,359	1,632,292.891	73,670	1,143,509.314	34,583	516,033.772
高額介護(予防)サービス費	49,608	510,498.209	46,278	465,862.348	44,038	440,341.913	43,404	424,655.226
高額医療合算介護(予防)サービス費	62	2,444.853	0	0	0	0	0	0
審査支払手数料	503,276	40,262.080	478,097	40,399.192	464,328	39,235.709	452,728	40,632.328
合計	1,091,386	26,706,286.489	1,037,445	25,249,085.933	1,006,304	24,664,754.224	984,526	23,687,346.465

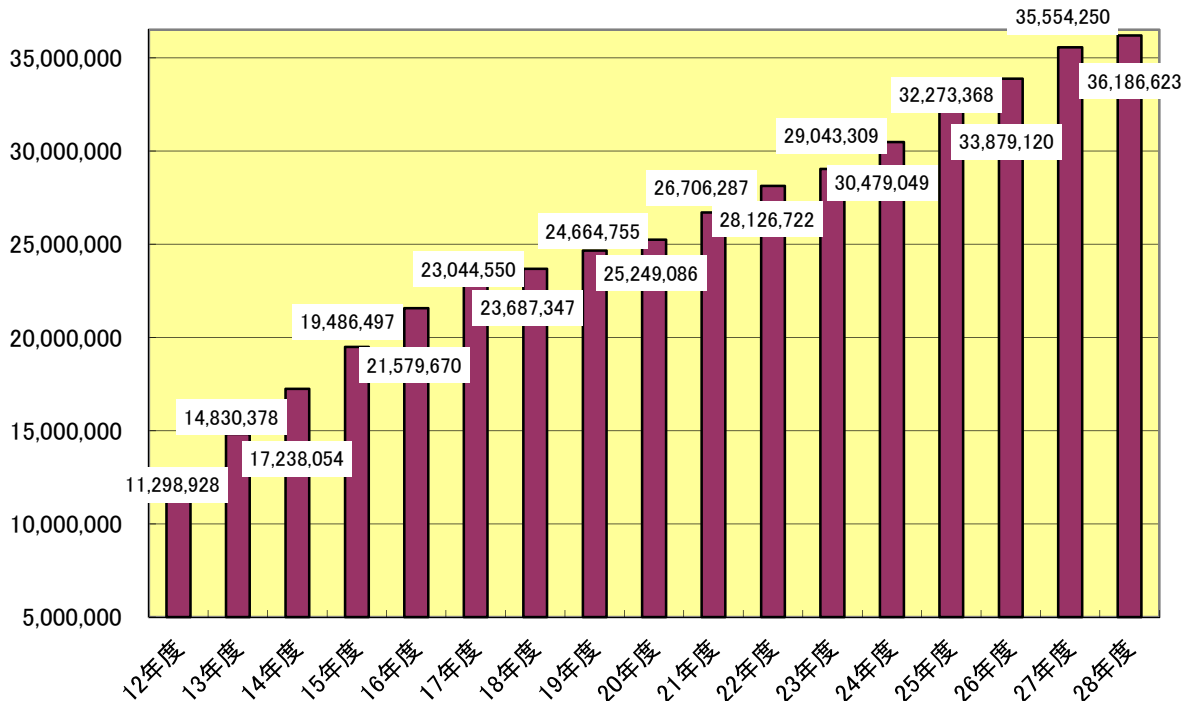
(単位:千円)

保険給付費 月別推移



(単位:千円)

保険給付費合計 年度別推移



4 負担割合証交付状況 (各年度 3月審査月現在) (単位:人)

	1割	2割	合計
26年度	-	-	-
27年度A	24,453	2,379	26,832
28年度B	24,691	2,334	27,025
前年度比B/A	101.0%	98.1%	100.7%

※平成27年度の制度改正により、新設

5 減免認定状況

(1) 食費・居住費に係る負担額限度額認定

(単位:件)

		介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 サービス	その他	合計	前年度比
26年度	第1段階	114	139	23	0	362	638	
	第2段階	767	549	44	28	1,513	2,901	
	第3段階	281	231	14	9	745	1,280	
	小計	1,162	919	81	37	2,620	4,819	
27年度A	第1段階	104	116	13	0	391	624	97.8%
	第2段階	607	360	23	17	1,150	2,157	74.4%
	第3段階	247	157	5	5	593	1,007	78.7%
	小計	958	633	41	22	2,134	3,788	78.6%
28年度B	第1段階	135	133	11	0	397	676	108.3%
	第2段階	258	156	11	7	430	862	40.0%
	第3段階	730	438	22	40	1,368	2,598	258.0%
	小計	1,123	727	44	47	2,195	4,136	109.2%

※平成28年8月の制度改正により、非課税年金収入も含まれるため2段階から3段階へ多数移行している。

(2) 利用者負担減額・免除認定

(単位:件)

	法定	災害	合計
26年度	1	2	3
27年度	2	0	2
28年度	1	1	2

(3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定

(単位:件)

	特定標準負担	合計
26年度	第1段階	2
	第2段階	24
	第3段階	4
	課税	3
		33
27年度	第1段階	1
	第2段階	17
	第3段階	3
	課税	3
		24
28年度	第1段階	1
	第2段階	10
	第3段階	3
	課税	2
		16

(単位:件)

	減免 (本人負担 3~10%)	免除 (本人負担 0%)	合計
26年度	25	8	33
27年度	20	4	24
28年度	13	3	16

※ 旧措置入所者は課税対象者も認定者として含まれる。

6 高額介護(予防)サービス費支給状況

			世帯合算	その他	合計	前年度比
26 年度	第1段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	2	15,398	15,400	
		支給額(円)	19,577	148,239,746	148,259,323	
	第2段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	1,455	33,987	35,442	
		支給額(円)	14,049,615	414,780,249	428,829,864	
	第3段階 (上限額:24,600円)	件数(件)	1,610	9,407	11,017	
		支給額(円)	12,183,031	60,106,213	72,289,244	
	第4段階 (上限額:37,200円)	件数(件)	3,447	1,512	4,959	
		支給額(円)	20,846,606	5,132,465	25,979,071	
	第5段階 (上限額:44,400円)	件数(件)				
		支給額(円)				
	小計	件数(件)	6,514	60,304	66,818	
		支給額(円)	47,098,829	628,258,673	675,357,502	
27 年度	第1段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	0	16,588	16,588	107.7%
		支給額(円)	0	163,277,944	163,277,944	110.1%
	第2段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	1,755	34,785	36,540	103.1%
		支給額(円)	16,194,505	419,418,495	435,613,000	101.6%
	第3段階 (上限額:24,600円)	件数(件)	1,840	10,304	12,144	110.2%
		支給額(円)	13,984,774	65,351,780	79,336,554	109.7%
	第4段階 (上限額:37,200円)	件数(件)	3,947	2,467	6,414	129.3%
		支給額(円)	32,773,082	27,839,881	60,612,963	233.3%
	第5段階 (上限額:44,400円)	件数(件)	300	649	949	
		支給額(円)	4,816,312	10,579,287	15,395,599	
	小計	件数(件)	7,842	64,793	72,635	108.7%
		支給額(円)	67,768,673	686,467,387	754,236,060	111.7%
28 年度	第1段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	2	18,126	18,128	109.3%
		支給額(円)	37,556	176,302,288	176,339,844	108.0%
	第2段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	1,772	35,815	37,587	102.9%
		支給額(円)	15,835,855	434,221,530	450,057,385	103.3%
	第3段階 (上限額:24,600円)	件数(件)	2,074	10,974	13,048	107.4%
		支給額(円)	14,674,861	69,964,612	84,639,473	106.7%
	第4段階 (上限額:37,200円)	件数(件)	4,510	4,472	8,982	140.0%
		支給額(円)	44,853,641	68,582,608	113,436,249	187.1%
	第5段階 (上限額:44,400円)	件数(件)	576	1,560	2,136	225.1%
		支給額(円)	8,137,129	25,459,996	33,597,125	218.2%
	小計	件数(件)	8,934	70,947	79,881	110.0%
		支給額(円)	83,539,042	774,531,034	858,070,076	113.8%

※ 平成27年度の制度改正により、第5段階新設

7 高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況

		国民健康保険 加入者	後期高齢者医療 加入者	その他医療保険 加入者	合計	前年度比
26 年度	件数(件)	75	3,113	0	3,188	105.1%
	支給額(円)	2,664,377	99,719,249	0	102,383,626	107.6%
27 年度	件数(件)	93	3,823	0	3,916	122.8%
	支給額(円)	4,197,195	118,969,790	0	123,166,985	120.3%
28 年度	件数(件)	103	2,308	0	2,411	61.6%
	支給額(円)	3,914,707	71,060,197	0	74,974,904	60.9%

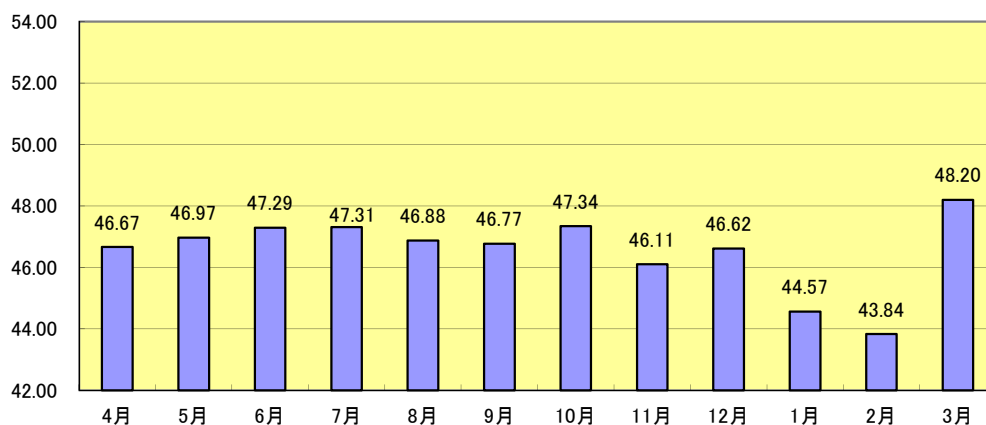
8 居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率

	支給限度額 (単位)	4月			5月			6月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,003	2,715	5,302,277	39.04	2,690	5,325,228	39.57	2,677	5,388,630	40.23
要支援2	10,473	3,543	13,937,854	37.56	3,535	14,063,955	37.99	3,543	14,085,459	37.96
要介護1	16,692	3,488	21,407,074	36.77	3,530	21,728,701	36.88	3,554	21,842,393	36.82
要介護2	19,616	3,665	34,120,999	47.46	3,702	34,728,766	47.82	3,727	34,776,296	47.57
要介護3	26,931	2,104	27,871,080	49.19	2,126	28,637,912	50.02	2,146	28,850,872	49.92
要介護4	30,806	1,626	25,956,917	51.82	1,612	26,014,639	52.39	1,594	26,372,287	53.71
要介護5	36,065	1,132	24,644,021	60.36	1,147	24,628,144	59.54	1,142	25,212,240	61.22
計(平均)	-	18,273	153,240,222	46.67	18,342	155,127,345	46.97	18,383	156,528,177	47.29

	支給限度額 (単位)	7月			8月			9月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,003	2,713	5,402,933	39.81	2,728	5,381,507	39.43	2,733	5,522,673	40.39
要支援2	10,473	3,572	14,124,637	37.76	3,582	13,972,241	37.25	3,573	14,120,396	37.73
要介護1	16,692	3,594	22,182,375	36.98	3,629	22,650,943	37.39	3,643	21,899,285	36.01
要介護2	19,616	3,757	35,149,907	47.69	3,792	35,412,176	47.61	3,802	35,364,858	47.42
要介護3	26,931	2,173	29,126,400	49.77	2,166	29,431,598	50.45	2,198	29,103,376	49.17
要介護4	30,806	1,616	26,617,778	53.47	1,624	26,076,879	52.12	1,621	25,912,791	51.89
要介護5	36,065	1,160	25,799,636	61.67	1,173	24,973,112	59.03	1,150	25,726,782	62.03
計(平均)	-	18,585	158,403,666	47.31	18,694	157,898,456	46.88	18,720	157,650,161	46.77

(単位: %)

サービス利用率月別推移



* 利用月ベース (単位:利用者数(人))

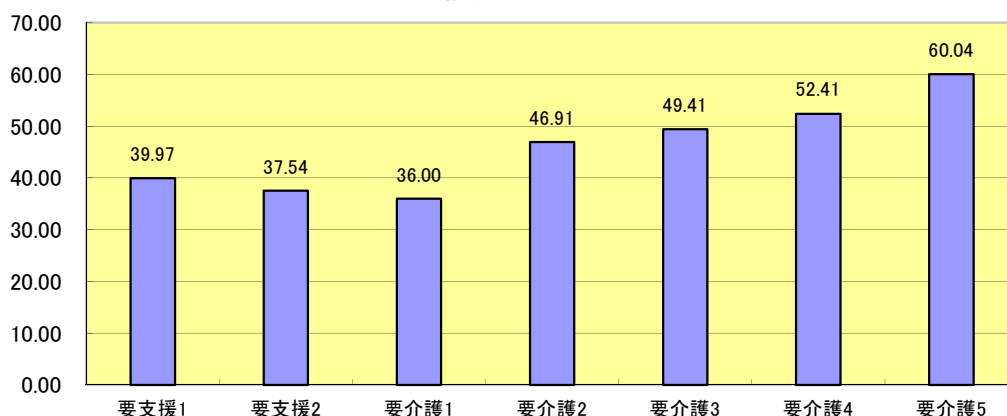
10月			11月			12月			1月		
利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
2,751	5,612,575	40.78	2,781	5,694,254	40.93	2,837	5,649,559	39.80	2,818	5,613,950	39.82
3,579	14,063,046	37.52	3,570	14,190,526	37.95	3,608	14,139,297	37.42	3,596	14,034,472	37.27
3,623	21,958,105	36.31	3,641	21,703,843	35.71	3,651	21,880,482	35.90	3,629	20,150,464	33.27
3,840	35,952,977	47.73	3,872	35,545,181	46.80	3,903	35,515,061	46.39	3,860	33,508,348	44.25
2,187	29,980,357	50.90	2,248	29,793,149	49.21	2,257	30,189,682	49.67	2,233	28,289,420	47.04
1,621	27,230,146	54.53	1,664	26,095,303	50.91	1,664	26,718,691	52.12	1,639	25,288,231	50.08
1,200	25,764,520	59.53	1,185	24,926,707	58.33	1,182	26,363,989	61.85	1,179	25,188,304	59.24
18,801	160,561,726	47.34	18,961	157,948,963	46.11	19,102	160,456,761	46.62	18,954	152,073,189	44.57

2月			3月			年平均		
利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
2,805	5,613,839	40.00	2,804	5,584,536	39.81	2,754	5,507,663	39.97
3,600	13,621,911	36.13	3,540	14,080,124	37.98	3,570	14,036,160	37.54
3,576	19,802,001	33.17	3,580	22,017,288	36.84	3,595	21,601,913	36.00
3,858	32,886,718	43.46	3,839	36,741,929	48.79	3,801	34,975,268	46.91
2,222	27,726,674	46.33	2,228	30,887,943	51.48	2,191	29,157,372	49.41
1,608	25,302,201	51.08	1,632	27,667,398	55.03	1,627	26,271,105	52.41
1,162	23,386,441	55.80	1,162	26,089,621	62.26	1,165	25,225,293	60.04
18,831	148,339,785	43.84	18,785	163,068,839	48.20	18,703	156,774,774	46.54

年間累計	
利用者数	単位数
33,052	66,091,961
42,841	168,433,918
43,138	259,222,954
45,617	419,703,216
26,288	349,888,463
19,521	315,253,261
13,974	302,703,517
224,431	1,881,297,290

(単位: %)

年平均 介護度別サービス利用率



9 一般施策

(1) 社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減(10%の100分の25)を行なう場合、軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。

	26年度	27年度	28年度
支給件数	5	5	6
支給額(円)	314,779	303,410	313,045

(2) 障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業

制度移行措置
対象者なし

障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用の際に境界層該当として定率負担額が0円となっていた者であって、平成18年4月1日以降に介護保険の対象となったものについて、当該サービスの利用者負担を0%とし、経済的負担の軽減を図る。

VI 地域支援事業 1

1 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(1) 住宅改修支援事業

福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。(1件2,000円)

(単位:件)

年度	26年度	27年度	28年度
支給件数	104	98	87
支給額(円)	208,000	196,000	174,000

(2) 介護相談員派遣事業

介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象として介護相談員の派遣を行う。

ア 介護相談員数 (平成29年3月31日現在) 12人

イ 派遣先 (平成29年3月31日現在)

介護老人福祉施設 19施設 介護老人保健施設 5施設

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 20施設

(単位:件)

	活動件数 合計	活動内容					各年度末	
		面接	声かけ	気づき	相談	その他	相談員数	派遣先
25年度	28,045	11,106	16,211	728	0	0	12人	40箇所
26年度	32,030	13,361	18,072	597	0	0	13人	43箇所
27年度	32,550	13,369	18,899	282	0	0	13人	43箇所
28年度	27,663	11,694	15,835	89	13	32	12人	44箇所

(3) 介護給付適正化事業

利用者の自立支援に必要な介護サービスが適正に提供されること等を目指し、ケアプランのチェック・介護保険と医療情報の点検等を行う。

平成19年度より地域支援事業で実施。

(単位:件)

項目	説明	単位	26年度	27年度	28年度
給付費通知の発送	利用実績に係る給付費の通知を発送(年1回)	通知件数	19,132	20,179	20,876
ケアプランチェック	適正なケアプランが作成されているか点検する	点検件数	1,882	2,105	2,260
		不適切事例	256	263	276
縦覧点検	請求内容が適正かどうか点検する	点検件数	123	34	10
		不適切事例	121	33	5
医療情報との突合	医療保険と介護保険を突合して点検する	点検件数	237	156	96
		不適切事例	192	91	58

※1 ケアプランチェックには認知症加算点検件数を含む。

※2 縦覧点検には居宅療養管理指導(26年度から実施)点検件数を含む。

※3 医療情報との突合には居宅療養管理指導(26年度から実施)点検件数を含む。

VII 地域支援事業 2

1 介護予防事業

一般高齢者施策

第1号被保険者全てを対象とした、介護予防に資する自発的な活動への支援、健康教育、健康相談等の取り組みを行う。

① いきいき健康づくり事業

介護が必要となる状態を予防するため、ウォーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。
(委託先: 社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

ア 申込者数

(ア) 男女別内訳

	申込者数(人)	構成比
男	2,968	41.6%
女	4,166	58.4%
合計	7,134	100.0%

(イ) 年度別申込者数

(単位:人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	累計
男	224	173	120	98	149	176	181	168	102	1,391
女	304	229	142	156	170	191	216	278	145	1,831
合計	528	402	262	254	319	367	397	446	247	3,222

(ウ) 月別内訳(平成28年度)

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	7	2	27	5	4	13	4	3	4	11	14	8	102
女	5	8	28	7	4	25	21	10	3	15	11	8	145
合計	12	10	55	12	8	38	25	13	7	26	25	16	247

(エ) 年代別内訳

(単位:人)

	男	女	合計	構成比
90歳以上	125	234	359	5.0%
80~89歳	1,171	1,563	2,734	38.3%
70~79歳	1,413	2,054	3,467	48.6%
65~69歳	259	315	574	8.0%
合計	2,968	4,166	7,134	100.0%
構成比	41.6%	58.4%	100.0%	-

イ 達成者数

(単位:人)

		男女		合計	構成比
		男	女		
100万歩 達成者 (記念品: 帽子)	90歳以上	149	148	297	6.8%
	80~89歳	900	799	1,699	38.9%
	70~79歳	1,005	1,057	2,062	47.2%
	65~69歳	170	145	315	7.2%
	合計	2,224	2,149	4,373	100.0%
構成比	50.9%	49.1%	100.0%	-	

(単位:人)

		男女		合計	構成比
		男	女		
200万歩 達成者 (記念品: ウインド ブレー カー)	90歳以上	114	89	203	5.7%
	80~89歳	748	608	1,356	38.1%
	70~79歳	872	874	1,746	49.1%
	65~69歳	144	106	250	7.0%
	合計	1,878	1,677	3,555	100.0%
構成比	52.8%	47.2%	100.0%	-	

(単位:人)

		男女		合計	構成比
		男	女		
500万歩 達成者 (記念品: ウエスト ポーチ)	90歳以上	54	43	97	4.3%
	80~89歳	490	352	842	37.0%
	70~79歳	659	558	1,217	53.5%
	65~69歳	76	42	118	5.2%
	合計	1,279	995	2,274	100.0%
構成比	56.2%	43.8%	100.0%	-	

(単位:人)

		男女		合計	構成比
		男	女		
1000万歩 達成者 (記念品: リュック サック)	90歳以上	30	23	53	3.5%
	80~89歳	378	232	610	39.8%
	70~79歳	487	347	834	54.5%
	65~69歳	24	10	34	2.2%
	合計	919	612	1,531	100.0%
構成比	60.0%	40.0%	100.0%	-	

(年齢はH28年度末時点)

② 高齢者食生活改善事業

市内各地域で健康づくり推進員が中心となって、介護予防・健康づくりのための食生活を普及啓発し、食生活改善を支援する。

(単位:回数(回)、人数(人))

		26年度	27年度	28年度
健康づくり推進員及び在宅栄養士の研修	開催回数	19	16	18
	延参加者数	468	487	414
介護予防及び健康づくりのための食生活を普及啓発する講習会	開催回数	39	31	27
	延参加者数	773	676	678

※H29年度より、栄養・口腔機能低下予防事業として、事業展開する。

③ 介護予防普及啓発事業

介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。

		26年度	27年度	28年度
広報紙:介護保険だより(介護予防版)	発行部数	229,000	229,000	229,000
	発行時期	1月	1月	1月

④ 介護予防対策事業

高齢者がより身近な地域で気軽に参加できる地域ぐるみの自主的な取組に支援を行い、介護予防体制を構築していく。

ア 住民団体による「いきいき百歳体操」の取組

(単位:団体数(団体)、人数(人))

		26年度	27年度	28年度
いきいき百歳体操の登録団体数等	登録団体数	11	48	80
	登録者数	206	979	1654

イ いきいき百歳体操交流会の実施

1回目: 11月16日(水) 中央地区会館 参加者 50人
 2回目: 11月21日(月) 園田地区会館 参加者 58人
 3回目: 11月29日(火) 女性センターレピエ 参加者 134人

⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業準備事業

平成29年度に介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するにあたり、本市における事業所の指定基準や算定基準、単価などについて定める。

ア 事業者説明会(2回)

・第1回 平成28年11月25日 アルカイクホール 参加者:500人
 ・第2回 平成29年1月31日 中央公民館 参加者:380人

イ 介護予防・日常生活支援総合事業パンフレットの作成

ウ 介護予防ケアマネジメントマニュアルの作成

・介護予防ケアマネジメントマニュアル検討ワーキング開催 10回
 ・介護予防ケアマネジメントマニュアル配布冊数 1,000部

エ 介護予防ケアマネジメントについて、介護支援専門員向けの研修会開催

(開催地区)6地区 (参加者)650人

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの設置状況

尼崎市役所支所設置条例に定める支所の対象地区を日常生活圏域とし、6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	上段: 名称 下段: 運営法人名	上段: 住所(尼崎市) 下段: 職員の定数及び職種
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター (福)ほがらか会	東本町4-103-11 特別養護老人ホーム ほがらか苑 内 定数4名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「中央西」地域包括支援センター 尼崎医療生活協同組合	神田中通9-291 ナニワ診療所 内 定数4名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター (福)きらくえん	金楽寺町2-7-7 喜楽苑地域ケアセンターあんしん24内 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「小田北」地域包括支援センター (医)中央会	潮江1-15-2-120 尼崎中央病院 北東 定数6名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター (福)サンシャイン	大庄西町4-3-9 老人保健施設サンプラザ平成 内 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター (福)平成会	浜田町4-5 ショッピングセンター 2F 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター (福)あかね	大西町3-17-18 ~あなたの街の相談室~介護と医療の窓口内 定数8名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「立花北」地域包括支援センター (福)みなみの	富松町3-3-6 デイサービスセンター 南野の庭 内 定数7名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター (福)きらくえん	武庫之荘1-9-4 阪急武庫之荘駅 北東 定数4名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター (福)真澄会	武庫元町1-26-3 武庫支所南 定数6名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター (福)阪神共同福祉会	小中島2-10-20 特別養護老人ホーム 園田苑 南西 定数6名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「園田北」地域包括支援センター (福)田能老人福祉会	田能5-10-25 特別養護老人ホーム 春日苑 内 定数6名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)

※保健師等の等は、地域活動経験のある看護師

(2) 総合相談支援、権利擁護業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者に対して、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、実態の把握、相談業務を行い、適切な保健・医療・福祉等のサービス利用への支援及び権利擁護のための支援を行う。

相談件数等

(単位:件)

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	1,082	1,193	1,628	2,402	1,471	1,138
権利擁護(成年後見制度等)に関すること	22	70	259	106	137	64
高齢者虐待に関すること	64	173	225	97	22	289
合計	1,168	1,436	2,112	2,605	1,630	1,491

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	2,496	2,546	1,062	1,932	2,675	3,765	23,390
権利擁護(成年後見制度等)に関すること	309	90	136	386	144	224	1,947
高齢者虐待に関すること	133	220	144	173	140	120	1,800
合計	2,938	2,856	1,342	2,491	2,959	4,109	27,137

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者が安心して暮らせるように、介護支援専門員・主治医・関係機関等の職種相互の連携を構築し、状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行う。

① 包括的・継続的ケアマネジメント

介護保険以外の関わりも含め包括的・継続的ケアマネジメントを可能にする体制を作り、その体制のもとで、主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が他職種・他機関と連携をとりながら高齢者を支える活動ができるような取り組みとして、主に次の業務を行った。

- ア 行政機関(担当課、保健所、福祉事務所等)、病院等関係機関と連携
社会福祉協議会との連携強化、日常生活圏域ごとの地域資源情報の共有及び市ホームページでの公開
- イ 地域の保健・医療・福祉サービス等に関する情報の収集及び提供
- ウ 介護保険以外のサービス提供が必要な高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整、地域包括ケアの総合的な活動推進
- エ ボランティア活動、NPO等によるサービス提供、地域の助け合いなどインフォーマルサービスと連携できる体制づくりと、地域におけるインフォーマルサービスの開発やネットワーク化などインフォーマルサポート機能の強化

② 介護支援専門員に対する個別支援

担当地域の介護支援専門員を支援して、そのケアマネジメント力を高めるために、主に次の業務を行った。

ア 資質向上のための事例検討・研修会の開催(50回)

イ 担当地域の介護支援専門員や居宅介護支援事業所の把握や必要に応じた援助

ウ 施設・病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築(関係機関がサービス担当者会議に参加できるような環境づくり)

エ 介護支援専門員に対し、相談窓口の開設・研修の実施や地域資源の情報提供

オ 介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成

カ 個別のケアプランの作成指導

③ 地域ケア会議の開催

ア 個別ケア会議の開催

・ 開催回数 111回

・ 内容 地域の介護支援専門員等から寄せられた支援困難事例の検討。関係機関や地域住民を交え、課題解決を図るとともに、事例に関係する関係者間のネットワークを強化した。

イ 代表者会の開催

・ 開催回数 3回

・ 内容 個別ケア会議で検討した事例の中から、地域課題を含むものを抽出し、地域の関係機関の代表が集まって、事例の解決方法を検討するとともに、地域課題の抽出および解決を検討した。

(4) 生活支援サービス体制整備

生活支援コーディネーターを配置するなどにより、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、地域の支え合い体制の推進を図る。

- ① 配置人数 6人
- ② 配置先 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
- ③ 活動実績
 - ・地域活動の訪問回数 637回
 - ・地域の会議・研修の参加回数 474回
 - ・見守りを通して把握した課題 70件
 - ・個別課題解決のネットワーク化のための調整回数 423回
 - ・地域課題解決に向けた会議参画数 208回
 - ・ネットワーク会議への参画回数・専門機関との協力回数 279回
- ④ 地域における定期的な情報共有及び連携強化の場(協議体)の設置及び運営
 - ・生活支援コーディネーターと地域包括支援センターが連携し、介護保険制度に規定された各地区の協議体を6地区すべてで設置した。

(5) 医療・介護連携推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な医療・介護を提供するための連携体制の構築を図る。

医療・介護連携会議における取組

- ① 連携ルール・情報共有検討グループ 10回
 - ・尼崎市民かかりつけ連携機関リストの作成・配布
 - ・連携ファイルの検討
 - ・医療機関・介護機関リンク集の作成
- ② 相談窓口検討グループ 6回
 - ・(仮称)医療・介護連携支援センターの検討
- ③ 研修・啓発・広報検討グループ 5回
 - ・多職種が参加する研修の開催(認知症ライフサポート研修)
 - ・(仮称)在宅療養ハンドブックの検討

(6) 認知症総合支援事業

高齢化の進展に伴い、認知症の人は更に増加が見込まれていることから、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域包括ケアを実現する。

① 認知症施策推進会議の設置

本市が取り組むべき課題及び認知症施策の推進方策について関係機関と連携を図るとともに、広く意見を求めることを目的として設置する。

ア 設置年月日 平成26年8月4日

イ 組織

- ・構成員数 11人以内 (平成28年3月31日現在 11人)
- ・任期 3年
- ・構成 学識経験者、認知症に係る保健医療関係者、認知症の人の家族の代表者、介護サービス等に関する事業者及び職能団体、地域における福祉関係者のうちから市長が委嘱する。

ウ 平成28年度開催回数 3回(7月6日、10月24日、2月1日)

② 認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センター(12ヶ所)に認知症地域支援推進員を配置し認知症相談センターの機能と医療・介護と地域の連携に向けた取り組みを開始。認知症相談 3341件(平成28年度)

③ 認知症ケアネット作成

ア 各地域包括支援センターと社会福祉協議会各支部で日常生活圏域ごとに地域資源情報を共有し、認知症の状態に応じて利用できる資源情報を相談時に活用できるよう整理。尼崎市版として市ホームページで公開。

イ 早期発見と支援につなぐため「もの忘れ気づきのチェックシート(相談窓口も掲載)」を作成し配布

ウ 認知症に関する不安や心配を抱える市民対象に認知症に関する地域のさまざまな情報を盛り込んだ「尼崎市認知症あんしんガイド」を発行。

④ 認知症高齢者介護者支援事業

認知症高齢者を介護する家族等を支援するため、専門医による相談窓口の設置及び認知症基礎講座を実施するとともに、認知症に関する啓発事業、地域包括支援センター職員等への技術支援、認知症サポーター養成講座を行う。

ア 高齢者こころの相談

(単位:人)

年度	26年度	27年度	28年度
相談人数	9	10	10

イ 家族のための認知症基礎講座

(単位:回数(回)、人数(人))

年度	26年度	27年度	28年度
開催回数	6	6	6
参加者数	50	35	32

エ 認知症サポーター養成講座

地域や職域、学校などで認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者サポーターとして、身近なところで何ができるかなどを学ぶ講座。

(単位:人)

年度	26年度	27年度	28年度
受講者数	1,443	3,251	2,492
開催回数	55回	100回	104回

延受講者数 13,778人(28年度末)

⑤ キャラバンメイト交流会

平成28年11月29日開催

認知症サポーター養成講座の講師を務めるキャラバンメイトの活動が更に充実し活かせるよう、キャラバンメイト同士のつながりと情報交換を目的に開催。

⑥ 認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業

認知症の人が、もし行方不明になった場合に備えて、警察や協力機関と連携して早期発見・保護につなげる仕組み。行方不明が心配な人の事前登録や発見協力機関を随時拡大。

3 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(1) 家族介護慰労事業

要介護4又は5に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。(年額10万円)

(単位:人)

年度	26年度	27年度	28年度
人数	1	1	-

(2) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。

(市営団地7か所、県営団地2か所※)

(単位:件)

団地名	実施戸数	派遣人数	委託先	生活相談 A	安否確認 B	合計 (A+B)
神崎北	30	1	(福)阪神共同福祉会	177	1,905	2,082
久々知	22			189	1,808	1,997
水堂※	270	5	(福)長生福祉会	1,025	23,947	24,972
西長洲北	30	3	(福)きらくえん	148	1,739	1,887
今福	30			317	2,054	2,371
金楽寺※	32			394	2,695	3,089
潮江	60			343	3,340	3,683
道意	30	1	(福)サンシャイン	1,593	4,337	5,930
築地北	30	1	(福)ほがらか会	1,563	3,490	5,053
合計	534	11		5,749	45,315	51,064

(3) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

在宅の認知症高齢者(若年性認知症により要介護認定を受けている者を含む。)が屋外で徘徊したときに、早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。(端末機利用登録手数料:1台7,560円を市が負担)(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:人)

年度	26年度	27年度	28年度
人数	28	36	38

(4) 高齢者向けグループハウス運営事業

要支援2、要介護1または2の認定を受けている65歳以上の在宅独居高齢者に対し、24時間見守り等のケアを行い自立した生活が営めるよう支援する。(委託先:社会福祉法人 阪神共同福祉会)

(単位:人)

年度	26年度	27年度	28年度
年度末入居者数	16	14	10

(5) 高齢者自立支援型食事サービス事業

食事サービスを提供することにより、ひとり暮らし高齢者等の生活をサポートするとともに、安否の確認や孤独の解消を図り、在宅生活を支援する。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:人)

年度	26年度	27年度	28年度
延べ利用者数	2,056	1,971	1,765
配食総数(食)	30,080	29,825	25,939

(6) 住宅改造相談事業

要支援1以上の認定を受けている者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合、相談及び助言を行う。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:件)

年度	26年度	27年度	28年度
相談件数	79	60	62

※助成件数

(7) 家族介護用品支給事業

重度(要介護4・5)で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつ等)を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

(単位:件)

年度	26年度	27年度	28年度
支給件数	2,592	2,757	2,748
支給額(円)	12,841,579	13,718,458	10,734,456

(8) 介護マーク普及事業

介護する方が周囲から誤解や偏見を受けないよう、介護中に利用していただく「介護マーク」を配布するとともに、マークの普及・啓発を図る。

(単位:人)

年度	27年度	28年度
配布者数	9	78

(9) 成年後見制度利用支援事業

契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。

(単位:件)

年度	26年度	27年度	28年度
申立件数	10	13	16
助成件数	17	23	57

(10) 高齢者緊急一時保護事業

虐待を受けたり、認知症で徘徊中に警察などに保護された高齢者、または入院等により介護者がいなくなった要介護高齢者等を緊急に福祉施設に一時保護し、その間に施設入所やショートステイ等次の支援につなげていく。

(単位:件数(件)、日数(日))

年度	26年度	27年度	28年度
発生件数	8	2	4
保護延日数	67	23	42

※平成22年10月より事業を開始し、23年度までは一般会計で予算執行

(11) 権利擁護推進事業

成年後見支援に係るセンターを運営し、権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。

(単位:件)

年度	26年度	27年度	28年度
高齢者相談件数	365	564	580

VIII その他

1 広報活動

- (1) パンフレットの作成・配布 【平成28年4月～平成29年3月】
- ・ 介護保険事業担当課、各支所地域福祉担当、各地域包括支援センター等で窓口配布
- (2) 保険料のしおり
【保険料決定通知書に同封、平成27年度中に65歳到達者、転入者へは随時発送】
- (3) 介護保険だよりの発行 【平成28年6月、平成29年1月発行】
- | | |
|-------------------|-------------------|
| 平成28年6月 | 平成29年1月 |
| 229,000部発行配布 | 229,000部発行配布 |
| 市内一円戸別配布 222,890部 | 市内一円戸別配布 222,890部 |
| 公共施設窓口設置 6,110部 | 公共施設窓口設置 6,110部 |
- ・ 点字版・CD版の作成・配付
市報希望者等への郵送および公共施設等への設置
- (4) 市報あまがさきへの掲載
- ・ 4月号 65歳以上の方の介護保険料について
 - ・ 6月号 介護保険料の決定、減免申請について
 - ・ 7月号 介護保険法の改正について
- (5) 市民への説明(市政出前講座)等

種 別	回数	参加者
市政出前講座	4	123
その他講座等	-	-
合 計	4	123

- (6) ホームページへの掲載
- ・ 随時 介護保険事業担当課ホームページ更新

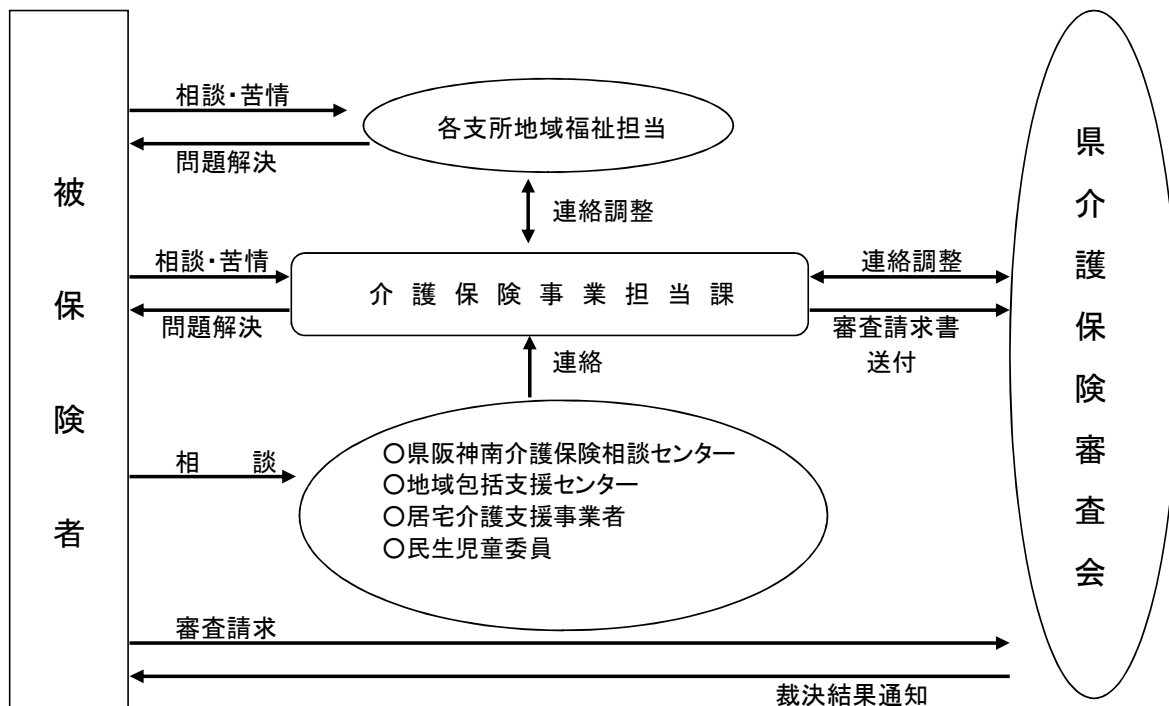
2 苦情相談件数

項 目	件 数
要介護認定に関するもの	5
介護サービスやケアプランに関するもの	42
保険料に関するもの	10
その他(制度の内容など)	97
合 計	154

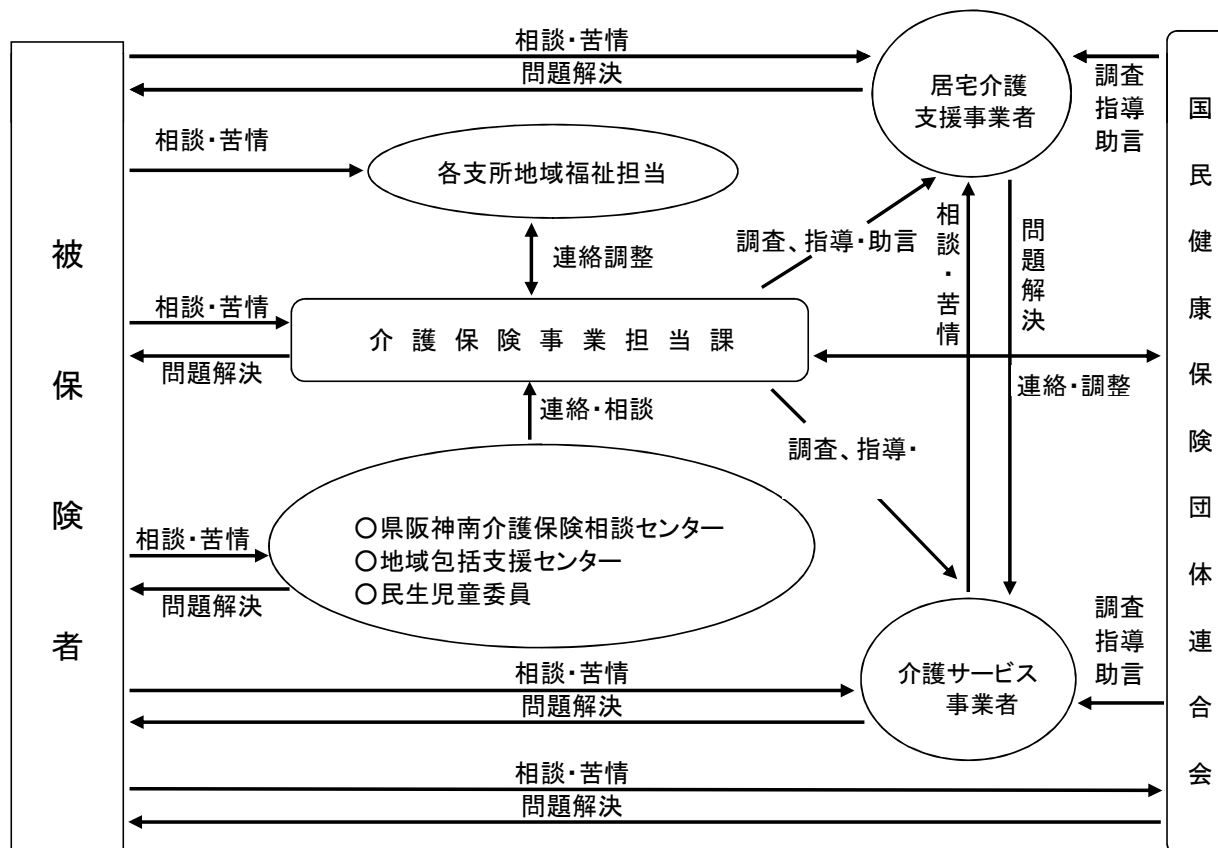
※対応困難事例のみ

3 相談・苦情への対応

(1) 要介護認定、保険料徴収について



(2) サービスの利用について



4 尼崎市内 介護保険事業所・施設数

(1)介護保険事業所・施設数

区分	サービス種類	26年度	27年度	28年度
ア	居宅介護支援	225	206	244
	訪問介護	313	295	302
	訪問入浴介護	8	8	8
	訪問看護	48	52	58
	訪問リハビリテーション	4	5	5
	居宅療養管理指導	7	6	6
	通所介護	186	187	87
	通所リハビリテーション	11	11	12
	短期入所生活介護	24	26	26
	短期入所療養介護	13	13	12
	特定施設入居者生活介護	7	8	9
	福祉用具貸与	43	40	37
	特定福祉用具販売	38	36	34
	イ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	4
夜間対応型訪問介護		0	0	0
地域密着型通所介護		-	-	103
認知症対応型通所介護		14	13	14
小規模多機能型居宅介護		8	12	13
認知症対応型共同生活介護		24	24	25
地域密着型特定施設入居者生活介護		2	2	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		3	3	3
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)		0	1	2
ウ	介護老人福祉施設	20	21	21
	介護老人保健施設	12	12	12
	介護療養型医療施設	1	1	0
合計		1,014	986	1,038

※1 事業所・施設数は各年度3月31日現在の数。ただし、医療機関のみなし指定は除く。

※2 区分アは居宅介護支援及び居宅サービス、イは地域密着型サービス、ウは介護保険施設を指す。

※3 平成28年度の数値は平成29年6月1日現在、届出済(処理済)の事業所データに基づく。

※4 地域密着型通所介護(平成28年度創設)は、従前の通所介護のうち定員18人以下のものを指す。

(2)市内の介護保険施設(平成29年3月31日現在)

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	特別養護老人ホームほがらか苑	東本町4丁目103-11	55
2	小田	特別養護老人ホーム西長洲荘	西長洲町3丁目3-20	105
3	小田	特別養護老人ホーム喜楽苑	長洲西通2丁目8-3	50
4	小田	特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里	下坂部3丁目2-40	60
5	小田	特別養護老人ホームゆめパラティース	下坂部3丁目3-1	100
6	小田	特別養護老人ホーム芦風荘	西長洲町1丁目3-1	100
7	小田	特別養護老人ホームアマルネス・ガーデン	西長洲町2丁目35-1	100
8	大庄	特別養護老人ホームサンホームあまがさき	大庄北3丁目15-1	70
9	大庄	特別養護老人ホームサンホーム大庄西	大島3丁目9-1	100
10	立花	特別養護老人ホーム南野の月	富松町3丁目2-37	55
11	立花	特別養護老人ホーム南野の庭	富松町3丁目6-20	30
12	立花	特別養護老人ホームロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20	85
13	武庫	特別養護老人ホームサンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16	70
14	武庫	特別養護老人ホーム博寿苑	武庫元町2丁目23-15	60
15	武庫	特別養護老人ホーム武庫之荘ホール	武庫町4丁目4-20	54
16	園田	特別養護老人ホーム春日苑	田能5丁目10-25	50
17	園田	特別養護老人ホームらくらく苑	田能4丁目2-50	105
18	園田	特別養護老人ホーム北之庄らくらく苑	田能3丁目5-28	50
19	園田	特別養護老人ホーム園田苑	小中島1丁目1-18	50
20	園田	特別養護老人ホームアマリリス	若王寺3丁目16-3	80
21	園田	特別養護老人ホームけま喜楽苑	食満2丁目22-1	55

② 地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	立花	地域密着型特別養護老人ホーム立花あまの里	水堂町1丁目10-37	29
2	園田	春日苑東館地域密着型特養	田能5丁目10-55	15
3	園田	特別養護老人ホームカラー尼崎	口田中1丁目16-2	29

③ 介護老人保健施設(老人保健施設)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	老人保健施設友の家	東本町2丁目51	50
2	中央	介護老人保健施設なにわローランド	東難波町1丁目3-10	96
3	中央	介護老人保健施設はくほう	昭和通2丁目12-8	100
4	中央	フローリス介護老人保健施設	西難波町6丁目11-6	100
5	小田	介護老人保健施設ローランド	潮江2丁目1-10	126
6	大庄	老人保健施設サンプラザ平成	大庄西町4丁目3-9	50
7	立花	老人保健施設南野の郷	富松町3丁目33-22	100
8	立花	医療法人尼崎厚生会(財団)立花介護老人保健施設	立花町4丁目4-23	68
9	立花	介護老人保健施設武庫之荘	南武庫之荘2丁目10-30	54
10	武庫	尼崎医療生協介護老人保健施設ひだまりの里	南武庫之荘11丁目12-1	95
11	園田	医療法人旭会そのだ介護老人保健施設	東園田町2丁目48-8	65
12	園田	尼崎老人保健施設ブルーベリー	上坂部2丁目24-5	150

④ 特定施設入居者生活介護事業所(養護老人ホーム・介護付有料老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	長安寮	東難波町4丁目9-27	50
2	小田	ウエルハウス尼崎	杭瀬南新町4丁目5-3	146
3	小田	ウエルハウス尼崎II番館	杭瀬南新町4丁目5-3	75
4	小田	パストラール尼崎	潮江1丁目10-2	182
5	立花	介護付有料老人ホームたのしい家塚口	塚口本町1丁目30-1	100
6	武庫	そんぼの家武庫之荘	常松1丁目22-3	48
7	園田	そんぼの家尼崎田能	田能5丁目1-28	45
8	園田	介護付有料老人ホームアットホームふじた	東園田町1丁目77	50
9	園田	チャーム尼崎東園田	東園田町5丁目61-1	64

⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所(介護付有料老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	大庄	コウダイケアサービスク株式会社介護付有料老人ホームうさぎの里	稲葉元町2丁目1-12	29
2	大庄	介護付有料老人ホームラウレト	武庫川町1-8	29

(3) 市内の地域密着型サービス事業所(平成29年3月31日現在)

※ 宿泊又は入居を伴うサービスに限る。

※ (2)に掲げた地域密着型介護老人福祉施設及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所は除く。

① 小規模多機能型居宅介護

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	小規模多機能型居宅介護のむら	大物町1丁目10-17	25
2	小田	小規模多機能型居宅介護園田苑	善法寺町10-3(2階)SAドーム	24
3	小田	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎下坂部・小規模多機能	下坂部3丁目18-8	24
4	小田	ルミネ尼崎	潮江2丁目19-7	25
5	大庄	小規模多機能型居宅介護桜うさぎ	稲葉元町2丁目1-12	12
6	大庄	サンホームあまがさき東館ゆとり庵『一步』	大庄北3丁目14-27	29
7	大庄	小規模多機能型居宅介護プチとまとちゃん	大庄中通5丁目14-17	25
8	大庄	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎大島・小規模多機能	大島1丁目10-1	18
9	立花	オアシス尼崎立花小規模多機能型居宅介護事業所	上ノ島町3丁目25-25	25
10	立花	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎三反田・小規模多機能	三反田町2丁目11-33	29
11	武庫	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎南武庫之荘・小規模多機能	南武庫之荘10丁目1-7	24
12	武庫	愛・コミュニティホーム尼崎武庫之荘	南武庫之荘4丁目9-6	29
13	園田	小規模多機能ホーム園田館	若王寺2丁目20-5	24

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

② 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	小田	かんたき尼崎	次屋1丁目9-1	29
2	武庫	かんたき武庫之荘	武庫豊町2丁目12-6	12

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

③ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	グループホームほのぼの建家	建家町68	18
2	中央	グループホームたのしい家出屋敷	宮内町2丁目123-1	18
3	中央	グループホームほのぼの	神田南通2-50	18
4	小田	グループホームたのしい家金楽寺	金楽寺町2丁目6-4	18
5	小田	セントケアホーム尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	27
6	小田	次屋の郷いな穂	次屋4丁目3-9	18
7	小田	グループホームここから尼崎小田	西川2丁目37-3	18
8	大庄	グループホームいなばの夢うさぎ	稲葉元町2丁目14-1	18
9	大庄	ニチイケアセンター尼崎稲葉荘	稲葉荘4丁目5-10	18
10	大庄	グループホームはたなか	大庄西町1丁目10-15	18
11	大庄	グループホームサンブラザやすらぎ	蓬川町331-4	9
12	立花	シニアケア塚口	南塚口町8丁目3-15	18
13	立花	シニアケアサザン塚口	南塚口町8丁目3-21	18
14	立花	愛の家グループホーム尼崎尾浜町	尾浜町3丁目25-1	18
15	立花	丸尾グループホーム「なごみ苑」	水堂町3丁目16-8	18
16	立花	愛の家グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘東2丁目19-39	18
17	武庫	愛・グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目18-19	18
18	武庫	グループホームこころあい武庫之荘	南武庫之荘8丁目17-28	18
19	武庫	武庫の里ケアハートガーデングループホームときとも	武庫の里2丁目26-20	18
20	武庫	グループホームあじさい	武庫町1丁目29-18	17
21	園田	グループホーム「春日の家」	田能5丁目10-25	18
22	園田	グループホームたのしい家園田	東園田町9丁目15-7	18
23	園田	グループホームきらら尼崎園田	瓦宮2丁目10-41	18
24	園田	グループホームいなの家	食満2丁目22-1	18
25	園田	尼崎ケアセンターそよ風	食満7丁目17-1	18

5 尼崎市地域包括支援センター運営部会

(1)設置年月日 平成26年4月1日

(2)設置目的

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置される「地域包括支援センター」の公正・中立を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、尼崎市地域包括支援センター運営部会(以下「部会」という)を設置する。

本部会は、平成18年4月1日に設置した「尼崎市地域包括支援センター運営協議会」を平成26年4月1日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

(3)組織

- ・委員数 20人以内 (平成28年3月31日現在 17人)
- ・任期 3年
- ・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。
 - ① 介護サービス等に関する事業者及び職能団体等
 - ② 介護サービスの利用者及び介護保険の被保険者等
 - ③ 地域における福祉関係者
 - ④ 地域ケア等に関する学識経験を有する者
 - ⑤ その他、保健・医療・福祉について知識経験を有する者

(4)所掌事項

- ① 地域包括支援センターの設置に関すること
- ② 地域包括支援センターの運営に関すること
- ③ 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの委託に関すること
- ④ 地域包括支援センターの業務の公正・中立を確保するための、事業内容等の評価に関すること
- ⑤ 地域包括ケアシステムの形成に向けた地域資源のネットワーク化に関すること
- ⑥ その他地域包括支援センターに関し必要なこと

(5)平成28年度開催回数

運営部会 3回(平成28年7月29日、平成28年11月14日、平成29年2月27日)

(6)地域包括支援センターについて

尼崎市役所支所設置条例に定める支所の対象地区を日常生活圏域とし、6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名 称	
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

6 尼崎市地域密着型サービス運営部会

(1)設置年月日

平成26年4月1日

(2)設置目的

本市における地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、尼崎市地域密着型サービス運営部会(以下「部会」という。)を設置する。

本部会は、平成18年4月1日に設置した「尼崎市地域密着型サービス運営委員会」を、平成26年4月1日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

(3)組織

- ・委員数 14人 (平成29年3月31日現在)
- ・任期 3年
- ・組織 委員は、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会に属する委員(専門委員及び臨時委員を含む。)で組織する。

(4)所掌事項

- ① 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取消に関すること
- ② 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関すること
- ③ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他地域密着型サービスの適正な運営の確保の観点から必要と認められる事項

(5)平成28年度開催回数

1回 (平成28年6月27日)

7 尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会

(1) 設置年月日

平成25年10月9日

(2) 設置目的

尼崎市介護保険事業計画に基づく指定地域密着型サービス事業者(介護予防を含む。以下「事業者」という。))の指定を受けるべき事業者の選定に関する事項を調査審議させるため、尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

本委員会は、平成19年8月1日に設置した「尼崎市地域密着型サービス事業者選定委員会」を、平成25年10月9日から、市長の附属機関として位置付けたものである。

(3) 組織

- ・委員数 5人以内 (平成29年3月31日現在 5人)
- ・任期 3年
- ・組織 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(4) 所掌事項

- ① 事業者の募集に係る条件等に関すること
- ② 事業者選定の基準を策定すること
- ③ 事業者の審査を行うこと
- ④ ②による選定の基準に基づき審査し、最適な事業者を選定し、市長に意見を述べること
- ⑤ その他事業者の選定に係る必要な事項を決定すること

(5) 平成28年度開催回数

1回(平成29年3月1日)

8 在宅医療・介護連携推進部会

(1)設置年月日

平成28年4月1日

(2)設置目的

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する仕組みを構築していくにあたり、本市の実態や専門的な見地、現場体験等を踏まえた審議を行う部会として位置付けたものである。

(3)組織

- ・委員数 16人 (平成29年3月31日現在 16人)
- ・任期 3年
- ・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。
 - ① 医療関係団体 7団体
 - ② 福祉関係団体 5団体
 - ③ 学識経験者 1人

(4)所掌事項

- ① 地域の医療・介護サービス資源の把握
- ② 在宅医療・介護サービス資源の把握
- ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
(入退院時の連携の仕組みの振り返り等含む)
- ④ 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

(5)平成28年度開催回数

3回(平成28年5月13日、平成28年9月27日、平成29年2月10日)

9 尼崎居宅介護支援事業連絡会

(1) 設立

平成12年2月3日

(2) 目的

尼崎市で事業展開を行う居宅介護支援事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、及びサービスの質の向上等に取り組むことを目的とする。

(3) 会員数

146事業者(平成28年5月24日現在)

(4) 主な活動内容

- ① 介護サービスの質の向上に関する研修会・連絡会等の開催
- ② 介護サービスに関する情報の共有のための諸事業
- ③ 介護保険等に関する事業者間の連絡及び協力体制の確保

日 時	項 目	内 容
平成28年 5月	総会	事業計画、予算審議
	全体研修会	講 演 ～介護保険制度の改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて～ 講 師 尼崎市健康福祉局高齢介護課 久保田 俊介氏 講 演 ～本市在宅医療・介護連携の現状の「お困りごと・お願いごと」並びに「今後の具体的取組の方向性(案)」について～ 講 師 尼崎市健康福祉局包括支援担当課 寺沢 元芳氏
平成28年 7月	全体研修会	講 演 「重度精神障害者を地域で支えるケアマネジメントーACT-Kの実践からー」 講 師 医療法人光樹会 たかぎクリニック 精神保健士 相談支援事務所しほふぁーれ 相談支援専門員 ACT-Kチームリーダー 金井 浩一氏
平成28年 10月	全体研修会	事例発表とグループワーク テーマ「困難事例及び認知症ケースについて」 講 師 特別養護老人ホームさんすい園 副施設長 前川 嘉彦氏
平成28年 11月	全体研修会	グループワーク テーマ「地域ケア会議について」 講 師 尼崎市健康福祉局福祉部包括支援担当課 峯 通子氏
平成28年 12月	意見交換会 名刺交換会	意見交換会・名刺交換会の開催
平成29年 2月	全体研修会	テーマ「総合事業と地域ケア会議(案)」 講 師 芦屋市精道高齢者生活支援センター センター長 針山 大輔氏

その他

<幹事会(役員会)の開催>

10回

IX 財政・条例等

1 財政

(1) 平成28年度介護保険事業費歳入歳出決算(見込)

(歳入)

(単位:円)

款	項	目	金額
04	介護保険料		8,187,385,956
	05	介護保険料	8,187,385,956
		05 第1号被保険者保険料	8,187,385,956
35	使用料及び手数料		900,880
	10	手数料	900,880
		05 手数料	900,880
40	国庫支出金		9,669,537,753
	05	国庫負担金	7,382,620,712
		10 介護給付費負担金	7,382,620,712
	10	国庫補助金	2,286,917,041
		10 調整交付金	2,094,919,000
		25 地域支援事業交付金	191,998,041
		30 介護保険事業費補助金	0
41	支払基金交付金		10,234,330,000
	05	支払基金交付金	10,234,330,000
		05 介護給付費交付金	10,231,257,000
		10 地域支援事業交付金	3,073,000
45	県支出金		5,219,364,000
	05	県負担金	5,114,941,000
		05 介護給付費負担金	5,114,941,000
	10	県補助金	104,423,000
		05 地域支援事業交付金	104,423,000
50	財産収入		3,415,098
	05	財産運用収入	3,415,098
		10 利子及び配当金	3,415,098
60	繰入金		5,505,756,304
	05	他会計繰入金	5,505,756,304
		05 他会計繰入金	5,505,756,304
	10	基金繰入金	0
		10 介護給付費準備基金繰入金	0
65	繰越金		712,422,273
	05	繰越金	712,422,273
		05 繰越金	712,422,273
70	諸収入		8,950,010
	05	延滞金、及び過料	603,500
		05 第1号被保険者延滞金	603,500
	30	雑入	8,346,510
		05 滞納処分費	0
		10 第三者納付金	1,623,950
		15 返納金	4,963,977
		20 雑入	1,758,583
		合 計	39,542,062,274

(歳出)

(単位:円)

款	項	目	金額
05	総務費		769,248,255
	05	総務管理費	769,248,255
		05 一般管理費	483,024,845
		10 連合会負担金	2,289,726
		15 賦課徴収費	27,863,667
		20 介護認定費	256,070,017
10	保険給付費		36,186,623,202
	05	介護サービス等諸費	35,253,578,222
		05 介護サービス等給付費	35,218,520,027
		10 審査支払手数料	35,058,195
	10	高額介護サービス費	933,044,980
		05 高額介護サービス費	933,044,980
17	地域支援事業費		525,235,976
	05	地域支援事業費	525,235,976
		05 介護予防事業費	11,009,302
		10 包括的支援等事業費	514,226,674
25	基金積立金		350,636,098
	05	基金積立金	350,636,098
		05 介護給付費準備基金積立金	350,636,098
60	諸支出金		324,725,734
	10	諸費	324,725,734
		10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	324,725,734
65	予備費		0
	05	予備費	0
		05 予備費	0
		合 計	38,156,469,265

(繰越)

翌年度繰越(実質収支)	1,385,593,009
-------------	---------------

(2) 平成29年度介護保険事業費歳入歳出予算(当初)

(歳入)

(単位:千円)

款	項	目	金額
04	介護保険料		8,249,870
	05	介護保険料	8,249,870
		05 第1号被保険者保険料	8,249,870
35	使用料及び手数料		1
	10	手数料	1
		05 手数料	1
40	国庫支出金		9,464,408
	05	国庫負担金	6,972,396
		10 介護給付費負担金	6,972,396
	10	国庫補助金	2,492,012
		10 調整交付金	1,983,771
		25 地域支援事業交付金	508,241
41	支払基金交付金		10,820,847
	05	支払基金交付金	10,820,847
		05 介護給付費交付金	10,488,571
		10 地域支援事業交付金	332,276
45	県支出金		5,762,502
	05	県負担金	5,201,838
		05 介護給付費負担金	5,201,838
	10	県補助金	560,664
		05 地域支援事業交付金	560,664
50	財産収入		4,748
	05	財産運用収入	4,748
		10 利子及び配当金	4,748
60	繰入金		6,116,571
	05	他会計繰入金	5,938,384
		05 他会計繰入金	5,938,384
	10	基金繰入金	178,187
		10 介護給付費準備基金繰入金	178,187
65	繰越金		1
	05	繰越金	1
		05 繰越金	1
70	諸収入		1,209
	05	延滞金、及び過料	1
		05 第1号被保険者延滞金	1
	30	雑入	1,208
		05 滞納処分費	1
		10 第三者納付金	1
		15 返納金	1
		20 雑入	1,205
	合	計	40,420,157

(歳出)

(単位:千円)

款	項	目	金額
05	総務費		881,482
	05	総務管理費	881,482
		05 一般管理費	557,780
		10 連合会負担金	5,335
		15 賦課徴収費	32,870
		20 介護認定費	285,497
10	保険給付費		37,459,183
	05	介護サービス等諸費	36,171,627
		05 介護サービス等給付費	36,131,293
		10 審査支払手数料	40,334
	10	高額介護サービス費	1,287,556
		05 高額介護サービス費	1,287,556
15	財政安定化基金拠出金		0
	05	財政安定化基金拠出金	0
		05 財政安定化基金拠出金	0
17	地域支援事業費		1,763,241
	05	地域支援事業費	1,763,241
		05 介護予防事業費	1,186,698
		10 包括的支援等事業費	576,543
25	基金積立金		4,748
	05	基金積立金	4,748
		05 介護給付費準備基金積立金	4,748
60	諸支出金		13,503
	10	諸費	13,503
		10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	13,503
65	予備費		1,000
	05	予備費	1,000
		05 予備費	1,000
	合	計	40,123,157

(3) 介護保険事業に係る基金の状況

○ 尼崎市介護給付費準備基金

(単位:円)

	26年度	27年度	28年度
前年度末基金残高	575,812,160	556,680,596	898,709,904
基金積立額合計	1,727,436	342,029,308	350,636,098
保険料積立額	0	341,192,000	347,221,000
運用収入積立額	1,727,436	837,308	3,415,098
基金取崩額	20,859,000	0	0
年度末基金残高	556,680,596	898,709,904	1,249,346,002

2 条例等

(1) 尼崎市介護保険条例

平成12年3月24日

条例第22号

(この条例の趣旨)

第1条 本市が行う介護保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)における用語の意義による。

(平29条例14・追加)

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数等)

第3条 法第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、200人以内とする。

2 認定審査会の委員の任期は、3年とする。

(平15条例14・一部改正、平29条例14・旧第2条繰下・一部改正)

(地域支援事業の実施)

第4条 本市は、介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号に掲げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施するものとする。

(平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第3条繰下・一部改正)

(保険料率)

第5条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 35,532円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 48,679円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 53,298円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 63,958円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 71,064円
- (6) 次のいずれかに該当する者 85,277円

ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同

じ。)であって、この号の額が賦課されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((2)に該当する者に限る。次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イにおいて同じ。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 88,830円

ア 合計所得金額が120万円以上125万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 92,383円

ア 合計所得金額が125万円を超え190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 106,596円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 120,809円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 129,692円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 138,575円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 147,458円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 156,341円

(平15条例14・平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第4条繰下・一部改正)

(普通徴収に係る納期)

第6条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 6月1日から同月30日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 8月1日から同月31日まで
- 第4期 9月1日から同月30日まで
- 第5期 10月1日から同月31日まで
- 第6期 11月1日から同月30日まで
- 第7期 12月1日から翌年1月4日まで
- 第8期 1月4日から同月31日まで
- 第9期 2月1日から同月末日まで
- 第10期 3月1日から同月31日まで

2 前項により難いときは、市長が別に納期を定める。

3 第1項に定める期限が土曜日であるときは、この日を休日とみなして民法(明治29年法律第89号)第142条の規定を適用する。

(平29条例14・旧第5条繰下・一部改正)

(第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定)

第7条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から、月割りをもって行う。

2 前項の規定により保険料額を算定する場合における第5条の規定の適用については、同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

4 保険料の賦課期日(同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項(第2号を除く。)において「賦課期日」という。)後に令第39条第1項第1号イに掲げる者(賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ(2)に該当するものに限る。)又は同号ロ若しくはニ、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ若しくは第5条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに掲げる者(以下これらの者を「被保護者等」という。)に該当することとなった第1号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 第1号被保険者が被保護者等に該当することとなった日(以下「異動日」という。)前に当該第1号被保険者に賦課されていた保険料額について、当該異動日の属する月の前月までの月割りにより算定した

額

(2) 異動日を賦課期日とみなして第5条の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額

5 第1項及び前2項の規定により算定された保険料額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平18条例36・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第6条繰下・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第8条 保険料額を決定したときは、市長は、速やかにこれを第1号被保険者に通知する。その額を変更したときも、また同様とする。

(平29条例14・旧第7条繰下)

(保険料の減免等)

第9条 市長は、保険料の納付義務者について災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、当該保険料の納付義務者からの申請により、保険料を減免し、又は6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

(平29条例14・旧第8条繰下)

(督促)

第10条 保険料を納期限までに納付しない者があるときは、市長は、納付の期限を指定して督促状を発する。

2 前項の督促状により指定する納付の期限は、その督促状を発した日から起算して11日目とする。

(平29条例14・旧第9条繰下)

(督促手数料)

第11条 前条第1項の規定により督促状を発したときは、1通について80円の督促手数料を徴収する。

(平29条例14・旧第10条繰下)

(延滞金)

第12条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料の金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する延滞金の額の計算に係る年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(平29条例14・旧第11条繰下)

(指定居宅サービス事業者の指定申請手数料等)

第13条 法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第12条繰下・一部改正)

(指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料等)

第14条 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第13条繰下・一部改正)

(指定介護老人福祉施設の指定申請手数料等)

第15条 法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者又は同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第14条繰下・一部改正)

(指定事業者の指定申請手数料等)

第16条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、指定事業者の指定又はその更新の申請の際、別表第4に定める手数料を納付しなければならない。

(平29条例14・追加)

(手数料の減免等)

第17条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第13条から前条までの手数料を減免することができる。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第15条繰下・一部改正)

(罰則)

第18条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第12条繰下、平29条例14・旧第16条繰下)

第19条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平18条例36・一部改正、平24条例24・旧第13条繰下、平29条例14・旧第17条繰下)

第20条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第14条繰下、平29条例14・旧第18条繰下)

第21条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第15条繰下、平29条例14・旧第19条繰下)

第22条 第18条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

2 第18条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(平24条例24・旧第16条繰下・一部改正、平29条例14・旧第20条繰下・一部改正)

(介護給付費準備基金)

第23条 介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるため、尼崎市介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金として積み立てる額は、毎年度尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

5 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(平24条例24・旧第17条線下、平29条例14・旧第21条線下)

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例24・旧第18条線下、平29条例14・旧第22条線下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の廃止)

2 尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例(平成11年尼崎市条例第24号)は、廃止する。

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期)

3 本市における介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るため介護予防及び日常生活の支援に係る体制の整備が必要であることから、法第115条の45第1項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は、実施しない。この場合において、第4条中「介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第115条の45第1項第1号及び第2号並びに法第115条の45第2項各号」と読み替えるものとする。

(平27条例25・追加、平29条例14・一部改正)

(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)

4 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,584円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,876円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 9,167円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 11,459円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 13,751円

(平27条例25・旧第3項線下)

5 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 13,454円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 20,181円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 26,907円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 33,634円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 40,361円

(平27条例25・旧第4項繰下)

(平成12年度分の普通徴収に係る納期の特例)

- 6 普通徴収の方法によって徴収する平成12年度分の保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 平成12年10月1日から同月31日まで

第2期 平成12年11月1日から同月30日まで

第3期 平成12年12月1日から平成13年1月4日まで

第4期 平成13年1月4日から同月31日まで

第5期 平成13年2月1日から同月28日まで

第6期 平成13年3月1日から同年4月2日まで

(平27条例25・旧第5項繰下)

(平成13年度分の普通徴収に係る保険料の納付額の特例)

- 7 平成13年度分の普通徴収に係る保険料の第5条第1項に規定する各納期ごとの納付額は、第5期から第10期までの各納期ごとの納付額の合計額が第1期から第4期までの各納期ごとの納付額の合計額のおおむね2倍となるように分割して定めるものとする。

(平27条例25・旧第6項繰下)

(平成12年度及び平成13年度における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定の特例)

- 8 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第3項の規定による保険料額(次項において「平成12年度特例保険料額」という。)を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日の属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日の属する月を除く。以下この項において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第4項の規定による保険料額(以下「平成13年度特例保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(平27条例25・旧第7項繰下)

- 9 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イに掲げる者(同号イ(2)に係るものに限る。)に該当する

に至った第1号被保険者(保険料の賦課期日に同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者に限る。)並びに同号ロ及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ又は同項第4号ロに掲げる者に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該異動した日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 当該異動後における平成12年度特例保険料額
- (2) 当該異動した日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該異動した日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該異動後における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該異動した日が、平成13年10月中である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該異動した日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額、当該異動前における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(平27条例25・旧第8項繰下)

(平成18年度における保険料率の特例)

10 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「改正政令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(以下「世帯主等」という。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 47,472円
- (2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正す

る法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の規定の適用を受ける者に限る。次号において同じ。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成18年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 49,847円

- (3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成18年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 61,714円

(平18条例36・追加、平27条例25・旧第9項繰下)

(平成19年度における保険料率の特例)

- 11 改正政令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成19年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において同条第2号又は第3号に該当するもの 52,223円

- (2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。)を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 56,968円

- (3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 66,465円

(平18条例36・追加、平20条例12・一部改正、平27条例25・旧第10項繰下)

(平成20年度における保険料率の特例)

- 12 前項の規定は、改正政令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「附則第4条第1項第3号又は第4号」とあるのは「附則第4条第1項第5号又は第6号」と、「平成19年度に」とあるのは「平成20年度に」と、同項第1号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第2号中「地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける」とあるのは「改正政令附則第4条第1項第5号に該当する」と、「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第3号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と読み替えるものとする。

(平18条例36・追加、平20条例12・全改、平27条例25・旧第11項繰下)

(平成24年度における保険料率の特例)

- 13 第4条第9号に該当する第1号被保険者であって、平成23年の合計所得金額が190万円以上200万円未満であるものの平成24年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、85,458円とする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第12項繰下)

(平成25年度における保険料率の特例)

- 14 前項の規定は、同項に規定する者の平成25年度における保険料率について準用する。この場合にお

いて、同項中「平成23年」とあるのは「平成24年」と、「85,458円」とあるのは「90,804円」と読み替えるものとする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第13項繰下)

(平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の特例)

- 15 第5条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,979円とする。

(平27条例35・追加、平28条例36・平29条例14・一部改正)

(延滞金の割合の特例)

- 16 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とする。

(平18条例36・旧第9項繰下、平24条例24・旧第12項繰下、平25条例60・全改、平27条例25・旧第14項繰下、平27条例35・旧第15項繰下、平29条例14・一部改正)

付 則(平成15年3月28日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成18年3月28日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月27日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月30日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成24年3月28日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成25年10月9日条例第60号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例付則第6項及び第7項の規定、第2条の規定による改正後の尼崎市国民健康保険条例付則第14項の規定、第3条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例付則第14項の規定並びに第4条の規定による改正後の尼崎市後期高齢者医療に関する条例付則第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付 則(平成27年3月27日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2備考の改正規定(「第21項」を「第22項」に改める部分に限る。)は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(平成27年2月18日政令第49号で、平成28年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成27年5月22日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月28日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月24日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第14条を第15条とし、同条の次に1条を加える改正規定(第14条を第15条とする部分を除く。)及び別表第3の次に1表を加える改正規定並びに次項及び付則第3項の規定 公布の日の翌日

(2) 第2条の規定 平成29年4月1日

(経過措置)

2 次の各号に掲げる者で、当該各号に定める指定事業者の指定(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定をいう。以下同じ。)を受けようとするものは、当該指定事業者の指定に係る事業所についての初回の当該指定事業者の指定の申請に限り、第1条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

(1) 平成29年4月1日(以下「基準日」という。)の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされる医療介護総合確保推進法第5条の規定(医療介護総合確保推進法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧介護予防訪問介護」という。)に係るものに限る。以下「旧予防訪問介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業(法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(2) 基準日の前日から引き続き旧予防訪問介護指定を受けている者(前号に該当する者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するものを除く。)に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(3) 基準日の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者の指定(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。以下「旧予防通所介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号通所事業(法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防通所介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号通所事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防通所介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

3 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者で、当該指定事業者の指定の更新を受けようとするものは、当該更新に係る事業所についての初回の当該更新の申請に限り、改正後の条例第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

別表第1

(平24条例24・追加、平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1 指定居宅サービス事業者の指定申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 20,000円
2 指定居宅サービス事業者の指定更新申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 10,000円
3 指定居宅介護支援事業者の指定申請手数料	1件につき 20,000円
4 指定居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
5 指定介護予防サービス事業者の指定申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
6 指定介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

別表第2

(平24条例24・追加、平27条例25・平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1 指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 20,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、30,000円)
2 指定地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 10,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、15,000円)
3 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
4 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

別表第3

(平24条例24・追加、平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1 指定介護老人福祉施設の指定申請手数料	1件につき 30,000円
2 指定介護老人福祉施設の指定更新申請手数料	1件につき 15,000円
3 介護老人保健施設の開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
4 介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
5 介護老人保健施設の変更許可申請手数料	1件につき 33,000円

別表第4

(平29条例14・追加)

種別	手数料
1 指定事業者の指定申請手数料	第1号事業の種類1件につき 14,000円
2 指定事業者の指定更新申請手数料	第1号事業の種類1件につき 7,000円

(2) 尼崎市介護保険規則

平成12年3月31日

規則第40号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特例居宅介護サービス費の額)

第2条 法第42条第1項の規定により居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例居宅介護サービス費の額は、法第42条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護サービス費の額)

第2条の2 法第42条の3第1項の規定により要介護被保険者(法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例地域密着型介護サービス費の額は、地域密着型サービス(法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての法第42条の3第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例居宅介護サービス計画費の額)

第3条 法第47条第1項の規定により居宅要介護被保険者に対して支給される特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例施設介護サービス費の額)

第4条 法第49条第1項の規定により要介護被保険者に対して支給される特例施設介護サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第5条 法第50条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第49条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第83条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護サービス費の額)

第5条の2 法第51条の4第1項の規定により特定入所者(法第51条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例特定入所者介護サービス費の額は、法第51条の4第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額)

第6条 法第54条第1項の規定により居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例介護予防サービス費の額は、法第54条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護予防サービス費の額)

第6条の2 法第54条の3第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例地域密着型介護予防サービス費の額は、地域密着型介護予防サービス(法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての同条第2項の規定による費用の額の10分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例介護予防サービス計画費の額)

第7条 法第59条第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例介護予防サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(介護予防サービス費等の額の特例)

第8条 法第60条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第59条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、省令第97条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護予防サービス費の額)

第8条の2 法第61条の4第1項の規定により特定入所者に対して支給される特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(保険料端数金額の合算)

第9条 条例第6条第1項の各納期又は同条第2項の規定により定められた各納期に納付すべき保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の納期に納付すべき保険料に合算する。

(平29規則8・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第10条 条例第8条の規定による保険料額の通知は、介護保険料決定通知書又は介護保険料変更通知

書により行う。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等)

第11条 条例第9条に規定する災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があるときその他市長が特に必要があると認めるときとする。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等の申請)

第12条 条例第9条の規定により保険料の減免又は徴収の猶予(以下「減免等」という。)を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知する。

(平29規則8・一部改正)

(減免等の取消し)

第13条 市長は、減免等を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、これを取り消すことができる。

(1) 資力その他の事情が変化したため減免等を受けることが不相当であると認められるとき。

(2) 虚偽の申請その他の不正行為により減免等を受けていたとき。

2 市長は、前項の規定により減免等を取り消したときは、減免等により支払を免れた額又は徴収を猶予された額を一時に徴収するものとする。

(過誤納金の取扱い)

第14条 市長は、過納又は誤納となる徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なくこれを還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなった徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当する。

3 市長は、前項の規定により充当したときは、その旨を当該納付義務者に通知する。

(第三者の行為による損害等の届出)

第15条 被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(介護保険徴収職員証)

第16条 介護保険料その他法の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する職員は、これらの職務を行う場合は、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平23規則27・追加)

(施行の細目)

第17条 この規則の規定による申請書その他の様式等条例の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平23規則27・旧第16条線下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(平27規則21・旧附則・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額に関する経過措置)

2 第6条の規定の適用については、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、同条中「法第54条第3項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第54条第3項」と読み替えるものとする。

(平27規則21・追加)

付 則(平成18年3月30日規則第44号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第2条の改正規定、第3条の改正規定、第4条の改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年3月31日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第2条から第3条まで、第5条の2から第7条まで及び第8条の2の改正規定 公布の日

(2) 第5条及び第8条の改正規定 平成27年8月1日

付 則(平成29年3月24日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(平23規則27・追加)

別記様式
(表面)

第 号	介護保険徴収職員証	↑ 5.2 セ ン チ メ ー ト ル ↓
	顔写真	
	所属 氏名	
	平成 年 月 日	
	尼 崎 市 長	[印]
← 7.4センチメートル →		

(裏面)

- 1 本証は、介護保険料その他介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する際には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(3) 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を

定める条例

平成24年12月21日

条例第52号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「改正法」という。)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第26条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)における用語の意義による。

(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第13項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者(以下「指定居宅サービス事業者等」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。
- 3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。
- 4 指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所(以下「指定居宅サービス事業所等」という。)は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。
- 5 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)に規定する研修(以下この項に

において「研修」という。)の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。

- 7 指定居宅サービス事業所等の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。
 - (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定居宅サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。
- 9 指定居宅サービス事業者等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業(以下「特定事業」という。))を行う者に限る。以下「特定指定居宅サービス事業者等」という。)は、リハビリテーションその他の機能訓練その他利用者に対して提供するサービス又はこれに付随するものとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号又は第5号に該当する営業(以下「特定風俗営業」という。)に係る遊技その他利用者の射幸心を過度にそそるおそれ又は利用者が過度に依存するおそれがある遊技(以下「対象遊技」という。)を、通常の日常生活の範囲内における行為と認められる時間として市長が別に定める時間を超えて利用者に提供してはならない。
- 10 特定指定居宅サービス事業者等は、対象遊技の結果に応じて疑似通貨(物品、金銭、役務その他の経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。)を利用者に提供してはならない。
- 11 特定指定居宅サービス事業者等は、正当な理由なく、省令第16条に規定する居宅サービス計画(規則で定める事業にあつては、規則で定める計画)において定められた回数、時間その他の数量等を超えて居宅サービス(対象遊技を提供するものに限る。)を提供してはならない。
- 12 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の施設(利用者が容易に見ることができ部分に限る。以下この項において同じ。)の外観若しくは内装、当該施設における設備若しくは備品の配置又は当該事業所におけるサービスの提供の方法について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。
- 13 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

(平25条例14・平26条例48・平28条例50・一部改正)

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準)

第4条 法第47条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第29条第2項(省令第30条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 介護支援専門員(省令第2条第1項に規定する介護支援専門員をいう。)は、省令第13条第8号(同条第15号及び省令第30条において準用する場合を含む。)の規定により居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならない。

3 前条第3項から第8項までの規定は、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・追加)

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第5条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業(以下「指定介護予防サービス事業等」という。)について、同条第9項から第13項までの規定は指定介護予防サービス事業等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第4条繰下・一部改正、平28条例50・一部改正)

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準)

第6条 法第59条第1項第1号の条例で定める基準(以下「基準該当介護予防支援事業基準」という。)並びに法第115条の24第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下「指定介護予防支援事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第28条第2項(省令第32条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第3項から第8項まで及び第4条第2項の規定は、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る基準該当介護予防支援事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定介護予防支援事業基準のとおりとする。

(平26条例48・追加)

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第7条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第5条繰下・一部改正)

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第8条 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(平26条例48・旧第6条繰下)

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第9条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第7条繰下・一部改正)

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第10条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項から第8項までの規定は指定地域密着型サービスの事業について、同条第9項から第13項までの規定は当該事業(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事業基準のとおりとする。

(平26条例48・旧第8条繰下、平28条例50・一部改正)

(法第79条第2項第1号の条例で定める者)

第11条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第132条の3の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加)

(法第86条第1項の条例で定める数)

第12条 法第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、30以上とする。

(平26条例48・旧第9条繰下)

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準)

第13条 法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第3条第1項第1号イ中「1人」とあるのは「1人(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下)」と、省令第37条第2項(省令第49条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第10条繰下、平28条例50・一部改正)

(介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準)

第14条 法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第38条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第11条繰下、平28条例50・一部改正)

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

第15条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項

において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の17の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第12条繰下・一部改正)

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第16条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の27の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第13条繰下・一部改正)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第17条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第13項まで及び第10条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第14条繰下・一部改正、平28条例50・一部改正)

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第18条 法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の34の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加)

(地域包括支援センターの職員等の基準)

第19条 法第115条の46第4項の条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準(同条第1号に規定する基準を除く。以下この条において「実施基準」という。)(実施基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

2 地域包括支援センター(以下この条において「センター」という。)の設置者は、センターごとに、専らその職務に従事する常勤の職員で次の各号に掲げるものを、原則として別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に従って置かなければならない。

(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規定する保健師その他これに準ずる者

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第1項に規定する社会福祉士その他これに準ずる者

(3) 主任介護支援専門員(施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者

3 センターの設置者は、センターにおける包括的支援事業に関する記録(市長が別に定めるものに限る。)を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

4 第3条第3項の規定はセンターの設置者について、同条第4項の規定はセンターについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・追加)

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準)

第20条 旧法第110条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成24年厚生労働省令第10号)第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第36条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は指定介護療養型医療施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第15条線下)

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月7日条例第14号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則(平成26年12月19日条例第48号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年10月6日条例第50号)

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

別表

(平26条例48・追加)

センターが担当する区域内に居住する第1号被保険者の人数	人員配置基準
おおむね3,000人以上6,000人未満	第19条第2項第1号から第3号までに掲げる者(以下「保健師等」という。)のそれぞれ1人
おおむね6,000人以上8,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね8,000人以上10,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人
おおむね10,000人以上12,000人未満	保健師等のそれぞれ2人
おおむね12,000人以上14,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね14,000人以上16,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人

